

会 期 日 程 表

平成17年9月

会 期	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	14	水	午前10時00分	開 会 会議録署名議員の指名 会 期 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 人 事 案 件 採 決 決算特別委員会の設置 及 び 委 員 の 選 任 請 願 ・ 陳 情 上 程 趣旨説明・委員会付託
第2日	15	木		休 会 （ 常 任 委 員 会 ）
第3日	16	金		休 会 （ 常 任 委 員 会 ）
第4日	17	土		休 会
第5日	18	日		休 会
第6日	19	月		休 会
第7日	20	火	午前10時00分	一 般 質 問
第8日	21	水		休 会
第9日	22	木	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（１０時００分）

開 会・会 議

議 長（大谷内義一）

ただいまから、平成１７年第３回能登町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は３９人で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

「会議録署名議員の指名」

議 長（大谷内義一）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、１１番岩住福二君、１２番石岡安雄君を指名いたします。

「会期の決定」

議 長（大谷内義一）

日程第２「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本日の定例会の会期は、本日から９月２２日までの９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なしの声

異議なしと認めます。よつて、会期は、本日から９月２２日までの９日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長（大谷内義一）

地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、報告１件、議案１３件、諮問１件、認定４１件が提出されております。また、監査委員から、平成１６年度決算審

査及び平成17年度5月分、6月分、7月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承を願います。これで、諸般の報告を終わります。

報告第47号～認定第41号

議 長（大谷内義一）

日程第4、報告第47号、専決処分の承認を求めることについて及び、日程第5、議案第37号、平成17年度能登町一般会計補正予算から、日程第17、議案第49号、平成17年度能登町立松波小学校大規模改造第2期工事請負契約についてまでの13件、日程第18、諮問第1、人権擁護委員候補者の推薦について、並びに日程第19、平成16年度能都町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第59、認定第41号、平成16年度能登町病院事業会計決算の認定についてまでの41件、併せて56件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長持木一茂君。

提案理由の説明

町 長（持木一茂）

本日ここに、平成17年第3回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案しております、各議案の提案理由の前に、一言ごあいさつを申し上げます。町長就任以来早いもので、まもなく半年になります。現在、将来のまちづくりの指針となる「能登町総合計画」に町民の皆さんのアイディアを活かすため、「能登町の未来を語る会」を7月下旬から柳田地区より順次開催しているところです。

今後開かれる内浦地区、能都地区の方々にも、能登町まちづくり計画にありました「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」づくりのため、地域住民の生の声をお聞きし、意見交換を通じて貴重なご意見を今後の町政に役立てて参りたいと思いますので、住民の方々に多数ご参加していただけるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、ここ数年、全国各地で深刻な自然災害が相次いでいます。昨年度は、観測史上最多となる10個の台風の上陸などによる風水害に加えて、新潟県中越地震などの地震災害も相次ぎました。

「災害は忘れたころにやってくる」という言葉がありますが、昨今の我が国

の状況を見ていると、「災害は忘れぬうちに次の災害がやってくる」と言わざるを得ません。国、県及び市町村の行政レベルの連携でしっかりした危機管理体制を作ることが目的に、防災週間期間中の9月3日に、石川県総合防災訓練が能登町を会場として開催されました。訓練は、能登半島沖を震源とするマグニチュード7.8の地震を想定したもので、県内外の80機関、4,509人もの人たちが連携し、町内一円で消火訓練や人命救助等様々な想定をたて訓練を実施いたしました。

今回の防災訓練により、消防団の役割は大規模災害など、いざという時に市町村の貴重な戦力であり、関係機関、住民相互の連携及び協力体制を今後とも協力に推進していくことが、ますます重要であると強く認識いたしました。今後の町政運営におきましては、今回の訓練を活かし、町民にとって一層の安全で安心なまちづくりに努めて参りたいと考えておりますので、議員各位にはこれまで以上にご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、今回ご提案いたしました報告1件、議案13件、諮問1件、認定41件につきまして、逐次ご説明いたします。

まず、報告第47号「平成17年度能登町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、2,047万円を追加し、予算総額を、160億1,647万円とするものであります。補正の内容は、先月急に解散され、この11日に実施された衆議院議員総選挙に関する予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第37号から議案第44号までは、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計予算の補正であります。当初予算の編成後、補助制度等の変更や事業変更等により、多少の組み替えを要するものがあり、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しく願いいたします。

議案第37号「平成17年度能登町一般会計補正予算（第2号）」は、4億7,815万3千円を追加し、予算総額を、164億9,462万3千円とするものであります。歳出では、第2款「総務費」に、1,092万2千円を追加いたしました。その内容は、第1項「総務管理費」のうち、第1目「一般管理費」は、分庁舎の宿直を廃止し、警備委託移行に伴う宿直手当の減額であり、また、行政改革大綱を策定するために必要な、行政改革推進委員の報酬等を追加したものです。第5目「財産管理費」には、内浦庁舎・柳田庁舎、議会庁舎の夜間警備保障業務に要する経費の他、最近、健康被害が問題になっているアスベストの調査費を計上いたしました。これは、公共施設、特に学校や保育所・福祉施設等、町民が多く利用する施設について、緊急にアスベストの使用状況や、含有率等を調査し、現状や安全性の検証を行うと共に、今後も迅速な改修や対

応を進める考えでありますので宜しくお願いいたします。第7目「企画費」は、土地利用規制対策事業の補助内示額の確定による追加であります。第8目「行政情報施設管理費」には、公共施設や関連施設の電話網をIP化することによって、通信料の縮減を図ることを目的として、必要な経費を追加すると共に、第15目の「電子自治体推進費」からの組み替えにより財源の確保を行ったものであります。また、第13目「交通安全対策費」には、バス待合所の整備費を追加いたしましたのでよろしくお願いいたします。第2項「徴税費」の追加は、法人町民税の税額確定等を主な理由とする還付金の見込額を計上したものであります。第4項「選挙費」の減額は、農業委員会選挙費の確定に伴うものです。第5項「防災費」の追加は、県道改良に伴う防災行政無線放送施設柱の移設に要する経費を追加したものでございます。

第3款「民生費」には、2,274万2千円を追加いたしました。第1項「社会福祉費」については、事務費の調整が主な内容ですが、第5目「老人福祉費」に、老人保健特別会計への繰出金を、1,837万4千円を計上し、第8目「国民年金費」に、収納対策のための「年金関連データ作成システム構築」に係る経費を追加いたしました。また、第2項「児童福祉費」では、神野保育所法面保護工事費を計上いたしましたので宜しくお願いいたします。

第4款「衛生費」には、2,014万9千円を追加いたしました。第1項「保健衛生費」では、合併浄化槽設置事業費の追加を行っております。第3項「水道費」は、「老朽管更新事業」と「瑞穂背後地無水源整備事業」に関する出資金、簡易水道事業特別会計への繰出金を、追加したものであります。

第5款「労働費」では、勤労青少年ホームの下水道接続工事費を主な内容として、61万9千円の追加をおこないました。

6款「農林水産業費」は、521万8千円の追加であります。第1項「農業費」では、6月以降の大雨による農道・水路等の堆積土砂の除去に要する経費、第5目「農地費」には、「土地改良事業費」及び「農業集落排水事業特別会計」への繰出金の追加を行い、第2項「林業費」では、第1目「林業総務費」に、大雨により林道にたまった土砂除去に要する経費を追加した他、第2目「林業振興費」では、森林づくり交付金事業の組替えを行ったものであります。第3項「水産業費」には、347万6千円を追加いたしました。第1目「水産総務費」は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金を減額し、第2目「水産振興費」には、石川県研修生受入船主協議会が実施する「外国人研修生宿舍整備事業」への補助金と、能都漁協が実施する「能登の魚ブランド化推進事業」への補助金を追加しております。

第7款「商工費」には、596万円を追加いたしました。その内容は、第2目「商工業振興費」に県補助事業の内示に伴う「商工業振興対策事業」の補助

金と、今後追加申請が見込まれる「中小企業経営支援緊急助成事業」補助金を追加し、第3目「観光費」には、友好都市である千葉県流山市への出向宣伝費と、合併による町名変更を原因とする「観光のぼり旗」作成費、そして、観光施設特別会計への繰出金を追加いたしましたので宜しくお願い致します。

8款「土木費」は、1,040万円を追加いたしました。第2項「道路橋りょう費」、第3目「道路橋りょう新設改良事業」では、「道路橋りょう新設改良事業費」及び「地方特定道路整備事業」の減額をいたしておりますが、国の補助制度の改正に合わせて、「みち整備交付金事業」への振替を行ったものであり、実質的には一部事業の追加もあって、本事業には、16,237万円を計上することになりました。また、「地方道路交付金事業」につきましては、今後の事業遂行に必要な組替えを行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

9款「消防費」は、1,467万8千円を追加いたしました。第2目「非常備消防費」には、消防団員防寒衣の購入費を追加し、第3目「消防施設費」は、水道事業会計への繰出金を内容とする「消防施設維持管理費」を減額し、国道改良に伴う宮犬地区防火水槽移転工事費を主な内容として「消防施設等整備事業費」を追加いたしました。

第10款「教育費」は、204万1千円を追加いたしました。その内容は、今後見込まれる一般事務費や施設維持管理費の調整を行ったほか、第2項「小学校費」と、第3項「中学校費」の学校管理費では、下水道接続に必要な経費の組替を行ったものであり、第5項「保健体育費」には、例年、興能信用金庫からの寄付により、「猿鬼歩こう・走ろう健康大会」の助成をおこなってまいりましたので、本年度もこの補助金60万円を計上いたしております。

第11款「災害復旧費」は、25,656万5千円を追加いたしましたが、本年6月以降の大雨により発生した災害の復旧費を計上したものであります。第1項「農林水産施設災害復旧費」には、農地災害22件と、農業用施設災害39件の合計61件、6,560万7千円。第2項「公共土木施設災害復旧費」には、道路災害10件と、河川災害15件の合計25件、15,676万7千円。更に第3項「文教施設災害復旧費」を新たに設け、3,419万1千円を計上して、能都中学校の災害箇所への復旧に当たることといたしておりますので、宜しくお願いいたします。

第12款「公債費」には、今後の一刻も早い財政の健全化を図りたい趣旨から12,839万7千円の繰上償還金を追加し、介護保険特別会計との調整のため元利償還金を53万8千円減額いたしましたので宜しくお願いいたします。

以上、47,815万3千円の財源といたしまして、歳入では、第11款「分担金及び負担金」に、33万9千円、第12款「使用料及び手数料」に、63万円、第13款「国庫支出金」に、18,681万9千円に、14款「県支出

金」に6, 321万6千円、第16款「寄付金」に65万円、第17款「繰入金」3, 103万9千円、第18款「繰越金」に、12, 403万1千円、第19款「諸収入」に、1, 842万9千円、第20款「町債」には、5, 300万円をそれぞれ追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第38号「平成17年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号）」につきましては、2, 037万円を追加し、予算総額を、353, 702万4千円とするものであります。歳出の内容は、前年度事業費の確定により、支払基金等への償還金を計上したものです。この財源として歳入では、第2款「国庫支出金」に、199万5千円、第4款「繰入金」には、1, 837万5千円をそれぞれ追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第39号は「平成17年度能登町介護保健特別会計補正予算（第1号）」でございますが、保険事業勘定では、5, 138万3千円を追加し、予算総額を、225, 591万5千円とするものであります。歳出の内容は、第1款「総務費」では、「一般管理費」に、共同電算処理手数料を主なものとして、49万1千円、「認定調査費」では認定審査に要する経費を、48万5千円追加いたしました。第2款「保険給付費」では「介護サービス等諸費」と「高額サービス給付費」の調整を行ったものであります。第6款の「諸支出金」の「償還金」と「一般会計繰出金」は、前年度事業費の確定による償還金を計上しております。この財源として、第3款「国庫支出金」に767万2千円、第4款「支払基金交付金」に、144万1千円、第5款「県支出金」に、41万4千円、第8款「繰入金」に、893万8千円、第9款「繰越金」に、3, 291万8千円を追加して、収支の均衡を図りました。また、サービス事業勘定には、365万6千円を追加し、予算総額を、12, 078万4千円といたしました。内容は、基金への積立金311万8千円その他、当初一般会計で計上していた「七見ディサービスセンター」に関する地方債の償還金を、本会計から支出することとして公債費を、53万8千円を追加いたしました。この財源として、第4款「繰越金」をもって、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第40号「平成17年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」は、211万8千円を追加し、予算総額を、6, 779万円とするものであります。歳出の内容は、観光施設の維持管理に要する経費を計上したものであり、この財源として第2款「繰入金」に、211万7千円、第3款「繰越金」に、1千円を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第41号「平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、2, 268万3千円を減額し、予算総額を、54, 489万

円とするものです。歳出の内容は、「一般管理費」に、土地改良協会等の負担金を追加し、「建設改良費」は、内浦南部処理区と上町処理区の調整を行ったものであります。「公債費」では、2, 330万円を減額いたしましたが、当初3, 640万円の借り換えを申請いたしましたところ、このうち1, 310万円が認められたため、この差額を減額させていただきましたので宜しく願いいたします。この財源として、第4款「繰入金」に、31万8千円、第5款「繰越金」には、29万9千円をそれぞれ追加し、第7款「町債」を、2, 330万円減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第42号「平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、2, 106万4千円を追加し、予算総額を、18, 778万円とするものであります。歳出の内容は、「一般管理費」では、人件費を93万6千円減額し、「建設改良費」に、2, 200万円を追加して事業の進捗を図ることとしたものであります。この財源として、第1款「分担金及び負担金」に、250万円、第3款「県支出金」に、1, 100万円、第5款「繰越金」に、53万円、第7款「町債」には、990万円を追加し、第4款「繰入金」では、286万6千円減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第43号「平成17年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、290万円を追加し、予算総額を、35, 308万9千円とするものであります。歳出の内容は、消費税の支払い見込額の追加したものであり、この財源として、第4款「繰入金」に169万8千円、第5款「繰越金」に、42万5千円、第6款「諸収入」に、77万7千円をそれぞれ追加して収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第44号「平成17年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」は、「未給水地区解消事業」で42万7千円を追加するとともに、第4条予算の資本的収入を19, 660万円を追加し、予算総額を、61, 256万9千円に、また、資本的支出には5, 287万7千円を追加し、79, 285万9千円とするものであります。七見地内の石綿セメント管の更新が主な事業内容でありますので、宜しく願いいたします。

次に、議案第45号「職員定数条例の一部を改正する条例について」でございしますが、合併前の各町村及び一部事務組合の職員定数条例をそのまま加えた数字を以て当初の条例定数としたものであります。それぞれの町村及び組合の定数に若干の余裕があったことに加え、本年3月末の退職者数が予想を上回ったため条例定数を改正するものであります。職員定数条例につきましては、行政改革の進展の進展に伴い、随時見直しを図って行きたいと考えておりますが、今回の改正は、町長事務部局の職員数が多くわかりにくいため、公営企業である病院事業を分離するとともに、全部局合計で679人から79人減少さ

せ、600人とするもので、議会の議決を賜りたく、今回提案いたしました次第でございます。

議案第46号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」でございますが、現在使われております、通信サービス事業特別会計では、公共施設のネットワーク事業と混同をきたすことから、事業内容を明確にするため、名称を有線放送特別会計に変更するものであります。

議案第47号「第2多目的交流センター建設工事請負契約について」でございますが、利用者数の増加に対応するため、鉄骨鉄筋コンクリート造一部2階建、面積755.42平方メートルの「第2多目的交流センター」を建設するもので、去る9月7日に指名競争入札を行いましたところ、21,735万円で、宮地・鼎特定建設工事共同企業体が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号「平成17年度漁業集落環境整備事業小浦地区処理施設機械・電気設備工事請負契約について」でございますが、機械設備工事につきましては反応槽や沈殿槽など各処理槽の製作及据え付けに係るもので、構造はFRP製の540人槽となっております。また、電気設備工事につきましては、各施設に付帯する電気工事でございます。本工事につきましては、去る9月7日に指名競争入札を行いましたところ、6,740万円で、金沢市のクリーンテック株式会社が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号「平成17年度能登町立松波小学校大規模改造第2期工事請負契約について」でございますが、昨年実施しました校舎の改修工事に引き続き、第2期工事として、体育館を耐震構造とし、内外装の改修及び、放送・照明設備等の改修を行うもので、去る9月7日に指名競争入札を行いましたところ、6,195万円で、珠洲市の株式会社谷口建設が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございますが、瑞穂ウ字15番地、「高山一夫」氏と、宇出津ウ字101番地、「関本昌夫」氏のお二人につきましては、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護行政に深いご理解をお持ちの方々でございます。能登町の人権擁護委員の候補者として、推薦致したく、人権擁護委員法第6条の規定により議会の意見を賜りたく提案した次第でございます。

次に、認定第1号から認定第41号についてご説明いたします。これら41

件の認定につきましては、合併する前の能都町、柳田村、内浦町、の旧 3 町村、並びに能登三郷生活環境振興組合、及び宇出津地区病院組合における平成 17 年 2 月 28 日までの平成 16 年度各会計の決算、並びに新町における平成 17 年 3 月分の各会計の決算であります。併せて 41 会計の平成 16 年度決算につきまして、関係法令の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を受けようとするものであります。旧 2 町 1 村の合併により、3 町村だけでなく、一部事務組合の会計も含んで数多くの決算認定を今定例会でお願いすることとなります。今後の決算審査に際しましては、合併という特殊事情をお汲み取りいただき、何卒ご理解のうえ、円滑な審査が進められますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、本定例会に提出いたしました議案等各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうか宜しくお願い申し上げます。

質 疑

議長（大谷内義一） 日程第4 報告第47号及び日程第5 議案第37号から日程第17 議案第49号までの14件についての質疑を行います。

質疑は、前回もお願いいたしたとおり大綱的な内容でお願いをいたしたいと思います。

質疑はありませんか。1番 河田君。

1番（河田信彰） 議案第49号の件につきましてちょっとお尋ねします。

松波小学校大規模工事の入札に関しまして、ちょっと町長にお聞きしたいんですが、なぜ今この仕事が少ない中で、どうして珠洲市の業者なのか。能登町の業者ではできない工事があるのか、またちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今の議案第49号 松波小学校の体育館改修工事に関しましては、これは2期工事ということで、第1期工事は旧の内浦町時代に行っておりますが、第2期工事、能登町として発注するわけなんです、合併したからもう参加できませんというのは余りにも情け容赦ないことなのかなという思いから、一応第1期工事をやられた業者さんも含めて入札で発注をいたしました。たまたま第1期工事をやられた業者が落札したということで、そういった事情があったということで、これはやはり合併に伴っての移行期間ということでもご理解いただければなというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 1番 河田君。

1番（河田信彰） この前、6月議会にも言っておった、鳥井議員が言われていた入札に関して、町のできることは町でしていきますと言っていたばかりなのに、こういうことが出たので私ちょっと聞いたんですが、本当はやっぱり税金にも何もならない他の町の人よりか、町に落としてもらう意味合いでも能登町の業者でやっていただくのが私は一番いいんじゃないかと思うんですが、これにつきましてもそうですし、今後もうどういう考えを持っておられるのか、ご発言をお願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 6月議会でも答弁いたしましたように、原則としてはやはり地元業者が大事ですので、地元業者優先に行っていきたいというふうに思っております。ただ、今ほど松波小学校含め、やはり合併したばかりということで、そういった事情もありますので、少し移行期間あるいは経過措置ということもある程度業者にとっては必要かなという思いもありますが、原則としてはやはり地元業者に発注をしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 1番 河田君。

1番（河田信彰） それはありがたいお言葉なんです、そうやって合併したばかり、合併したばかりといって、いつまでもこうやってやっておっても、やっぱりすばっと区切りよく、合併したのですから、町の企業に仕事を与えて、町に税金を落としてもらった方が私はいいんじゃないかと思うんですが、本当にその辺、皆さん多分町の人たちはそう思っておられると思いますので、私はそう信じてこうやって話をしているんですが、これから例えばいろんな第48号も第47号もそうですけど、やっぱり地元業者ができることは地元の業者に頼むという格好を持っていてほしいんですけど、その辺、本当にそうしていただけるのであればもう一度お言葉いただきたいんですが、よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 何度も言いますように地元業者優先でいきたいと考えております。ただ、やはり合併した直後という言い方は当てはまらないかもしれませんが、そういった経過措置、移行期間ということで、いろんな事情を加味した上での発注だということもご理解していただきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。28番 小路君。

28番（小路礼一郎） 2件ほど質問いたします。

議案第45号の職員定数条例の一部を改正する条例ですが、全協の説明では類似団体という数値を一応基準にするというふうな説明も聞きましたが、一方で自治省の標準モデルもあるわけですが、類似団体というと、ただ平均値であって、かなり内容がばらばらなんです。自治省はかなりその部分について具体的な標準を示しておるので、今後の職員定数についてはどちらを実施するか。それが1点です。

それから、議案第47号から49号の請負契約なんです。これも予定価格、そして並びにできれば設計価格、国に対する予定価格の率を示していただければと思います。以上です。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下君。

総務課長（田下一幸） 今の議員さんの質問の類似団体と標準的な団体ということで、若干その仕分けの仕方が違うところは承知しているところであります。全員協議会でご説明した中に類似団体の例を挙げて説明させていただきました。ただいま自治省が標準モデルというものも参考にしながら、それらをあわせながら、新町の当初合併のときによく職員の問題で説明していた目標に向かって進めていかなければならないと考えております。

議長（大谷内義一） 監理課長 赤田明君。

監理課長（赤田明） 小路議員さんの質問にお答えいたします。

これは公表されておることですから。設計価格はちょっと。予定価格は第2多目的センターの方は2億854万円です。落札額が2億700万円、契約額が消費税を加算して2億1,735万円でございます。それから48号の方は、予定価格につきましては6,007万5,000円、それから落札額につきましては5,880万円、契約額につきましては消費税を加算して6,174万円です。それから松波小学校の方は、予定価格が5,986万円、落札額5,900万円、契約額が6,195万円でございます。

落札率につきましては、予定価格に対しましては47号の方は、第2多目的交流センターの方は、ちょっと欄が、多分これだと思いますけれども99.3%、それから下水の方は97.9%、松波小学校の方が98.6%になるかと思います。以上です。

議長（大谷内義一） 24番 山岸君。

24番（山岸昭夫） 町長にお尋ねします。

議案第45号の職員定数、これに関連してですが、先般6月議会に同僚議員から3町の職員に対しての給与に大きな格差があるのでないかと、そういうふうな質問がありました。そのとき町長のお答えは、「国勢調査等をかんがみて答えを出す」とありましたが、現にその3町の同年数、同採用で格差が本当にあるのかどうか。また、あった場合、速やかに総務課長さん、助役さんなりにその対応を命ぜられているのかどうか、それをひとつ教えてほしいんです。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに議員がおっしゃるとおり、3町村での職員のそれぞれの給料の差はございます。それで、その中でもいろいろ議論はしてきたんですが、やはり急に高い方に合わすとか、あるいは安い方に合わすとかいうこともできませんので、それを随時やっていきたいということで総務課長にも指示しておりますし、また、これは今後ある程度の期間を要することではないかなというふうにも思っております。

議長（大谷内義一） 24番 山岸君。

24番（山岸昭夫） どうもお答えありがとうございます。

私、この質問に対して例規集を見ておりました。給料の第5編21条に、「職員の給料の決定に誤りがあったときは、任命権者はこの訂正期間を短縮を含み、将来に向かって行うことができる」と書いてあります。どうか町長、自信を持って平均的ペースにしていきたいと思います。ありがとうございました。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。6番 奥成議員。

6番（奥成壮三郎） 総務課長にお伺いします。

報告47号の件ですけれども、この中に期日前投票立会人等の当然経費が入っておるわけでございますが、旧内浦町の場合、期日前投票は当然、松波庁舎と小木支所と2カ所でやっていたわけなんですけれども、合併してから3庁舎だけで行っているように聞いており

ます。非常に、なれもあつたせいなのか苦情もたくさん寄せられておりますし、合併して高倉地区と小木地区との人口集積見れば、宇出津とほぼ同等の人口だと思っております。いろいろと経費もかかるかとは思いますが、そういう期日前投票の場所をふやすという、当然、鶴川地区なんかもそうなるんでしょうけれども、そういうことはお考えないものですか、お聞きします。

議長（大谷内義一） 田下総務課長。

総務課長（田下一幸） まず初めに、これ選管の所管事項でありますので、私、選挙管理委員会の書記長として、事務屋としての発言ということでご容赦願います。

まず期日前投票の状況でございますけれども、合併いたしまして期日前投票のできる箇所、宇出津の能登町の本庁舎、それとそれぞれの各庁舎、要するに松波庁舎、内浦庁舎、柳田庁舎でありました。今議員さんご指摘の小木地区に以前、期日前投票所を設けていたということの発言がありましたけれども、小木でやっていた時分は不在者投票所の扱いであります。期日前投票所というものは旧内浦町でも取り扱っておりませんでした。

参考までに、その不在者投票ができる、いわゆる町村の中に2カ所あるというのは、石川県でも金沢市と旧内浦町地区でありました。ほかの団体においては、すべて1カ所で行っていたという事実がございます。

そういうことで、前参議院選挙のときにおいても内浦町では期日前投票は小木では取り扱っていなかった経緯もあるわけですが、今議員ご指摘の広く期日前投票を設けて町民の投票率の向上に努めればどうかというふうなご提案かと思えます。また、小木地区、姫、真脇、高倉を考えると、周辺人口も多いから、そのことを検討してほしいというふうな話だと思いますので、またその旨、選挙管理委員会ともこういうご発言があったという旨のことを伝え、また検討していただきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 7番 石田君。

7番（石田博之） 先ほど河田議員がご質問されました入札の件なんですが、入札の責任者といえますか助役に少しお聞きしたいと思っておりますけれども。

先ほどの町長の答弁で、1期工事は内浦町でやったからそれを配慮して珠洲の業者も入

札に入ったというふうなお話がありましたけれども、49号ですね、先ほどの話は。それじゃ48号のこの新規の事業に対して、金沢の業者が入札を落としているわけなんですけど、この中で指名業者が地元の業者が入っていないのか。こういった特殊な仮に業務でもって地元の業者がいなかったのか、それともそういった形で地元になんか少しでもお金を落とすということになれば、分離発注とかというのも旧能都町で今までやってきたわけですね。そういった形で少しでも地元の業者の人に仕事をしていただく。こういう不況の中でもって。そういう配慮が助役として持っておいでなのか。今後どうされるのか、少しそういった点もお聞きしたいと思います。それと、もう一つお願いします。

補正予算の中でもって内浦庁舎、柳田庁舎の宿日直を廃止をされまして、警備保障に一応委託をされたということなんですけど、これはこれでいろんな形で人件費の削減とか防犯の体制を強化するといった意味でいいというふうに思うんですけど、内浦庁舎、柳田庁舎、議会棟ですか、警備実施。金額的に55万、60万、14万に対して、これは年間の委託料で、これは何年の契約でもってこういった金額が出ているのか。この中身を少し教えていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 助役 山元淳二君。

助役（山元淳二） ただいまの石田議員のご質問にお答えいたします。

議案第47号の第2多目的交流センター建設工事の請負契約に関する指名の……。ごめんなさい。48号の請負契約についてのご質問であります。

この中の質問の中にありました地元の業者でできないのか、できるのかという中に、先ほど町長が答弁されたように、町長の方針と全く同じ考えでございます。極力地元業者を採用した指名を指名委員会としては考えております。私、助役の立場の中で、指名審査委員会ですか、その中の委員長としての立場の考え方も同じでございますが、町長が申されたような考え方については全く地元業者を優先的に考えると。

その中で今回のこの事業でございますが、地元業者がなぜできないかというふうなことでございますが、先日も担当課長からも説明があったと思いますが、指名審査委員会の中では担当課から事情を聞いて、指名をする上において地元の業者を最優先であるが、それでは仕上がり等総合的に考えて、今回指名しましたその業者にしました。

地元業者はいないのかということについては、地元業者については入っておりません。

1社も入っておりません。

そういうご理解で、繰り返しますが、地元業者を優先に今後とも指名審査委員会としては考えたいということを申し上げます。

7番（石田博之） 分離発注の件については。

助役（山元淳二） 分離発注……。

7番（石田博之） だから地元の業者ができるものは分離発注でも地元の業者を入れるのかという考えはあるのかと先ほど。

助役（山元淳二） それは、その一つの工事の内容によって、今後出てきた場合に判断したいと思っております。ですから、そういう地元発注をして、適切かどうかの判断を今後させていただきたいと。

7番（石田博之） 今の工事ではできないということですか。できなかったということですか。

助役（山元淳二） はい、そうです。一括して発注した方が町にも有利ですし、そういうできないような事業であったという判断の中でこのような指名をいたしました。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 宿日直経費の問題であります、泊まり番を廃止したということでありまして、その効果というか、そのことについて若干申し述べたいと思います。

現在それぞれ分庁舎の方では、各庁舎の方では泊まり番を置いておるわけです。これを警備保障にかえることによりまして、1年間で見ますと160万余りの節減になるはずですが、ただ、先ほど入札が、もう契約が済んだかのような議員の発言でありましたが、今現在この予算をつくる上で見積もり等をいただいitてつくっておるわけですが、それぞれの会社へ見積もり依頼いたしまして、それを現在審査中であるところであります。したがって、

額については若干まだ確定はしておりません。

それと、先ほどそれぞれの業務については半年間、今年度は10月1日からを考えておりますので、半年間の費用削減になります。ただし、初期費用というものが少しかかります。その分がストレートに出てこないという面はあります。

ただもう一つ、町民の皆様には少しだけ、このことが予算が通れば何が不便になるのかということについて、各庁舎で例えば死亡届が出たというときに、夜の夜中にも、基本的にはほとんど例はないんですけど、そういったときだけ本庁の方へ来ていただかなければならない。その点が少し不都合になるのかなと。これは各サービス課等々の意見を集約して、こういうふうに提案させていただいておるわけであります。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。16番 山本君。

16番（山本一朗） 2点だけ質問いたします。

まず、バス路線の件ですが、一般予算の方でも交通対策費のところにもいろいろありますが、大まかに聞かせてもらいます。

6月議会でも坂口課長はこの問題に対して、いろいろ私らも子供さん、親御さん、老人の方から都合の悪いという話を聞いて、6月議会にあえて質問をぶつけたと思うんです。そのときの答弁で、この夏休み等なりをいろいろ利用して、秋の9月、新学期からはバスのそういった時間帯、そうした大きさ、そういったものを変えて、きちっと満足のいただけるように組みかえる。県と相談して。もうしばらくお待ちくださいという答弁だったんですが、その辺はきっちり相談して、むだな路線——私たちが見て回ったときは一人も乗らないで鶴川から鶴飼まで走ったバスも数本あったんです。その点もお伝えしたと思うんですが、そういったものを追跡調査され、当然我々も補助金というかバス会社にいろいろ出していくわけですから、むだを取るという意味でも、そのような調査もなさって9月1日からきちっとバス路線をまず変更されたのか。それを一つお伺いしたいと思うんです。

もう1点、道路橋梁の方で26ページの方で工事請負費1億も予算ついて、確かにいいことなんですが、建設課長だと思うんですが、主な工事箇所の内容と、これだけ予算がついている理由を少し教えてほしいと思うんです。以上です。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） ただいまの山本議員の質問にお答えいたします。

6月議会で9月からというふうに答弁したかと思いますが、県の方に確認いたしましたところ、1カ月おくれまして大変申しわけございませんが、10月からという形の中でダイヤ改正が行われるということで、ご理解をお願いします。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 山本議員にお答えをいたします。

町長のご説明にもあったかと思いますが、地方交付金の道づくりのところに1億6,200という数字が上がっておりますが、これは町が単独で起債を借ってやる仕事を補助あるいは交付金が当たるという補助事業に組み替えたということでもあります。そういうことでございまして、24ページの一番上のところにありますが、新設改良事業では工事費でいいますと2,280万程度の減額をいたしております。また、その下の地方特定道路では工事費で7,400万ほどの減額をいたしております。そういうようなことで、おのずと事業費も変わってまいりますので、そのやりくりといたしますか、そんなことをしたということでご理解ください。どうもありがとうございます。

議長（大谷内義一） 16番 山本君。

16番（山本一朗） まず坂口課長の件は、1カ月おくれということで了解します。ただし、今議会にも崎山の町内会から陳情が出ています。崎山の件も含めたものを恐らく相談されたと思うんですが、その辺もまたご考慮願って協力願います。答弁は要りません。

建設課長にお伺いします。組み替え云々の仕組みはわかりました。6月議会で予算なんかついているやつで、夕べ夜中に波並地区の方々に引っ張られまして、深夜12時半に電話来て、ちょうど波並宇加塚線の1号線ですか、そこの側溝改修で60メートルか70メートルの長さがあるわけです。工事をしてきて、現在、能登町の役場とトラブっている方の家だけはしない。ここは抜かしてあります。そして次に行きました。業者に聞いたら、そこの方が聞いたら、あんたのそこはせんでもいいと、しなくていいと。

これは、幾らその方と能登町がトラブっていても、滞納したわけでもない、きっちり納税もされている方なんです。そこをトラブっているからといって、あなたの家の前は側溝

はしない。コンクリも切ってありません。そこだけは野放しです。

そういうことがまかり通るのか。もしこれが本当にまかり通るんだったら、建設課長かどなたか知りませんよ。まさにヒットラーか独裁者ですよ。今はやりの。そういうことが本当にあるんですか。

現実、夕べ見てきて、あったんです。だから聞いたんです、道路の件で。その辺お答え願います。だれの指示でこういうことをされたのか。業者は、あなたは役場へ行ってお願いして頼んできなさいと。そうしたらできるんだということをはっきり言ったというんです。その辺ちょっとご説明願いたいと思うんです。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） お答えいたします。

波並宇加塚線の側溝整備で一部を取り残してあるというお話ですが、それにつきましては私は聞いておりませんので、そんなことがあるということになれば確かに遺憾であるというふうに思いますので、調べてご説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

16番（山本一朗） はい。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。22番 久田君。

22番（久田良平） お尋ねしたいと思いますが、一般会計補正予算の16ページでございます。賦課徴収費の過誤納還付金214万が計上されておるわけでございますけれども、この過誤納還付金という趣旨の説明を少しお願いしたいと思います。どういう還付金なのか、その辺をお願いしたいしたいと思います。

それとなお、これ当初予算に同じ還付金なんですけど317万5,000円盛っておいでるんですけど、なぜこのような還付金がいきなり9月議会に214万もの補正が出てくるのか、その辺の理由も説明をお願いしたいと思います。

議長（大谷内義一） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） それでは、久田議員さんにお答えをさせていただきます。

最初は過誤納付金の内容につきましてでございますが、法人町民税につきましては前年度において中間申告、皆さん業者がされておりますが、予定をなされております。それに伴う一応還付ということになります。

それと町県民税につきましては、新たに確定申告、それと所得の構成等もありまして還付を発生しております。

もう1点は、家屋の固定資産税につきましては、家屋の滅失漏れということで、納税通知書を今回送付させていただきました中で、実際は家がないんだとかということで個人の方から滅失届が申請が出されておりますものにつきましては、一応還付金を出させていただいております。

それと、当初予算で317万5,000円の還付金を見込んでおったんですが、現在34件で予算全部還付をしている状況でございます。その中で法人町民税につきまして22件で290万ほどの還付金が発生しておりますので、ご報告させていただきます。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。22番 久田君。

22番（久田良平） 少なくともそういう予算に関して、当初予算に少なくともそれだけの見込みが当然、法人町民税だろうと町民県民税だろうと補正予算では見込めるわけですから、こういうものは当然当初予算に私は計上していくべき金額だと思っておりますし、その辺は担当課としてどう思われるのかお聞きしたいし、そして18ページの社会福祉施設費ですか、ここに土地借上料15万5,000円も盛っておられるわけですけど、こういうものなんかでも恐らくは当初予算に盛られればいい予算だと私は思うんです。いかにやっぱりこういう担当課長が当初予算にこういうものをきちっとして予算に計上すべきだと思うんですよ。何かあるとこういうふうに補正補正で来られても、この予算のあり方自体が私はおかしいと思っているんです。その辺だけをきちっとして答弁をいただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） それでは、お答えをさせていただきます。

当初このような金額ということで、3町合併しまして317万5,000円ぐらいが必要という

ことで予算を計上させていただきまして、当初予算で組ませていただきましたが、その中で法人町民税につきましては、やはり最近の景気、そういうものも含めまして確定で収入が少なくなったことも含めまして、この不足になった事態と考えられますので、今後とも気をつけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 一般会計補正予算、37号、13ページの諸収入、雑入でございます。電気通信施設管理委託金。同じく15ページに行政情報管理費として電気通信施設管理費43万9,000円。同額が計上されている件につきまして、きのうもちょっとお尋ねをしたわけですが、納得いく回答ではなかったということで再度お伺いいたしますが、まず雑入の方と、それから業者に委託した支出、歳出の分ですね。一体この業者は同一業者なのか、一体この業者さんなのか。それについて、まずお聞きしたいと思います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） まず会社は石川コンピュータであります。それと、同一額であるということについては、きのう私が説明させていただきましたけれども、若干説明不足な点ありました。若干改めて説明させていただきます。

旧能都町の地域で鵜川地区とか神野地区については、特に鵜川地区についてはNTTの通信、いわゆる光網が整備されておりません。そこで、その地域に住む人たちが仮にインターネット等に参加して利用したい場合においても利用がなかなかできない状態であったということは、旧町村の中で行政、要するに住民の意見を聞く会とか等々に出ました折には盛んに、特に鵜川地区の方からはそういう解消をしてほしいという話がよくありました。そこで、合併前にその整備をさせていただいたわけです。当然そこにはそういうインターネットを仲介するというか、言葉正しくつなぐ業者ですね、そういう業者が石川コンピュータになった。そこで能登町の財産、要するに財産というか物品なんですけれども、その辺は同軸であります、その整備することによりましてそのことが可能になりました。

そこで、本来なら物品をその業者にお貸しするわけですから、そのお金を町がいただく。そして、ただその通信施設等々を管理していくという当然その請け負ったプロバイダーと

いうんですか、そういう業者はそういうことが必要になります。その経費と同じであると。だから契約によって、そのことをいわゆる歳入予算、歳出予算に打たずして契約書でやっていた。

このことについて、監査委員さんの方で、これは歳入と歳出をいわゆる総計予算主義であるから通した方がいいだろう、通すべきだというふうな御意見もありまして、再度私も勉強いたしまして、そのことが正しいと思ひまして、今回それを補正させていただいておるのであります。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） これはケーブルインターネットのことですね。私ちょっと記憶違いかもしれませんがけれども、ことしの2月ぐらいに既にサービスが開始された、こういうふうに伺っておるんですが、半年も過ぎた今日、半年も過ぎましたけれども、今この時点での予算計上ということになると、どうしたのかなと。こう率直に疑問を感じるわけです。

もう1点、監査の指摘があったということなんですが、今までやってきた。通さないで、予算書をくぐらせないでやってきたわけですが、半年以上もそうしてきた。これはいけないと、こういうふうに指摘された。その核心の部分ですね。何がいけなかったのか。どういう部分がまずかったのか。その点を監査からどう指摘されたのか。その部分についてもう一度お聞きしたい。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 先ほども説明しておるところであります、いわゆる契約書だけで予算書、予算を、歳入歳出予算、要するに行政の行為はすべて基本的に歳入にも見て歳出にもしなさい。これを総計予算主義というわけですけど、こういう中でやりなさいという一つの大原則があります。そうしたところと、契約書だけで何もなかったように予算上見えないのは、これはいけないということの指摘で直していた。

なお、半年間等について、今ですけど、それまでそういうふうな形態でやっていたものを是正するということについて、改めるにはばかりのことなかれという精神でやりました。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 私、先ほど課長、このケーブルテレビ網のことにつきましては備品であるというふうな表現をされておりましたけれども、そこをちょっと不思議だなとこれと思うんですが、なぜテレビ網が備品なのか。私は15億もかけてつくった町の貴重な財産だと、行政財産だというふうに思っておるわけですが、それをいとも簡単に業者に貸し付けしていいのか。こういう疑問も浮かぶわけですが、こういうふうなことから、本来ケーブルテレビ、これはライフラインでもありますし、町の非常に町民の大事な財産でもある。こういったことの貸し付けに当たって、どうでしょう、本来、財産を業者に、他人に貸し付ける場合は議会の同意を得なければいけないのではないかと。こういうふうに思うというよりも、そういう法令があるわけですが、この辺についての指摘があったんじゃないですか。それをぬかっていたということで方針を変えたのではないかと、こんなふうにも思うわけですか。そういうことはないですか。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 財産の貸し付け、それから財産の購入というところにおいて、議会の議決に付する要件、これは当然売買等にあります。また、貸し付けする場合においても時価の6分の1相当でしたか、それ以下の価格で貸し付けることにおいては、たしか議会の議決要件になっておったと思います。ただ、しかしながら今回ののはあくまでもケーブルの中の1線。私も余り強くないんですけど、複数の線が入っている、その一部の帯域を貸するんだと。この帯域については、いわゆる公有財産、債権とか基金とか、そういうものに当たらない。いわゆる物品に当たる。備品というふうに聞こえたかしらんけど、物品という意味です。物品に当たる。したがって物品の貸し付けはできるという判断で行っております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） そういうふうな判断が、すなわち甘かったということの指摘があったのではないかなと、こういうふうに私は思うんですが。

それと、ケーブルの線が物品であると。本来、15億かけてつくったと申し上げましたが、線だけぴゅっとかけるわけじゃなくて、施設費にそれだけ莫大な金がかかるわけですから、それ自体全部含めて財産、こう私は普通常識的には感ずる。まして、そのケーブルについては能登町自体もNTTや、それから電力から電柱使用料というものを払いながらそれをかけているわけですから、莫大な金ですね。400万とか、あるいはそれを動かして移設、維持管理費ですか、そういうものを入れると1,000万を超えるような額で維持管理しているわけですから、そういうものを安易に他人にお貸ししていいのかどうか。

これはやはり議会で審議する必要があると常識的に私は思うんですが、そのことを今たまたまこうして表にあらわれてきたわけですが、もう一度そういうことについて、議会の権限にもかかわる問題ですので、議長、この点について私はひとつじっくりとこの辺についての見解、統一見解、きちっとした見解を出しておかないと、これからも継続して行われることでもあるでしょうし、一回きりの1年とか半年とか年数区切ったことならそれはいいです。しかし、ずっと長期的にもし利用されていく、これから内浦とかそういうところにも延びていくということも考え合わせたときに、果たしてそれでよかったのかどうか。こういう点を考えなければいけないなと私は思うんです。 町長、この点についてどう思いますか。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほどこれに関しましては総務課長からお話があったと思います。当然、物品の貸し付けに関しましては議員の皆様のご了解も得るべきだと思いますが、決して議会を軽視したわけでもありませんし、今回の場合は時価の6分の1より安く貸したわけでも何でもありません。通常の料金で貸し付けて、それを管理委託料を払ったということですから、相殺という言い方が当たるかどうかわかりませんが、そういったことをしていたわけですし。

また、この件に関しましては、あくまでもケーブルの一部を使うということで、鵜川地区の皆様にはインターネットの高速情報通信網の例えばNTTのISDNなんかが使えない状況でした。それで、特に鵜川地区の皆さんからたくさんの署名もある要望書もいただきまして、そういった皆さんの要望にこたえるために、できるだけ早い段階で能都町時代にやってしまいたいという思いもありまして、このインターネット接続業務をICCにお

願いたわけです。ですから非常に住民にとってのサービスの向上にはつながったというふうに思っておりますので。

今後は、またこういうことがないように議会の皆さんにもご了解を得ながらやっていきたいと思ひますし、また、この件に関しましては、特別議会へかけるほどのものではないというふうに認識しております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。もう一回でお願いいたします。

18番（鶴野幸一郎） 町長は、決して議회를軽視したわけではない、今後は議会に諮りながらやっていきたいと。こういうしりから、また今回のやつはそういう重要なものではない。こういうふうに否定されたり肯定されたり、私よくわかりませんが、要するにあなたが町長をされていた旧能都町、そのときの件でありまして、2月ごろですから、もうぎりぎりのところですが。こういうときに行われたことなので、町長も十分その件については責任もあるというふうに思ひます。

それから、インターネットケーブルですね。通称ラッキーネットというんですが、この件がこうして敷設されて、大変ユーザーの皆さんが喜んでおられる。この件については、私異存を申し上げるつもりもないし、よくやったと、こういうふうにも賛同、賛意を示しておるんですが、ただ、そのプロセスの中において間違っておったところがあったのではないかなと。そう言わざるを得ない部分が見受けられる。

そういうことで、今後、町長ひとつ前言のように、後の部分じゃなくて、しっかりと議会と諮るべきものは堂々と諮って、そして誤りのないプロセスを踏んでやっていただきたいなと、こう強く要望しておきたいと思ひます。以上。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野議員から私に対しても要望がありましたので、私もこの件につきましては勉強させていただきまして、関係者からも事情をお聞きし、また議運等でもご相談を申し上げ、執行部とも相談をして対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

18番（鶴野幸一郎） よろしくお願ひします。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。28番 小路礼一郎君。

28番（小路礼一郎） 先ほどの質問にちょっと重複すると思うんですが、先ほど請負契約の落札率、発表されたんですが、どれを見ても高額ですね。順番からいうと99.3、97.9、98.6、議案第47号に至っては99.3。これは常識から考えると、新聞とかいろんなメディアで95%前後が談合であるかないかという基準になるということで、金沢市とか羽咋市とか95%の平均なんですよ。こんな高い落札率というのは談合があったのか、それとも予定価格が高過ぎたのか。予定価格が適正でなかった、高過ぎたということをどこで判断するかというと、先ほど私が質問した設計価格の公表がないと何も判断できないわけですよ。

きのうの珠洲市議会では、一般質問で設計価格の価格が公表されました。それで大体こういう財政厳しい折ですから、やはり町民に納得できる開かれた行政のためにも、事後で結構ですから予定価格が設計価格に対して高過ぎなかったのか、はたまた安かったのか。そういうものを住民に知らせるのが本当に開かれた行政につながると思いますので、この点、再度の質問になるようですけれどもお聞きします。

議長（大谷内義一） 答弁者だれを求めますか。

28番（小路礼一郎） 監理課長でも町長でもいいです。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今、議員のご指摘の予定価格が設計価格に対して高いのか安いのかという判断は、私自身はできませんので、これはご理解いただきたいというふうに思います。また、落札額に関しましても、これは業者の頑張りによって安くもなりますし、業者が大変ならば高い落札額になろうかというふうに思いますので、この辺は我々としては関知すべき問題ではないというふうに思います。

ただ、設計価格の公表に関しましては、新町能登町になりましてから予定価格の公表というのを行っております。そのよしあしも判断した上で、設計価格の公表ということも検討していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 4 番 市浜君。

4 番（市浜等） 3 点ばかりお願いいたします。

31 ページの文教施設災害復旧費ということで3,419万1,000円。これはいつごろ災害が起きて、どういうふうな工事で、どういうふうな経緯があったのか。教育課長。

それと、保険事業勘定なんですけど、高額サービス給付費といって530万盛ってあるんですけど、この内容が私ちょっとわからんもんで教えていただきたいなというふうに思います。それから、漁業集落排水管理費ですか。建設改良費ということで2,200万円の補正を組んであるんですが、これに目の方ですか給料ということで116万7,000円とか、こういうふうに計上してあるんですが、ちょっと私、内容がどういうふうな給料なのか。ちょっとご説明をお願いいたします。以上3点です。よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

災害復旧に関しての御質問ですけれども、今回の災害につきましては、さきの6月28日の集中豪雨によりまして能都中学校のグラウンドののり面が崩壊いたしまして、それについての復旧工事でございます。約29m掛ける14mぐらいの崩壊の規模でありました。

現在、設計をして、本日も県の方へ補助申請のヒアリングに行っておるわけですが、一応その工事費を見込んで、今後、国からの補助等を仰いで工事にかかりたいというふうに思っております。以上です。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 今ほどの市浜議員さんの質問の高額サービス給付費の件ですが、ページは58ページでございます。

その内容につきましては、介護サービスの1割負担、これは原則なんですけど、それが高額、つまりいろいろ所得によって違って来るわけですが、一般の介護利用者の方、または町民税非課税の方、いろいろ段階、3段階あるわけですが、その1カ月に要した額、最高額で3万7,200円、ほかにも金額まだありますけれども、2万4,600円、1万5,000

円と段階的にあるわけですがけれども、1カ月施設を利用した、その金額をオーバーした分をサービス給付費で補てんする。そういう趣旨の費目でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 下水道課長 浜中工君。

下水道課長（浜中工） 107ページの漁業集落環境整備事業、それから建設改良費の工事請負費2,230万2,000円の内容でよろしいですね。

この件につきましては、今回、補助対象事業費ということで2,200万、国の方から補助内示を受けまして、その中身につきましては、舗装本復旧工事、約1,000メートルで2,500平米の舗装本復旧をいたします。また、その内容といたしましては、管渠工事102メートル、これは今の追加内示によりまして工事をさせていただきまして、事業の進捗を図りたいということで今回補正させていただきました。以上よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 4番 市浜君。

4番（市浜等） 教育課長、能都中学校のグラウンドの整備ということですね。これはのり面の工事ですね。周り環境というのは結構悪いんでしょうね。そこ1カ所なんですかね。私はその辺も含めて、高いところに建っておる学校でしょうから、今後もしろんなことがあるかなというふうなことを思いますもんで、何かその点も含めて今後どんなふうなのか、ちょっとお聞きしたいですね。それで質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、能都中学校につきましては宇出津地区の高台に造成して設置してあります。ということで、さきの6月28日の集中豪雨では予想を上回るそういった集中的な雨量が計算されております。時間雨量は、細かい数字はちょっと忘れちゃったけれども、ということでグラウンドからの排水、雨水が少し民有地の境の谷間の方へあふれていったということで、のり面の崩壊が起きたということです。

グラウンドそのものには被害は少なかったんですけど、民有地との境が崩壊しましたので、その辺を工事で補強して、今後民有地の方にご迷惑のかからないようにしたいというふうに思っております。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。9番 志幸君。

9番（志幸松栄） 私は3点ばかりお尋ねしたいと思います。町長に答弁願いたいと思います。

1点目は、議案41号の93ページの一般管理事業費、負担金補助金61万7,000円の件でございます。こういう負担金というものについて、もし払わなければこの事業に、今後の農業集落排水の予算に対して影響あるのかなのか。それをお答え願いたいと思います。

それからもう1点、47号、49号あわせて答弁願いたいと思います。

この問題について、これから財政基金というような中で、こういう公的な資金を使ってリフォーム並びにこういう新設をするときに、専門家並びに当事者の小委員会をつくって設計をされたのかどうか、お答え願います。

それからもう1点は、6番の奥成議員と関連いたしますけれども、期日前投票なんです。これは旧能都町の問題でございます。能都町の今までは、あの1階に投票場所があったんですけど、今回は2階にあります。その問題、このまま2階ずっと続ける、なぜ1階にしないのか。その理由を説明して。町長、4点お願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず第1点目の農業集落排水の負担金なんですが、これはそういった協議会に負担するお金でありまして、やはり農業集落排水を整備する上ではいろんなアドバイス等もいただいておりますので、そういった意味ではそういった協議会に対する負担金というのは必要かなというふうに考えております。

第2点目の第2多目的交流センターにおきましては、住民の皆様のアンケート調査もさせていただきました。そして、規模あるいは内容に関しましてのアンケート調査をさせていただいて、それを三郷の議会の方にもお示しして、そして議員の皆様へのアドバイス等もいただきながら設計を組んでいったというのが現実であります。ですから町民の皆様、そ

して議員の皆様の意見もいただきながら、あの計画に関しては進んできたというふうに認識しております。

また、3点目の投票所が2階になったということなのですが、今回は最高裁判所の審査等もありまして非常に盛りだくさんの中身であったということで、非常に1階の談話室では狭いというのがありました。これは期日前投票ということで、立会人も必要ですし、そういった人的な数もふえましたので、ですから1階の談話室では狭いということで2階の方へ移動させていただきました。恐らく今後も手狭な感がありますので2階で行わざるを得ないのかなというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 9番 志幸君。

9番（志幸松栄） 簡単明瞭で、わかりました。また私の意見も一つ申し添えて、町長のまた再度答弁一つ、1回で終わります。

けつからやっていきます。投票所の件でございますけれども、やはりあそこへ私も期日前投票したんですけれども、いろいろと前回と違う。今までと。やはり上がりにくい。せっかく1階にやっておったのに、なぜ2階にするんだろうというような意見が多々ありましたので、ご参考になさってくださいれば光栄なんです。

それから、この問題、多目的ホール並びに小学校ですか。このごろ、日本は二十から選挙権あります。それから、いろんな中で外国も百五十何カ所が18からなんですよね。だから今回は、これからやっぱりこういう予算を大事にしながら、使う人は小学校の改修をするのはだれが使うか。小学生なんです。それと、そこに携わる教師の方々なんです。そういうやはりもう少し末端まで下げながら、やはりアンケートはしました。適正にやっておられるのはわかります。そういう問題をもう少し、こういう会議を適正に行ってリフォームされたのはわかりますということを言っているんですよ、町長。ちょっと褒めておるんや。

だけど、今後はやはりもう少し生徒、実務者、仕事をする人並びに生徒たちのまた言葉も取り入れながらやっていった方がいいんじゃないかな。これからの予算はなかなかつきません。箱物は。だと思いますよ。だから、そういう問題を考慮に入れながら、多目的センターなんか一番毎日来るのは坊さんなんです。坊さんの意見を聞きましたか。坊さんから私も言葉をもらいましたけれども。そういう問題も繰り入れて、リアルに、現実的に

やっていってほしいなと思います。

それから、41号については、私がちょっと理不尽。こういう水道業界の中で、水道業界、集落排水、こういう予算の中でいろんな問題があるのかなと。これが3万円か5万円なら私は質問しません。五十数万円も賦課金に要するという事は、ちょっと理不尽じゃないかなと思うわけでございます。今までのいろんな上層部の中の水道業界のいろんな不振、その等もかんがみながら、今後やはりこういう賦課金その等も予算計上していってほしいなと思います。 以上で終わります。町長、答弁一回だけお願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほどの例えば第2多目的ホール、あるいは松波小学校、現場の声というのは非常に大事だというふうに思います。使うのは子供たちですし、あるいは第2多目的ホールを使うのはお客様ですから、そういった声というのは非常に大事です。そういったたくさんの声を聞いて集約した結果を我々が設計していくというふうに考えますし、またいろんな方の要望がありますから、その要望を100%かなえるというのは非常に難しい面もあるかと思っています。ですから、できるだけそういった使う方の実情に合った、あるいはニーズに合った建物にしていかなければならないというふうに考えております。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 私も議案の49号の松波小学校の大規模改修工事のことについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、この入札の参加者の資格の決め方、どうして決められたのかということをもまず聞かせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 監理課長 赤田明君。

監理課長（赤田明） 監理課へ入札が任されております。それで、監理課としては100%すべて網羅しておりませんので、1件ごとにいろいろと担当課と協議いたしまして、その業者の資格を審査して、特殊までいきませんが、いろいろな場合によっては指名審査

委員会に諮るという手続を踏んでおりまして、今回の場合は建築のA業者と珠洲市の事業者に結局なったわけでございます。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） ちょっとわかりませんでした。監理課の方でその資格の業者を決めるわけですね。検討して。そして、指名審査委員会はどんな役目を果たすんですか。指名審査委員会が監理課から上がってきたものを正しいのか正しくないのかということで業者の選定をするんですか。その業者の選定の仕方をひとつ教えていただきたいんです。監理課の権限はどうか。指名審査委員会、そして助役の権限はどうか。その上で町長の判断はどうかということをはっきりとお願いいたします。

議長（大谷内義一） 監理課長 赤田明君。

監理課長（赤田明） 指名審査委員会の事務局は監理課でございます。それから、私もその審査会の委員の一人になっております。委員長は助役さんでございます。その次、総務課長、以下、関係課長、総合サービス課長と農林、建設、水産。計10名で審査をするわけなんですけれども、指名審査委員会でこれでよいだろうといって上司の決裁を仰ぐ手はずになっておりまして、どういう権限かといいますと、その委員会でいろいろ意見を出し合って、これでいいか悪いかを判断。全体の意見、いろいろな意見、10人全部一致の意見でないことも多々ありますけれども、最終的には指名審査委員会の意見をまとめて上司の決裁を仰ぐということになります。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 指名審査委員会の中で決めて、そして上司の決裁を仰いでということですが、では、この49号の決めた、業者を決めますね。参加者の資格を定めるということですね。工事は一回一回参加の資格者を決めて出てくると思うんですが、この決めた後、公示をしなければならないと書いてあるんですね。きちっと珠洲の業者を入れたという公示の文書はあるのかないのか。

それをひとつ教えていただきたいということと、さっき町長が、この指名に当たっては、内浦のいろいろな状況をかながみて、移行期間であるからということで他町村の業者を入れたということですが、移行期間、それから心情的にはかるならば、私たちのこの能登町も担当の市へ行って入札に参加させてくださいよと。そして参加し得るといような実績をもって発言をしていただければ、お互いに能登町もやっているな、また、今問題になっておる担当市も、それでいいのかなというような判断ができるんですが、片や相手の方は能登町の業者なんか一つも入れないんです。能登町がそれを入れる。内浦の場合はそうだったかもしれないけれども、新たに能登町として発足したならば、やはり厳しいところは厳しく判断をしていただいて、やはり町民に納得するような指名の基準、審査をしていただきたいと思います。

指名審査委員長の助役がこの業者を入れた、資格を決めた。それを公示してあるのかなのか、ひとつ発表していただきたいし、公示をしてあるのならば、公示の第何号に当たるのかということまでお願いいたします。

議長（大谷内義一） 助役 山元淳二君。

助役（山元淳二） ただいまのご質問ですが、公示をしているかという中においては、私がそういう公示をした経緯については把握しておりませんが、判断する上において指名された町長決裁のいただいた中で、各指名選考いたしました業者に通知をすることにおいて、その行為とかえるものだと判断しております。

また、指名選考委員会のいろんな話を議員さんからいただいたわけですが、指名審査委員会については流れといたしましては、事務的な流れでございますが、各工事の計画を各担当課が行います。そして、担当課の中で指名の案を監理課に送られます。監理課において、その案が指名基準に適しているかチェックをいたしまして、その後、指名審査委員会に上がってまいります。そして指名審査委員会では、その案が妥当かどうかの通常審査をしているという状況でございます。そのものが妥当だと指名審査委員会で認められれば、町長の方の決裁を仰ぎ、各企業の方に案内が行くものと思っております。 ということで、私の指名委員会委員長としての答弁といたします。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 今の答弁で、監理課から上がって指名審査委員会で妥当であるかないか、そして上に上げるということですので、やはり問題は、監理課がしっかりとした基準を正々堂々と指名審査委員会に上げていただきたい。もしもそのときに横やりが入るようだったら、監理課として正々堂々とそれに対して自分の意見を言うてもいいと思うんですね。そういうことで、新町になったこの機会、やはりだれが見ても納得し得るような指名の基準でやっていただきたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

それから、私さきに言いました公示、それから掲示の件は、間違いでないと思うんですが、86条に書いてあると思いますので、よろしく審査のほどお願いいたします。終わります。

議長（大谷内義一） 答弁いいですか。

25番（多田喜一郎） はい。

議長（大谷内義一） 15番 宮田君。

15番（宮田勝三） 時間も大変過ぎましたので、できるだけ議長の言われました大綱的にお聞きをしたいと思います。

一般会計補正予算（第2号）の16ページですか、行政情報施設管理費の備品購入費721万9,000円。下の15目の方からの流用だと思うんですが、私のもし思い違いでしたら違っているよと言っていただければいいんですが、実は私、ある通信網の、ある通信網といえは数知れますのですぐおわかりかなと思うんですが、きのうもIP電話の話が出ていましたが、家庭の今のある電話に対してIP云々、当然もうなされておるところもありますね。050というような形で。携帯のIPもできるんじゃないかと。

通信網の方とお話をしていたら、そういうことが可能になれば、例えばよく今までに議会にもよく携帯電話の不感地帯があるのは、行政側としても応援してこの不感地帯をなくせよというようないろんな発言があったと思うんですが、そういうことがもしなされるならば、当然防災の観点や子供たちの安全の問題や、前回の議会に私が一般質問に入れさせていただきました聾啞の方々の当然メール等々の通信のことや、それがもう一つすぐれものであるのは、IP同士ならば料金が要らない、かからない。聞くところによると、すこ

ぶるすばらしいものということで聞きましたが、まだなかなかそれが完成されていないというような話もその通信会社の方がおっしゃっていましたが、能登町で非常に意欲的な調査をしている方もおいでるよと。そういう形のことを耳にしたんですが、この721万9,000円の中に、全額か少々か、そういうものを考えておられるのかおられないのか。もし考えておられるとするならば、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいな。すばらしいものだということを実感しましたので、そのあたりをお聞かせ願えれば、私の質問はこれで終わりにしたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今、議員がおっしゃったように、例えば携帯電話、090の番号がつけられています。それにあわせて050の2つの番号を1つの携帯に持たすことによってIP化というのが可能になります。ただ、それが今現在使われているかといえば使われていませんけど、その調査を能登町としてはやりたいなという思いもあります。それがもし実現すれば、能登町内では携帯電話の不感地域もなくなります。それはもちろん受信施設というかアンテナも必要なんですけど。そして、050間では携帯電話も無料になりますし、そこから家庭内の電話の050へかけても無料になるということで、非常に使い勝手のいいシステムができ上がるというふうに思います。ですから、その構築に向けた調査はしていきたいなというふうに考えております。

そうすれば、今議員がおっしゃったお年寄り、あるいは子供たちにも無料の携帯電話を持たすことができ、位置の確認とかいうのもできますし、安全を確認することもできますし、また聾啞者の方にも不感地帯がなくなることによってメールでの配信もできるということで、非常に利用価値の高いシステムができ上がるというふうに考えておりますので、その調査はしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） お諮りします。午前中の時間も来たわけですが、質疑がこれであれば質疑を終わりたいと思いますし、質疑があれば午後継続いたしたいと思うんですが、そのほかに質疑をされようと思う方はおいでますか。

なければ、質疑を打ち切りたいと思うんですが、よろしいですか。

(異議なしの声)

議長（大谷内義一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委 員 会 付 託

議長（大谷内義一） お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第47号及び議案第37号から議案第49号までの14件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（大谷内義一） ご異議なしと認めます。よって、報告第47号及び議案第37号から議案第49号までの14件については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。午後13時から開会いたします。

諮問第1号

議長（大谷内義一）

休憩前に引き続き会議を開きます。（13時00分）

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決したいと思います。

採 決

議長（大谷内義一）

本件は、人事に関する諮問案件であり、質疑・討論は省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よつて、諮問第1号を採決します。お諮りします。諮問第1号について、議会としては、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立全員です。

よつて、諮問第1号について、議会の意見は、適任とすることに決定いたしました。

認定第1号～認定第41号

議長（大谷内義一）

日程第19 認定第1号 平成16年度能都町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第59 認定第41号 平成16年度能登町病院事業会計決算の認定についてまでの41件についてまで、質疑を行います。

（質 疑）

議長（大谷内義一）

質疑はありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決算特別委員会の設置及び委員の選任について

議 長（大谷内義一）

日程第60 決算特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号 平成16年度能都町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第41号 平成16年度能登町病院事業会計決算の認定についてまでの41件については、能登町議会委員会条例の規定により、8人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から、認定第41号までの41件については、8人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま、設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。それでは指名いたします。

決算特別委員会の委員に、

2番南正晴君、3番向峠茂人君、5番小路政敏君、6番奥成壮三郎君、
7番石田博之君、9番志幸松栄君、12番石岡安雄君、15番宮田勝三君
以上の8人を指名します。

お諮りします。以上の8人を、決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人が、決算特別委員

会の委員に決定しました。ここで暫時休憩します。(13時05分)

休 憩

議 長(大谷内義一)

決算特別委員会を開きますので、委員各位及び議会事務局長は、2階第2委員会室にお集まり下さい。

再 開

決算特別委員会正副委員長報告

議 長(大谷内義一)

休憩前に引き続き会議を開きます。(13時13分)

それでは、委員会条例第9条第2項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました、委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員長に9番志幸松栄君、副委員長に5番小路政敏君、以上であります。これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選報告を終わります。

閉会中の継続審査について

議 長(大谷内義一)

日程第61 閉会中の継続審査についてを議題とします。先程、決算特別委員長志幸松栄君から、決算特別委員会に付託されました認定案件41件につき、慎重審議を期する意味で、また、審議日数も必要であることから、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査にしたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。決算特別委員長の申し出のとおり、決算特別委員会に付託された認定案件41件については、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に付託された認定案件41件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

請願第3号～陳情第12号

議 長（大谷内義一）

日程第62 請願第3号から、日程第71 陳情第12号までの9件を一括議題とします。今期定例会において、受理いたしました請願1件、陳情8件は、お手元に配布してあります、請願・陳情文書表のとおりです。局長に朗読いたさせます。

（局長朗読、別紙陳情文書表のとおり）

請願・陳情文書表の朗読が終わりました。請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第3号「上水道の設置・町道17号線道路改修（継続）・農道舗装に関する請願書」について、23番石井良明君

（請願の趣旨説明）

23番（石井良明）

日頃は町行政に於かれましては、当地区のために多大なるご支援を賜りまして、深甚なる感謝を申し上げます。就きましては、「能登町まちづくり計画・概要版」によりますと、「住民が安心して、生き活きと暮らしていけるよう、生活利便性の向上を図るとともに、安全で快適な住環境を整備していきます。また、住宅供給や各種住宅支援策の充実等、若者が住み続けたいと思えるまちづくりを行い定住を促進していきます」という方針が活字で掲載されていますが、ご承知の通り当地区は辺地度数も高く、厳しい住環境であります。経費多難な折りではございますが、下記請願3件を添付書類ご参照の上格段のご査収の程検討して下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

・ 町道17号線道路改修の件 ・ 農道舗装の件 ・ 上水道設置

議 長（大谷内義一）

請願の趣旨説明が終わりました。お諮りします。ただいま議題となっております、請願1件、陳情8件は、請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、請願第3号から、陳情第12号までの併せて9件を、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。ただいま付託された請願1件、陳情8件の審査結果については、今期定例会、

会期中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議 長（大谷内義一）

日程第71 休会決議についてを議題といたします。

お諮りします。委員会審査のため、9月15日から9月19日、9月21日の併せて6日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、9月15日から9月19日、9月21日の併せて6日間を休会とすることに決定しました。

次回は、9月20日午前10時から会議を開きます。

（ 散 会 ）

議 長（大谷内義一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

開 議

議長（大谷内義一） 皆さんご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は40人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

一 般 質 問

議長（大谷内義一） 日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、関連質問は能登町議会運営申し合わせにより原則として認められておりません。

また、一般質問の回数、発言時間についても、会議規則第63条及び運営申し合わせにより3回までとし、再質問を含め質問者の持ち時間は20分以内となっております。なお、再質問をする場合は、前の質疑席で行っていただくようご協力をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許します。9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 許されましたので、9番 志幸、これより一般質問を行います。今回は3点お願いしたいと思います。

1点目は、現在、新聞、テレビ等にも騒がれております油問題についてお尋ねしたいと思います。

私たち能登町は漁業の町と言われる中で、漁船の燃油の高騰により、またそれと同時に以前より魚価安というダブルパンチに見舞われております。その中で、漁船は沖合へ出漁が制限される状態になっております。その状況にある現在を踏まえ、国の方は、燃油融資制度も設けられるということをお聞きします。

この私たち能登町、水産の町としては、今後、燃油高騰対策をどのように考えておられるのか、私は町長に問いたいと思います。

2点目に移ります。今後、5年、10年の財政の問題でございます。

この財政の持っていき方、それから福祉政策の計画を問いたいと思います。

現在、皆さんご存じのとおり、年金その他社会保障制度等については国からの見直しが

押し寄せてきております。私たち能登町としましては、先立って、もはや団塊の世代の波が押し寄せてきております。それと同時に現在も高齢化。団塊の世代が高齢化に近づく、この現状を踏まえて、能登町長としては独自に社会保障制度、並びに財政政策を考えておられるのか問いたいと思います。

並びに、この問題と併用しながら、少子化、若者の人口流出と減少をどのように歯どめをかけていかれるのか。また、それと同時にこの問題について毎回私質問しますけれども、本当の一つの計画があるのかどうなのかお聞きしたい。

2点目の質問に対しましては、私、議員としても町民の方々、並びに答弁される町長の意気込みを感じ、それを真摯に受けとめ、議員として力を傾注していかなきゃならない問題だと私は思います。町長、未来のある答弁、並びに意気込みをしていただきたいと思います。

3点目に移ります。今後の職員採用についてお尋ねしたいと思います。

1つ目、世の中に人材育成という時代が押し寄せてきております。町長はどのような採用基準をとっておられるのか問いたいと思います。

この職員採用について3点お答え願いたいと思います。

2点目は、今まで旧能都町町長として数年やってこられました。それと同時に採用してきた職員もおられます。今、頑張っておられます。そのほか、募集された方々、今現在頑張っておられる方々との、よりすぐれていたと思われる点を総体的に一言で述べていただきたいと思います。

この問題の3つ目でございます。今後、行政職希望者が多いと私は思います。これからの希望者に対してどのような条件を望むのか、この場で町長ははっきりとお答え願いたいと思います。

答弁によっては、再質問席によって答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご質問の第1点目の、燃油高騰に対し現状の水産産業対策についてということですが、議員もご指摘のように、昨年以来、世界市場での原油価格が40%近く値上がりしております。ガソリンを初め、石油関連商品もさることながら、やは

り住民の生活全般にわたり影響が出ていることにつきましては十分認識しております。我が町の基幹産業であります水産業、特に漁業におきましては沖合イカ釣り船団を抱えるなど、漁船燃料油の急騰は漁業経営を逼迫させ、魚価低迷の中、価格転嫁のできない業種で各漁船は操業コスト縮減に鋭意努力されていることと思います。

また、系統団体であります県漁連及び全漁連は、燃油高騰対策として国に強く対策を講じるよう要望を行い、燃油仕入れ先を厳選し、仕入れ価格の抑制を図るなど今回の値上げに対し最大限の努力と漁連は体力の限界まで供給価格の値上げを見合わせるというふうに関き及んでおります。

そのような中で、水産庁の方では、漁船用の燃油価格の高騰に対応するため、緊急対策として資金施策支援と省エネルギー漁船の開発に取り組むというような報道もされております。町としましても、この漁船用燃油の高騰をどのように対応すべきか、国の施策あるいは県の取り組み等情報を密にして、関係機関と歩調を合わせ、本町の漁業経営維持と経営確立に最善の努力を傾ける考えにおりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

次に、財政等福祉ビジョン、今後5年から10年というお話なんですが、やはりその中でも議員のおっしゃる年金、あるいは少子化、あるいは若者流出ということが問題かというふうに思います。厚生年金からの脱退が増加し、国民年金の納付率が下がり続けております。制度自体が危機的状況にあることは、最近マスコミ等にも大きく取り上げておりますが、三位一体の改革によって補助金が削減され、補助制度自体大改革が行われております。これに追い打ちをかけるように、地方交付税も削減され、景気低迷による税収の落ち込み等極めて厳しい財政事情であることはご理解いただけるというふうに思います。

能登町の現状と住民の安定した生活を考えたとき、教育と保健福祉あるいは地域経済を冷え込ませないための事業の実施と、財政再建という相反する問題に直面するわけであり、国が削減する福祉施策を町単独ですべて補てんするということは、地域経済や人口の規模が圧倒的に小さく困難なことと思いますが、町民の生活を第一に考え、今後行政改革大綱を策定し、そして行財政改革を進め、事業や施策の実施と財政のバランスを慎重に考慮しながら、町民の要望にこたえられるよう最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

また、団塊の世代の大量退職という問題は、一つの社会問題として取り上げられております。これが、年金制度の問題の一つであることも事実ですし、年金の不足分を町が支え

ということ、先ほども言いましたように財政的には困難であることはご理解いただければと思います。また、この問題につきましては、退職者がそれまで培ってきました実績や技術、また今まで自分が温めてきた構想等を実現するという方向で社会参加を可能とするような施策を展開することが今後重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

当町におきましては、既に県内でも早い段階で法人化されたシルバー人材センターが活発な活動をしております。この組織をさらに発展させて、地域社会への講師の派遣、あるいは子育て指導、あるいは特殊な技術を生かしたグループ編成をして、新たな事業を模索するなど発展の方向性はいろいろ検討できると思いますので、今後も考えていきたいというふうに考えております。

また、年金制度に関しましては、先ほども言いましたが、町単独での上乘せ制度というのは特別考えておりませんが、既定の国の国民年金制度の趣旨や、普及啓発や、保険料の納付につきましてPRに努めていきたいというふうに考えております。

また、少子化対策におきましては、本町におきましても、21世紀を担う子供たちの健全育成、特に子供たちを安心して産み育てることができるようにすることが地域づくりの基本であるというふうに考えておりますし、町民の願いでもあろうかと思っております。そのために、本町におきましては、子育て支援を重点施策の一つとして位置づけ、子育て支援の充実に努め、安心して子供を産み育てることができるよう、優しい地域づくりを目指し取り組んでおります。

次代を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備充実を図るため、能登町の次世代育成支援行動計画を策定し、事業を実施していくことにしております。

また、若者の流出に関しましては、若者定住対策としてはやはり将来の収入の見通しが立てられるような労働環境を整備することはもちろんであります、やはり若者自身の精神的に自立することや、実社会について学ぶことが大切であるというふうに考えております。それによりまして、行政、企業、地域がそのような若者の努力に報える地域環境あるいは労働環境を整えていけば、地域で生きる能力を持った若者は地域に必要な人材として生きがいを持って地元に残ってくれるんじゃないかなというふうに考えております。

次に、職員の採用につきましては、まず第1点目ではありますが、採用基準といいますかそういうのですが、年々複雑多様化していく社会環境や住民の要望に対しまして的確にこたえていくためには、在職する職員の資質を高めるとともに、時代に即し、かつ将来を展望できる職員を広く確保していくことが大切というふうに考えております。おのずと職務

内容の高度化や、専門化が避けて通れない状況にあります。

ことしの町職員採用ではこの18日に行われたところですが、旧町村の採用試験方法に準じて実施しております。専門技術を除きまして、高校卒業程度の学力を基準に、高校卒業生から大学卒業生までを含めて初級試験という形で実施いたしました。今後は、高校生と大学生の能力及び経験の差を考慮しながら、より公平で公正な試験制度になるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、これまで採用してきた職員ですが、今年度は能登町としては初めての募集、採用になりますが、まだ結果の方はわかりませんが、旧町村時代を含めまして、教養試験あるいは面接試験などを通じてその時々で最も優秀な人材が採用されているというふうに思っております。

最後に、今後の行政職員に対する希望ということですが、やはり受験生の皆さんにはこれまでの学生としての横のつながりが中心であったと思いますが、公務員としてのサービスの提供というのは、子供からお年寄りまで、そしてまた健康な人からハンディキャップのある人まであらゆる人たちと対話と交流を通じて行う必要があろうかと思えます。また、学問だけではなく、地域行事やボランティア活動など実社会を通して幅広く社会の仕組みを理解し、吸収する必要もあろうかというふうに思います。

この課題の多い能登町の将来を背負う人材を求めるに当たりましては、その希望に限りはありませんが、どの企業におきましてもそうでありますように、前向きで誠実、かつ難題にもひたむきな努力のできるもの、あるいは職務に対し行動力と熱意のあるものが能登町には頼もしくも見えるというふうにも思いますし、今後の職員に対してはそういうことを望んでいきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様にもご理解いただきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 再質問を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

町長、長々とどうもいろいろとありがとうございました。数字を並べてこられまして、いろいろと1.4倍という現状もおわかりのようでありありがとうございます。

1点目の再質問。 町長の今の答弁は一步進んでおります。それより一步進んだ形の中で漁民に希望を与えてあげたいなという言葉をしていただきたいと思うんです。

私は、能登町にとっては漁業の衰退により、また能都町の漁業の衰退とともに、奥能登の全体の経済に大きなダメージを与えられると思うんですよ。漁業というものが衰退していくと同時に奥能登の衰退も必ず関連しながら。だから、私たち漁業の町というキャッチフレーズはあるところに対しても、やはり町長は一步進んでこの燃油政策について必ず何らかの形に行動してくださるということを、私は二つに一つ、するかしないかということだけこの1点目の質問をもらいたいと思うわけでございます。

それを言うと、私たち漁業水産関係の中で鮮度維持法という氷の問題でございます。あの三百数十万円の補助金についてものすごく漁民は活力を与えられております。わずかな金額でございますけれども、そういうような並行したような政策をとっていただけるのか、二つに一つお答え願います。町長、するかしないかどうなのかということのひとつ。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 先ほど言いましたように、原油の高騰というのは、水産業はもちろんですが、それに絡んだいろんな業種が原油の高騰に対しては苦しんでおります。そういった面も含めて、町として何ができるかあるいは何をしなければならないかというような支援策を考えていきたいというふうに思います。

単に漁船の燃料費だけでなく、あるいはトラックの運転手の方もいらっしゃいますし、あるいは石油製品を販売している方の価格の高騰というのもあります。ですから、そういった面で国あるいは県の動向を見ながら町としての支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） いろいろと先ほど言い忘れましたけど、県漁連が燃油の高騰をわずかながら抑えておるといようなこともご存じだったので、私はあえてこのような質問をさせていただきましたけど、この問題に本当に真摯に受けとめ、こういう状態がまだまだひどく続くと思いますのでひとつ考慮なさってお願いいたします。

2点目の質問について。年金、介護保険については、国の方より、町長は言われましたけど、受けとめておられると思います。

だけど、私はこの問題について前向きに考え、財政の問題一番最後に言われましたけど、この問題について町長にちょっと、答えは要らないですけども、提言一つお願いしておきたいなと思います。

財政、財政と言われますけれども、私は能登町の財政に余り負担をかけずに前向きに考えていけばこの問題はフォローできると思います。例えばでございます。今現在、能登町の方々も皆さん核家族。私たち育ったとき以上に核家族というような考えでおられますけれども、また私たち育ったような時代に帰りまして、能登町は一つだよというような大きな家族にして、やはり公共施設等が多々空き家になっております。空き室になっている。そういうものを行政で改良しながら、大きな家族。

私、町民のところへ、皆様方のところへ回りましても、物すごく本当に老夫婦、80歳、70歳の夫婦の方々が多いんですよ。そういう65歳以上の方々も能登町では二千数百世帯ありますよね。そういう方々のああいう問題をそのまま放置しないで、そういう大きな家族として考えていけばどうでしょうか。ひとつその問題について私は町長に期待いたします。それから、人口流出。私は、この問題については1つの問題しかないと思います。安定した働く場所がない、経済面ができないということが人口流出、少子化、それから若者の流出には必ずこの問題が一番大きいと思います。そういう格好の中で、ひとつ町長は指導力を発揮して私たちを引っ張っていただければ光栄に思います。

2番目のこの問題は難しい問題ですので、また参考にしていただければ光栄だと思います。答弁は要りません。

3点目でございます。3点目の再質問をさせていただきますけれども、いろいろと本当に皆さんこれからの子供たち、これからの子供を持った親御さんが町長のきょうの答弁によって結構前向きな姿勢になっていくだろうと思います。

1つ再質問させていただきます。能登町に2つの高校があります。その高校生を必ず1年に1人採るのか採らないのか。私はあえて言いたいのは、この厳しい現状の折に、生徒たちがどれだけ優秀でも大学へ行けないという家庭事情があります。そういう子供が多々やはり行政職を望む子供が多いんです。そういう子供のためにも、希望等を与えるためにも、毎年高校生を1名必ず採るということを確認していただければ私は光栄なんです。

その答弁を聞いて、私は再質問、並びに一般質問を終えたいと思います。町長、答弁お願いいたします。自席へ戻ります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 先ほどの答弁でも申しましたが、採用に関しましてはその時々で一番優秀な人材を採用しているというふうに思っております。民間の会社であればそういった地元の高校ということで地元枠というのは設けることが可能かもしれませんが、行政としては、そういった地元ということじゃなく、やはり高校卒業あるいは大学卒業の優秀な人材を採用していくことがこの能登町のためにもなるというふうに考えておりますので、必ず高校生を雇用するというご質問にはかなうことはできませんが、これまでも高校卒業の子を採用しております。ですから、その時々での優秀な人材を今後も採用していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 次に、21番 小蔵久一君。

21番（小蔵久一） 私は、通告してあります2点についてお伺いいたします。

まず、中間期を迎えた能登町事業の進捗について。

旧3町村民のご理解とご協力により、ことし3月1日能登町が誕生してから半年、6カ月余りが経過し、行政の中間期を迎えましたことは、町民にとってまことに喜ばしい限りかと思えます。現在、新町として最も注目されている新規事業といえば、数十億円の予算で着工されている北河内ダムの建設かと聞き及んでおります。地域住民が長年待望されていた事業で、立派に完成すれば、町野川洪水、災害を防ぐことはもちろん、貯水により水道水、農業用水など水資源の安定が確実であると聞きます。また、今回議会で議決された第2多目的交流センターの建設工事が着工されますことは、町民の要望にこたえられた大きな事業であり、一日も早い完成が望まれています。

ほかに請願、陳情など国、県も含めて旧3町村の継続事業が数件あります。主な事業の現状を何点かお聞きします。

まず、柳田から小木間の奥能登広域営農団地農道ですが、平成8年に工事が着工されまして、一部柳田―十八束間が開通されております。残る十八束から小木間の工事着工の見通しはいつごろになるのかお聞きします。

また、旧内浦町議会でも再三質問がありました山口平瀬川砂防ダム建設工事が計画どおり進められているのか、進捗状況は何％なのかお聞きします。

次に、上水道の設置されていない地域の早期着工が要望されています。

今回の議会でも、本木地区から請願書が提出されています。内浦地区でも、山中、時長集落より陳情書が2年前に提出され、採択されて上水道設置計画が進められているはずです。事業の進展についてお聞きします。

また、山口地内で町道橋のかけかえ工事が着工されており、現在、片方の橋げたが完成しているのに、予算の関係か、数カ月通行どめとのことで地区の方々は不便でならないと聞きます。これらの事業に対して、地域住民は早期完成を心から念願されていますが、今後の計画、対応策をお伺いいたします。

2点目、特産品など、海洋深層水を含めた農産物の振興策についてお聞きします。

町内で葉たばこ生産地の荒廃が目立っています。一時期は、農家にとって葉たばこ生産が一番の収入だと聞いたこともありました。町として、葉たばこにかわる農地利用をどのように計画されているのか、もし有望な作物を考えておられるとしたら教えていただきたい。また、その作物をいかに普及するかも聞きたい。

内浦地区ではハウスを活用したトマト、キュウリ、露地ではスイカ、カボチャ、ブロッコリーや赤崎イチゴなどさまざまな作物があります。しかし、特産品、ブランド商品までに育てるには品質のよい商品を一定量つくることは大切だし、どれだけよい商品をつくっても販路がなければ特産品にはなりません。高齢化が進む中で、農家や農協だけの取り組みではどうしてもどうにもならない現状です。特に、市場開発について町はどこまで支援されるのか示していただきたい。

先日9月10日の新聞で、富山県は今まで陸上水しか名水選定しなかったが、今回、海洋深層水を全国初の富山名水に選定されたと発表されています。

能登町でも、石川県内でただ1カ所、小木で数億円を投資し完成された深層水の取水が始められています。深層水の利用として、特産化、ブランド商品づくり、また市場開拓や企業誘致についても宣伝なども含めて具体的な対策が必要と思いますが、町当局のお考えをお伺いいたしまして私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご質問の第1点目ですが、新町におきましての事業の進捗状況ということだと思います。ご質問の事業に関しましてご説明申し上げたいと思います。

まずは、ふるさと農道整備事業の進捗状況であります。事業期間では、平成17年度から平成26年度まで10年間としております。また、延長は、3,350メートルを整備する予定となっております。現在、基本設計等を発注しております。今年度中には実施設計を発注する予定となっております。

次に、平瀬川通常砂防事業の進捗状況でございますが、平成8年度に着工して平成20年度完成予定となっております。本事業地域は、毎年4月から8月までの間、鳥獣保護の実態調査が行われるため、その間工事を中止しなければならないこともあって、本年8月末現在での進捗率が62%となっておりますが、今後も早期完成を目指して要望していきたいというふうに考えております。

次に、時長地区の水道未普及解消事業でございますが、時長一十八束間の間を平成17年度から平成19年度で整備する予定であります。本年度は、事業認可申請業務委託を今月中に契約を交わしまして、平成18年度から取りかかって、そして未普及解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、山口地内の転坂橋橋梁事業につきましては、一部平成16年度繰越事業となっておりますが、本年10月に橋梁下部工を発注し、そして橋梁上部工も本年度中に発注いたしまして完成させたいというふうに考えております。

今後も、各事業の推進につきましても議員の皆様のご理解、そしてご協力も賜りながら進めていきたいというふうに考えております。

次に、特産品などの町としての農産物振興策ということなんですが、葉たばこ生産につきましては、栽培農家の高齢化、そして喫煙者の減少によりまして年々栽培面積が減少しているのが現状であります。現在、29戸の農家が34ヘクタールを栽培しております。これは、10年前の約3分の1の栽培となっており、作付されずに荒廃していく農地が増加しております。

新町におきましては、県あるいはJAなど関係機関とも協議をいたし、地域農業の集団育成事業を取り入れながら、畑作、施設園芸の振興を図っております。

県におきましても、今年度から県立大学の教授らが奥能登の農林漁業振興策を探る全学研究プロジェクトを開始いたしております。共同研究は、それぞれの専門分野で過疎、高齢化の進展に歯どめをかける具体策を導き出し、行政や企業、農家に提案するものであります。当面は、珠洲市とこの能登町を研究対象とすることになっております。また、5カ年計画で研究に当たる予定にもなっております。

その研究では、農作物や果樹の栽培状況などの調査票を集落に配布し、その中からモデル集落を数カ所選定し、研究の実践の場とすることとしております。地元住民とワークショップも開き、来年3月までにモデル集落での植物栽培など研究成果の実効を目指すこととしております。町としましても、今後、この事業成果を参考にしながら新たな農産物の振興策や特産品の開発を見出したいというふうに考えております。

また、特産品化の推進を図る市場開拓の取り組みにつきましては、農林業まつりを初めとした各種イベント開催への出品、あるいは首都圏出向宣伝でのPR等を実施し、支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど申しました全学研究プロジェクトの研究の中でも市場開拓のテーマもあるかと思しますので、この研究成果を参考に、そしてそれを実践してまいりたいというふうに考えております。

また、深層水の特産品化につきましては、やはり特産品化、ブランド商品化、またこれも市場開拓、宣伝活動等の対策が必要だというふうに考えております。能登海洋深層水施設に関しましては、8月にオープンいたしましたところ、1カ月間で約1,000人の利用者があり、利活用が図られております。今後は、特産品の市場開拓や宣伝活動を行うために、今年度中に深層水利用促進協議会を発足させまして、会員のご意見等を取りまとめた上で特産品化あるいはブランド商品化を図るための施策を講じていきたいと考えておりますが、まず住民の皆様にも率先して海洋深層水を使っていただいて、そしてPRしていただくことが大切なことだというふうに思いますので、議員の皆様にもぜひご理解、ご協力を賜りたいというふうに考えております。

21番（小蔵久一） はい、わかりました。

議長（大谷内義一） 次に、16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 今回、2点の質問をさせていただきます。

まず最初に、少子・高齢化が進む中、過疎に歯どめがかからない、そういった能登半島でございますが、我が町もその一つの自治体かと思われま。結婚適齢期の若者はいるが、さまざまな事情でなかなか結婚はしない。ゆえに新しい生命も芽生えてこない。そういったもの。そしてまた、年寄りの方がたくさん亡くなられていく。そういったことで

人口の減少、歯どめがききません。人口増加策、いろいろ町長も先ほど志幸議員の質問にお答えしていらっしゃいましたが、私たち議員も全員が恐らくや真剣に模索していることも事実でございます。しかしながら、逆も真なりということわざをじっくり見てみますと、団塊の世代と言われる人口層が2007年を皮切りに大都市を中心に大量退職者を出します。その数おおよそ700万から1,180万と言われております。その団塊の世代をターゲットにした中高年の田舎暮らしの支援策を強烈に打ち出してみてはいかがなものかと。

現在、農林水産省、国土交通省など7省の副大臣と官房副長官でつくる「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」ができております。そのプロジェクトチームの具体的支援策も団塊の世代をターゲットにした田舎暮らしの支援策であり、子供の農村漁村体験学習の推進が柱であります。都会では、国が田舎暮らしを推進するための自治体と共同で相談フェアなど、銀座、渋谷、池袋、そういったところで大々的に昨年度も開催しております。いつになく国も積極的です。

それにちなみまして、ある経済新聞のデータ調査では、退職者が田舎に暮らそうと決心する条件の上位は、まず病院があること、2番目に介護施設があること、3番目が海が見えて美しい森があること、4番目が大型スーパーがあること、5番目が釣りができて畑も少しつくれるところ、6番目が温泉が近くにあること、以上が上位6位に入っております。そして、最もその方々の子供さんが重要視しているのは、都会から2時間で行ける場所です。当町は、東京に関しましては能登空港がございますので1時間少々で来れます。若者が住みつかない、工場誘致もままならない、嫁が来ないとか悲観的な思考はいましばらく横におきまして、できることに目を向けて町の活性化を図るのが一つの道かと思うが、町長はまずその辺どのように考えておられるのか。また今後、町にもそういうようなプロジェクトチームをつくってみようかなというお考えはあるのかお聞きしたいと思います。

まず1点目はこれで終わりです。

2点目は、今、話題になっておりますアスベストの問題でございます。

ことしに入って急激にアスベスト健康被害が社会問題化し、水俣病や薬害エイズに匹敵する公害ではないのかとまで活字になってあらわれてまいりました。アスベストを吸い込むことで胸膜や腹膜にできる中皮腫はがんの一種で、20年から40年という長い潜伏期間の後、発病に至り、その後の生存率が5年もつ人がわずか3%から1%という恐ろしい数字でございます。中皮腫による死者数は、90年代に入って急速に増加傾向をたどり、年間500万人です。しかも、今後70年代以降につくられたビルや住宅、建物建てかえ時期を迎え、

解体工事で飛散したアスベスト被害が数々出るおそれもございます。

石川、富山県では、実態調査はアスベスト規制が強化された1996年以前に建てられた県立学校、病院、農林土木の各総合事務所が対象で、アスベストの使用が確認されたり、劣化が確認された場合、除去や飛散防止工事を行うとし、また建築物を解体する際にはアスベストの飛散防止措置をとることとなったと聞いておりますが、能登町では調査状況はどうなっているのか、そしてその結果はどうかひとつお答え願いたい。

文部科学省、厚生労働省通達では、重量比1%以上のアスベストを含む吹きつけ壁材の撤去を求めています。当町にもそのような通達が来ているのか。また、国土交通省が8月に公表した吹きつけアスベストの除去費用の目安は1平方メートル当たりの除去単価が2万から6万で、それにプラス事前調査費や足場架設、廃棄物処理などを含めると単価がかなりアップすることが予測されていますが、その助成比率はどうなっているのか。

聞くところによりますと、石川県では、県立学校は全額、小中学校、幼稚園は3分の2が自治体の負担だと言われているが、余りにも高くはないだろうか。そして、私の今の質問が間違っていないのか。もし間違っていなければ、国はアスベストの対策が後手に回った責任をやはり重く受けとめ助成比率を見直すべきと思うが、町長はどうお考えか。

また、今までの質問は公共施設ばかりに絞ってでしたが、民間の建物に対するアスベスト調査や除去費用の助成比率、また解体費用、処理費用等にもどのように今後対応されようとしているのかお考えがございましたら、静かなる時限爆弾と言われるアスベストから町民の生命、健康を守るという強い熱意のあるご答弁を期待して質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、第1点目の人口の増加策といいますか、議員のご指摘のとおり、やはり2007年には約700万人もの団塊の世代が一斉に退職年齢に達するということであります。年齢の60歳というのは、現役を退くとしてもまだまだ健康であり、そして生活にゆとりが持てる年代でもあろうかというふうに思っております。この方々を対象とした各種企画が新聞紙上でも紹介され、田舎暮らしもその一つというふうに認識しております。当町といたしましても、魅力的な町として選んでもらえる観光地づくりあるいは田舎づくりに取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

議員ご指摘のように、上位6位ですか、病院、介護施設、海、美しい森、大型スーパー、釣り、畑もつくれる、そして温泉があるということで、能登町にもまさにこれにぴったり当てはまる条件ではないかなというふうに思っております。能登空港等を利用して、県内外からの観光客にはグリーン・ツーリズムあるいはブルー・ツーリズムなど多様な体験プログラムを充実させ、気軽にいやし空間を求めて能登を訪れる旅のメニューの開発を進めていかなければならないと思っておりますし、そして能登の田舎暮らし体験の魅力に浸っていただくことを最優先に考えていかなければならないというふうに考えております。そのためにも、遊休農地や空き家情報など基礎資料の作成を行いまして、田舎暮らしを求める利用者への資料提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

交流人口の増加は、やはりその地域の活性化にも大きくつながるものであり、祭りに参加する帰省客、あるいは退職後の定住を考える人々が都会の風と人を呼び寄せる原動力ともなろうかと思っております。旧の能都町時代にはグリーン・ツーリズム推進協議会もありましたので、新町でもこういった推進協議会を立ち上げまして、そしてまた町民の方々の積極的なご協力をいただいて人口の増加に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、アスベスト問題に関しましては非常に憂慮されるところであります。町としましては、今定例会で解析調査の予算を100万円計上させていただきましたが、子供や高齢者等が頻繁に利用する施設から最優先に調査を実施し、含有率を確認した上で速やかにアスベストの処理工事を実施したいと考えておりますし、また今後は国や県に対しまして対策並びに補助制度を強く働きかけていきたいというふうに考えております。

アスベストに関しましての詳細は担当課の方から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（大谷内義一） 環境対策課長 川崎時夫君。

環境対策課長（川崎時夫） 山本議員さんにお答えいたします。

まず、アスベストの使用実態でございますけど、町の施設においては8月に調査を行い、41施設にアスベストが使用されております。うち11施設は封じ込み処理済みで、残りの30施設につきましては未処理となっております。国からは、早急に実態を把握し、その状況に応じて処理を行うよう通達がなされております。

また、7月1日に、石綿障害予防規則が施工され、解体時などの関係労働者の健康被害

防止対策の充実が図られております。

補助制度につきましては、処理費用に対する補助は、教育施設に関して、大規模改修事業において補助率3分の1の補助対象工事となっており、改修時に封じ込み処理を行います。また、能登町の小中学校に関しては、すべて処理済みでございます。また、町内の3つの県立高校におきましても、アスベストの使用はされているものの、露出箇所はなく、飛散するおそれもないということでございます。

そのほかの公共施設への補助金は制度化されていないのが現状でございます。除去費用に関しては、8月、国土交通省がアスベスト除去に関する費用についてを公表しております。目安として、事前調査、架設、除去、廃棄物処理等の全費用を含み処理面積300平米未満ですと平米当たり2から6万円、300平米から1,000平米に関しては1万5,000円から4万円となっております。あくまでも今後の状況の把握が必要との考えを示しております。

また、除去したアスベストは、廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物に定義され、その処分許可を有した処理業者が管理型処分場で処理しなければなりません。

健康被害でございますが、労災保険の認定状況を申しますと、平成16年度までに肺がん353件、中皮腫495件、合わせて848件が認定されております。ここ数年の労働認定は急増しております。平成16年度は、肺がん59件、中皮腫127件となっています。認定件数が最も多い業種は、アスベスト製品製造業で25%、次いで建設業で18%、船舶製造業15%となっております。

今後の対応といたしましては、国の通達に基づき、状況に応じて封じ込み処理を行っていきたいと思っております。しかし、危険性を認識しながら、長期にわたりまして使用を容認してきた国の責任は大きいと思っております。民間施設を含めた処理費用の補助制度を要望していかなければならないと思っております。その際には、議員各位のお力添えを賜りたく、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 先ほどの町長の第1点目の質問ですが、大変そつのない答弁でいいんですが、まず上位6位にあった、先ほどご提示したそういったもので当町は当然かなりお客さんから見れば田舎暮らしの満足度があると。

あと、その中での細かい質問の中で、経済新聞の中で、一番お客さんが決断をするもの

は海が見えて少し横にきれいな森があり、50坪から80坪の土地の中で2LDKの新築を建てたいんだと。そして、1,300万から1,500万の間の範囲でできるようところが一番行きやすいと。今先ほど、町長さんも空き家とかそういったものを利用すると言われましたが、やはり団塊の世代、かなり東京で頑張った人、大阪で頑張った人が退職するわけですので、かなりの退職金の余裕もあるという調査でございますので、そのような場所があるのか。そして先ほどの希望の金額で2LDKのお年寄り2人が暮らせるものが当町の単価で建てられるのか、そういったものをまた検討していただきたいと思います。

アスベストの処理ですが、今、川崎課長の答弁、いや本当に課長は偉いなど。国の責任は非常に重たいということをすばっと言われた課長というのは、私は議員になって初めて体験しました。こういったすばっと言われた国の責任は重いということ自体が、普通は公務員の方は隠すんですが、川崎課長が言ってくれたということはうってつけのこの担当課の課長かと思うんです。まず、敬意を表します。

そこで質問をするんですが、先ほども小学校は全部オーケー、あとはいろいろ言われました。ただ、処去なり処理を、解体してそれを捨てる場所がまず当町にはあるのかなのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 環境対策課長 川崎時夫君。

環境対策課長（川崎時夫） 旧能都町ですけど、埋立処分場が管理型処理場になっていきますので、そこに処分できます。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 当町でも管理型があるからできると言われておりますが、金沢市議会でも先日、解体業者を集めて研修会をされております。ただでさえ、いろんな不法投棄等がある中で、やはりこのアスベストに関して環境対策課の方で少しこういった研修会もされる今後予定があるのか。

それと町長にお聞きするんですが、アスベストの被害者の職業リスト、そこにもやっぱり上位に建設業、造船業、発電所、ボイラー技師、学校給食に従事された方などがベストフォーかベストファイブなんですが、当町の公共施設でも、ボイラー技師、給食従事者の

方もかなり多数いらっしゃったと思いますが、その方々には中皮腫の検査を受けていただくような考えはあるのかないのか。また、当町で民間の企業でアスベストと関連のある業務についておられ、今、自分の体に不安を持ってられる方も中皮腫の検査を受けていただくのも町民の生命を守るという観点から行政の役割だと思うが、これもさきの質問にあわせてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員のご指摘のそういったボイラー技師、あるいは給食婦の方々に中皮腫等の検診を受けさせることがあるのかというご質問ですが、現在、能登町としては定期的に集団検診を行っております。そういった中で、例えば肺がんであり、中皮腫であり判別は可能だというふうに思いますので、そういったこと等を受けていただいてそういった対策に講じていただければなというふうに思います。

ですから、特別今のところそういった方に中皮腫の検診を受けてくださいという案内はしませんが、集団検診で対応していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 環境対策課長 川崎時夫君。

環境対策課長（川崎時夫） 講習会等におきましては、労働基準監督署へは届け出が必要になりますので、労働基準監督署との打ち合わせを密にして対応していきたいと思えます。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） わかりました。

あとは、とにかくこの中皮腫に関して町長も健康診断等々ございますと言われましたが、レントゲンだけで簡単にいくもんじゃないという説もありますますがもう少し健康福祉課等とも今後密接なつながりを持って、このボイラー技師、そして給食従事者、そういったところに一番アスベストが使われたという事実がございますので、どうかその辺のことを健康管理をもう少しMRIなりをするとか、そういうようなものもお考えになっていただ

きたいなと思います。

今、政府も救済法をきっちりつくと、立法にするとされておりますので、国の責任として建築材のJISマークの条件でアスベスト等を入れた責任も重いんです。そういったことを含めて、課長はわかっている国の責任は重いという答弁になったかと思うんです。

あとは課長なり町長のあれを期待いたしまして質問は終わりますが、最後にアスベスト対策全国連絡会議のホームページに載っているある造船会社勤務で56歳で死亡された人の奥様の記録を読んで終わりにいたします。答弁は必要ありません。

「私も主人も、胸膜中皮腫ですと言われたときは2人でがんじゃなくてよかったねと喜びました。しかし、その後すぐ担当医の先生から、この病気はがんよりもたちが悪く、治す薬も治療方法もございませんと言われました。髪の毛が抜け、食欲もなくなり、息苦しくなる、もう終わりだ、病院の屋上から2人で飛びおりたらどんなに楽になるだろうかと口にするようになりました。」

以下続いておりますが、このように怖い病気ですので、今後、アスベストに関して町民の健康を守るために、町長、担当課、行政一丸となって頑張っていたきたいと期待いたしまして質問は終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時14分再開

議長（大谷内義一） 再開いたします。14番 穴釜光雄君。

14番（穴釜光雄） 私は、質問に多少かかわりがあるものといたしまして、本能登町の特質の一端と社会的位置づけについてお話を申し上げた上で質問に入ることを許していただきます。半島内湾部に位置する本能登町は、変化に富んだ沿岸線は、豊穡な青山と静かな海岸線が伸びまして49キロ。その対岸の内陸部すべての箇所から、日本列島は北アルプス、日本三大名山の一つ立山連峰その全貌を、季節と気象条件によって違うこともありますが、見るができます。これは、相模湾から見る秀麗な富士山は別格といたしまして、カナダはクック湾から眺めるところのマッキンリー山脈、そしてスイスはレマン湖畔からのモンブラン、中国は敦煌からタクラマカン砂漠を越えて仰ぐ天山山脈。この山岳美

に並んでその全貌の一をなしているのがこの私たちの町でございます。

次に、視点を変えまして、能登空港を基本的に活用することによって巨大人口圏へのアクセス、人口10万の都市が40を超えて集中する東海地域、ここからはグレードの高い能越自動車道の完成によって4時間で結ばれることになっております。次に、人口20万の都市がこれまた40を超えて集中しております関西地域。ここからご承知のとおり5時間で本町へ来ることができます。

これから質問に入りますが、かつて高度経済成長、名目22%が維持されておりましたときに、我々の労働時間年間平均が2,100時間でありました。それから、週休2日制の実施、そして9回にも及ぶ3連休の設定。その結果、240時間の労働時間が短縮され、都会では余暇が十分あるような時代になりました。

そこへ持ってきて、先ほど町長も言われました。それから、山本議員も言われましたが、昭和40年中ごろ団塊の世代として就職されました労働関係者は、2年後、つまり2007年に35兆から40兆円の退職金を手にして毎日が日曜日という時代に入ってきます。そうなりますと、過疎化にあえぐ我々自治体はどう対応しなきゃならないということになるんでありませんでしょうか。私は、自治体の本旨、これは地域民生の安定と高度福祉の実現が本旨だろうと思っております。この点について、町長は、今後このような時代を背景にどのような政策を展開されようとしておられるのかお聞きして質問とさせていただきます。

○長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、議員のご質問に答えさせていただきたいと思いますが、国の人口が2006年をピークに減少に転じるというふうに言われております。そして、能登町のような中山間地域におきましては、定住人口の増加により地域を活性化させるということは決して容易ではありません。こうした背景をもとに、やはり交流人口による地域活性化という考えが生まれてきたというふうに思っております。

都会人が安らぎを求めて田舎へ向うグリーン・ツーリズムの流れは本格化してきております。それを支えているのが議員ご指摘の高速交通体系の整備による人々の行動可能範囲の拡大であろうかと思ひますし、また週休2日制、学校5日制の導入による自由時間の増大、そしてまた人々の意識や価値観の変化であろうかというふうに思ひます。

また、2007年には団塊の世代が定年を迎え、これによりまして、先ほども答弁させてい

ただきましたが、年金問題など非常に幾多の問題がいわゆる2007年問題というふうと呼ばれておりますが、この大量の退職者をターゲットにした新たな交流施策に取り組む農山漁村もあるように聞いております。

交流人口には、やはり観光面での収入、雇用創出や経済効果が期待できるというふうに思いますし、過疎化、高齢化による活力低下の問題を解消するためにも有効であるというふうに考えております。交流人口というものは決して無限ではないと思いますが、今後は地域間競争はますます厳しくなっていくことと予想されます。幸いにして、我が能登町には恵まれた自然景観や山、里、海の多様な食材と古くから伝わる食文化といった魅力がたくさんある、そして豊富にある町でもあります。それらの地域資源に一層の磨きをかけて、交流人口の増につなげていきたいというふうに考えております。

交流人口の増によりまして、議員おっしゃる民生の安定、あるいは福祉の向上にもつながろうかというふうにも思っておりますので、今後とも皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

議長（大谷内義一） 14番 穴釜議員、いいですか。

議長（大谷内義一） 次に、5番 小路政敏君。

5番（小路政敏） 私は、ケーブルテレビ事業についてお伺いします。

事業の整備計画は、今年度のケーブルテレビ未整備地区であった内浦地区のうち、まずは小木地区において事業が着手されることになり、町長初め関係者のご尽力にまずは御礼申し上げます。

さて、来年度以後の整備計画についてですが、残りの内浦地区は今年度の小木地区の整備計画戸数約1,000戸数に対し1.5倍、約1,500世帯以上ある上に、中山間地を含む広域な範囲であり、事業費も今年度と比べさらに高額となると思われます。しかし、補助事業としては総務省の予算枠も少なく、仮に採択されても要望額には遠く及ばないことが考えられます。本事業に限らず国庫補助金や交付金が削減される中、地方債に関しても限度額があり、財源の確保は大変厳しいものがあるということは理解しております。本会議が終わると間もなく来年度の予算編成という時期を迎えますが、6月議会ではこのような厳しい財政状況を踏まえ、民間活力の導入を含め検討するということを言われましたが、来年度

以後の整備についてどのように対処される方針か。また、これらの状況にかかわらず、18年度末で内浦地区全域が整備完了となるのか改めてお尋ねします。

今月の15日でしたか、小木地区の能登町の未来を語る懇談会で来年度以後の計画も話されましたが、その中で民間活力でなく町行政という方向性を示されましたが、いま一度その辺も説明願います。

2つ目にデジタル放送の対応についてですが、地上デジタル放送がいよいよ来年7月から石川県でも始まるそうですが、当面は金沢地区周辺地域のみとのことですが、私たちの地域ではいつごろ放送が開始される予定でしょうか。今わかっている範囲でお答え願えればと思っております。また、当町のケーブルテレビ網でもすぐ対応できるのかあわせてお尋ねします。もう一つは、防災行政告知設備についてですが、今回の内浦地区のケーブルテレビ設備の設置に伴い各世帯や事業所に告知端末が配備されたことは、防災行政情報のほか、各町内単位の連絡や地域内の無料電話も使えるということで大変住民も期待が高まっています。しかし、内浦地区は野外の防災放送設備についてはいまだ未整備です。能都地区、柳田地区では、無線か有線とか違いもあるようですが、既に整備され活用されておると聞いています。内浦地区では、整備がおくれているケーブルテレビと同様、整備される予定があるのかお伺いします。 以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、まずケーブルテレビ事業の整備計画について答弁させていただきたいと思いますが、ご承知のとおり、この新世代ケーブルテレビ施設整備事業は合併前の能都町、柳田村、内浦町が一丸となりまして国、県に対し要望し、採択となった事業であります。残念ながら、国から事業規模の縮小指示があり、要望しておりました内浦全地区に対しての単年度整備は無理でしたが、この事業によりましてケーブルテレビがなかった内浦地区にケーブルを延伸することができるようになりました。

来年以降の整備計画ですが、内浦地区におきましては、議員ご指摘のように、小木を除くと約1,600世帯が残ることになります。この地域につきましては、今年度と同様に基本的には補助事業とし要望していきたいというふうに思っておりますが、不採択あるいは満額採択がなかった場合でも、起債事業を行うことによりまして内浦地区の整備を来年度、18年度で完成したいというふうに思っております。

また、民間につきましては、当面は町が事業主体となって整備していく方針であります
が、引き続き状況の変化をとらえながら、管理運営面では民間活力につきましても柔軟に
検討していきたいというふうに考えております。

次に、地上デジタル放送の対応についてなんですが、現在、石川県では地上波放送が6
局ありますが、国の政策によりましてすべての局がデジタル放送に移行することが決定し
ております。石川県でも、金沢地域では来年7月からデジタル放送が開始されることとな
っています。

ただし、当町では能登島にあるサテライトアンテナからデジタル電波が発信されないと
受信はできません。金沢地域以外のサービス開始の時期は、ことし12月に総務省が発表す
ることになっております。その時点で、当町が受信できる時期も確定するものと思ってお
りますが、現在のアナログ放送は2011年7月24日で終了することが決定しております。当
町としましては、それまでにデジタル放送への対応を済まさないといけないというふう
に考えております。

次に、防災行政告知設備につきましては、平成16年は水害、土砂、高潮などの災害が発
生し、その都度住民の安全・安心について体制の強化を図る必要を感じていたところであ
ります。町におきましては、避難勧告などの基準を設けることにより、危険が切迫する
前に十分余裕を持って避難の勧告、指示ができるようマニュアルを整備し、住民への情報
伝達、特に避難勧告を迅速確実に住民へ伝達することが重要な課題となっております。そ
れには、やはり防災行政無線、同報系の整備を進めることが必要不可欠であり、現在、能
都地区におきましては60メガヘルツ帯の同報系無線設備を運用しておりますし、また柳田
地区におきましては自営有線設備により広報活動をしております。

本年度は内浦地区の小木区域をケーブルテレビ整備にあわせて、議員がおっしゃるよう
に、各世帯へ音声告知機設置を一般会計において防災行政告知施設整備事業として予算計
上させていただいております。屋外における拡声子局につきましては、宅内の音声告知機
を整備して上で、既存のサイレン感知エリア等の調査を踏まえて今後前向きに検討させて
いただきたいというふうに思っております。

また、そのほかの今後におきましても、内浦地区の未整備区域を順次ケーブルテレビ整
備とあわせて行っていく予定にしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思い
ます。

議長（大谷内義一） 5 番 小路政敏君。

5 番（小路政敏） 一言。

ケーブルテレビ事業が計画どおり進めば、一つの内浦地区の格差是正につながり、能登町民の共通の情報を皆さんで聞きながら文化的なサービスが受けられれば、町民の一体感が生まれてくると思いますので、我々もできるだけ応援を行いますのでよろしくお願いします。 どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 次に、6 番 奥成壮三郎君。

6 番（奥成壮三郎） 通告してありました 3 点についてご質問いたします。

災害ボランティア組織の編成についてです。

9 月 3 日に当町で県防災総合訓練が行われました。80機関と住民ら約4,500人が参加したということです。去る 7 月 8 日には、旧内浦町の友好都市である千葉県流山市と災害応援協定を締結しました。協定には、食料や飲料水などの生活必需物資、資機材の提供や人命救助、施設の応援復旧に必要な医療、技術職員の派遣などが盛り込まれていますが、詳細についてはこれからだと聞いております。

阪神大震災や昨年の福井豪雨、中越地震でも多くのボランティアが活動したことは記憶に新しいことです。しかし、個人での支援活動には限度があり、思うような活動ができません。また、組織編成のない現状では、災害時に速やかな行動を起こすことは難しいと考えられます。町職員のための派遣ではなく、事前に特殊技術を生かした災害ボランティアチームの編成をしておくことが必要かと思います。

例えば、希望する町民から大型自動車、大型特殊、フォークリフトなどの免許取得者、自動車整備士や看護師、介護士、保育士、ヘルパー、大工職人、また危険物取扱者や薬剤師などのいろんな面で活用できる技術者を募り、滞在時間を登録してもらって、迅速かつ有効な活動ができるように準備しておくことが大切だと考えます。当然、私たち能登町に災害が発生しても大いに役立つ組織になると思いますが、町長のご意見をお聞きします。

2 点目です。 能登空港に足湯の設置を考えてほしいということです。

来年度、能登空港では台湾チャーター便57便が就航する予定となりました。それに伴う国際チャーター便受入体制の強化として、搭乗口を 2 カ所にふやし、待合室のレイアウト

変更も検討しているとのことでした。

そこで1つの提案として、足湯コーナーを開設してはどうでしょうか。能登半島には数多くの温泉があります。能登町だけでも、柳田温泉、縄文真脇温泉、海洋深層水風呂とあり、ほかの温泉とともに能登半島の名湯として日がわり、週がわりで元湯をかえて楽しむことができます。また、能登の名湯めぐりと称して幾つかの足湯を用意するのもいいと思います。能登空港ガイドブック「ぶらり能登」に紹介すれば、一段と魅力のあるものになるのではないのでしょうか。

全国各地の道の駅や温泉街には足湯が数知れずあり今やブームとなっております。中部国際空港「セントレア」では、展望浴場を開業し人気となっております。空港利用者のみならず車で観光客にも提供し、楽しんでもらえれば、温泉地能登半島としての観光リピーターの確保にもつながるのではないかと思います。町長のご感想をお伺いします。

3点目です。これは教育長にお伺いします。

中学選択制及び教育施設のアスベスト対策についてです。

能登町では、平成18年4月に小学校を、19年4月までに中学校を5校に統廃合します。金沢市教育委員会では、2006年から中学校選択制の導入を目指しています。保護者からは、通学手段の問題や小学校時代の友達と離れた場合の心のサポートなど戸惑いの意見があるようですが、能登町にもいずれこういった考えが提出されるかもしれません。教育長のご意見をお聞かせ願います。

また、各校舎の耐震改造に関してはほとんど終了したようですが、現在問題となっているアスベスト、先ほど山本議員さんが詳しく説明されました。小学校は大丈夫とのことですが、ほかの教育施設の現状と対策をもう少し詳しくお伺いします。以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） ただいまの奥成議員のご質問に対します答弁に先立ちまして、先ほど議員からもお話がありました今月3日に実施しました第46回石川県防災総合訓練におきましては、80機関のほか各地区の多数の住民の皆様のご協力を得まして、初期の目的を達成し、無事終えることができましたことについて、この場をかりて関係各位にお礼を申し上げます。

それでは、災害ボランティア組織の編成についてのご質問であります。昨今頻繁に発

生しております地震による災害、特に新潟県中越地震を初め、福井県で発生しました集中豪雨による災害等、テレビ、新聞等の報道で知る中におきましても私自身も災害ボランティアの組織化ということは非常に重要なことであるというふうに痛感しております。

といいますのも、災害が発生することによりまして、まず住民の皆様の生命の安全確保のために避難所の設置が望まれます。そこでは、全国から参加していただいたボランティアの行動力が被災者の皆さんの支えになっておりますし、地域住民が自立をするためのケアもボランティアの皆さんによって支えられている部分が大きいのというふうにも思われます。このことから、災害とボランティア活動は深い関係にあるものと思っておりますし、また現在のところ石川県内で災害ボランティアの登録制度を行っているのは、小松市にあります小松NPOセンターのみであるというふうに思います。この団体につきましては、平成14年4月に発足しまして、新潟県中越地震に2回、福井県集中豪雨に2回、ボランティア活動を実施しております。また、定期的に災害ボランティア養成講座を開催しまして地域住民の理解を求める活動を行っております。

本町におきましても、本年7月に千葉県の流山市と災害応援協定を締結させていただきました。その内容につきましては、今ほど議員さんからお話しされた内容となっておりますが、この協定の締結を機に流山市とも歩調を合わせ、早いうちに災害ボランティアの登録制度の創設に向けて関係機関と協議を進めていく所存でありますので、その折にはまた議員各位のご理解、ご協力も賜りたいというふうに思っております。

次に、空港に足湯の施設をというご質問なんですか、能登半島に来られる観光客の交通手段としては、能登空港というのはやはり大きな役割を果たしていると思っておりますし、今後さらに観光産業活性化のため、より一層の利用拡大を図る施策が必要というふうにも考えます。

奥成議員のご質問につきましては、温泉地能登半島をイメージづけるものとしてこの能登空港に足湯施設を開設するということは効果があるものではないかと思っております。ぜひ空港関係者及び近隣の市町へ働きかけていきたいというふうにも考えております。

ただ、施設開設に係る財源問題や温泉等の輸送手段、運営に係る諸問題などをクリアしなければならないことがあり、十分関係機関と協議しなければならないというふうにも考えております。いずれにしましても、足湯施設に限らず温泉地能登半島というイメージづけは能登の優しさ、いやしの大きな観光資源として活用できるものであるというふうに思っておりますので、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 奥成議員のご質問、中学選択制と教育施設のアスベスト対策についてお答えいたします。

中学校選択制につきましては、全国では161自治体で導入しており、約11％に当たると聞いています。石川県では、中学校選択制として、現在、県立錦丘中学校があり、中学校と高校が6年間一体的に中高一貫教育を実施しています。また、金沢市が各中学校にそれぞれ一部余裕枠を設け、そこに選択制を導入することを検討しているように聞いております。

さて、当町においては現在、学校再編を計画しさまざまな角度から検討をいたしておりますが、地域の実情や地理的条件を踏まえて、学校ごとに通学区域を設定しているのが現状で、当町における学校選択制導入にはいましばらく検討や議論を重ねる必要があると考えております。

次に、教育施設のアスベスト対策についてのご質問でございますが、これにつきましては、先ほどもお話がありましたが、国、県の指導、または方針を踏まえ、調査を行っているところであります。現在、一般的に言う石綿材を使用している学校は町内で10校あり、今後は監理課と連携してその専門的な調査を行う予定であります。ただ、現在使用している部分は、昭和62年の文部省の指導により対策を行ってきており、改めて文部科学省の判断を仰いでいるところであります。

学校の耐震改造に関しましては、現在15校中4校は耐震改造を行っておりますが、残る11校につきましては現在進めております学校再編統合とにらみ合わせて計画的に実施していく予定であります。さらに、アスベスト対策を含め、大規模改造を早急に実施するように財政当局と連携を重ね進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大谷内義一） 6番、いいですか。

6番（奥成壮三郎） はい、結構です。

議長（大谷内義一） 次に、23番 石井良明君。

23番（石井良明） 私は、町長並びに担当課長に町の特産物の開発及び学校統廃合による廃校舎の再利用についてただしたいと存じます。通告書に質問の原稿の全文を添付してありますので、明確でわかりやすいご答弁をお願いいたします。

まず、能登町の特産物開発についてお尋ねいたします。

2町1村のスムーズな合併のおかげで、海と山の恵みが一体となり、1次産業の大きな方向ができました。海では海洋深層水の利活用を図り、1次産業の活性化につなげたい、そして新たな商品開発に期待していると町長は就任当時に抱負を述べておられました。能登海洋深層水施設もこの8月1日から本格的に供給が始まり、産業の活性化に期待が膨らみました。一方、残念ながら山の恵みの特産物の開発が見当たりません。そこで、ある農業法人の方といろいろ相談した結果、菊芋をベースとした健康補助食品の一次加工施設を能登空港アクセス道路近くの能登町に拠点を構えたらどうかという話し合いがありました。菊芋とはキク科の植物であり、主成分であるイヌリンは体内の環境を整え血糖値の正常化に役立つとされています。菊芋はやせた土地でも栽培が可能な植物であり、既にこの法人は菊芋をベースとしたサプリメントを製造し、石川県ブランド認定を取得し、金沢市においても石川県中小企業技術交流展に受賞し、現在、特許の出願中でもあります。

中身については、薬事法の絡みもあり私の能力では説明できませんが、せっかく能登町に加工施設のご提案がありました。期待される効果として、1次産業の促進、及び高齢者対応の雇用人口の促進、及び遊休農地の再利用、そして能登町の特産物の開発等にも利用できます。まさに未曾有の提案型質問となりましたが、民の発想を後押しする施設整備等との手だては何かないものか。また、第三セクター方式に対応する方法が何かないものか、ご答弁を賜るものでございます。

2点目に質問に入ります。廃校舎を風化させない対策についてただしたいと存じます。

私たちの地域では、学校再編成に伴う諸問題の中で激しいやりとりがありました。検討委員会のご尽力のおかげで学校統合の体制もほぼ固まり、瑞穂小中学校併設校が長い歴史を余儀なく閉じようとしている。統合によって残された学校が風化されると、地域の文化までもが風化されると言われています。その事態を真摯に受けとめ、私どもの地域では深刻な論議を呼んでいる。しかし、学校が廃校になっても私たち地域住民は文化の薫りが漂う地域づくりのすそ野を広げるために一生懸命でございます。近いうちにその難局を打開するために、PTA関係、地域住民、区長さん、NPOやボランティアクラブの会員等々とともに、有効な廃校利活用についての論議の場を計画しておりますが、少子・高齢化の時

代の背景では、地域福祉の向上に役立てたらどうかという意見が多く聞こえてきます。地域の特区認定を受け、シルバースクールという先駆的な意見もございます。

冒頭にも述べましたように、校舎を風化させることなく、地域住民や団体が地域単位として福祉問題を取り上げ、その解決を目指すために、実践活動の公設民営型の施設に再利用する提案があった場合、町当局はその要望に対して対応できるものお伺いいたします。

なお、少子・高齢化が進み人口の少ない地域に即した地域福祉に関連した制度が何かないものか、先進地の事例も含めてご提示願えれば幸いです。以上でございます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、第1点目の質問に対してですが、町の産業を考えているとき、確かに議員の言われますように、特産物が開発され、町の活性化につながれば非常に素晴らしいことだというふうに思います。ご提案のものは一次加工のみで販売は別の法人が行うということであれば、企業の要請によるもので企業誘致の分野であろうというふうに考えられます。企業の誘致ということであれば、用地のあっせんとかあるいは優遇措置とかが考えられますので、ご相談に賜りたいというふうに存じます。

また、第三セクターによる運営は考えられないかというご質問であります。現在、第三セクターを取り巻く社会経済状況の変化が上げられ、町といたしましても指定管理者制度の導入の中で民営化推進を図っている現在、新規の第三セクターによる企業化というのは慎重を要するものというふうに考えております。

いずれにしても、企業と生産者による契約の中で製品が販売の軌道に乗り、芋の生産者もふえてきた段階で町としてのお手伝いできるものがあれば、その時点で判断させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、廃校校舎の利活用についてですが、まず議員を初め地域住民の皆様には、学校統合にご理解をいただいておりますことを改めて深く感謝申し上げまして答弁させていただきますというふう思います。

現在進めております学校再編、統合による統合後の校舎の利用についてでございますが、議員ご指摘のとおり、今現在、数校の校舎の利活用を検討しているところであります。言うまでもなく、学校というのはその地域の文化の中心であり、また歴史の積み重ねがある貴重な財産でもあるというふう思っております。時代の流れとはいえ、ただ風化させるこ

とはできないというふうにも考えております。利活用につきましても、全国的に見ましてもその多様な対策が求められており、地域福祉の向上を含め、地域の核となる活用について、これから地域の皆さんのご意見をお聞きしながら進めていきたいというふうを考えておりますので、今後ともご指導、ご協力賜りますことを改めてお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 教育長、答弁しますか。答弁しますね。 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 初めに、石井議員を初め地域住民の皆様に学校統合にご理解をいただいていることに対しまして深く感謝を申し上げたいと思います。

地域住民の皆様のご意見を十分お聞きしながら、廃校校舎の利活用について努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。 以上です。

議長（大谷内義一） 23番。

23番（石井良明） 当を得たご答弁、まことにありがとうございました。 以上で終わります。

議長（大谷内義一） 暫時休憩いたします。 再開は13時から行います。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き会議を開きます。 7番 石田博之君。

7番（石田博之） 私は、通告どおり、教育長に質問をさせていただきます。

少子化が進む中、能登町でも児童生徒が減少の一途をたどっている今日、将来能登町の未来を担う子供たちの学校給食について二、三質問させていただきます。

1点目は、子供たちの健康問題なんですが、さまざまな理由でアレルギー症状の子供たちが年々ふえてきております。その中で、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、そして食物アレルギー等々について。

学校給食には、食物アレルギーについて、ある程度自治体がそれなりに真剣に取り組んでいる実態を私も知りました。卵や牛乳、エビ、カニ、小麦など多様なアレルギーの食材が上げられます。能登町では、このことをどういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。参考に、旧松任市では、小学校の児童だけで近年の調査で50名が該当するということで、現在の白山市では幾つかの学校でもってこういった食材を除去した個人メニューに取り組んでいる例もございます。県下の自治体では、把握はしていませんが、当町では現在の栄養職員や調理員の配置では対応が困難だとは思われますが、まず能登町全域で小中学校の実態を調査把握をし、対応が必要だというふうに考えます。早急に検討をしていただきたい。実態を把握しているのであれば、現況を説明していただきたいというふうに思います。

2点目は、学校給食において地元食材を子供たちへという地産地消の取り組みについて。

教育長は、学校給食においてそういった地元食材をどういった形で対応し、指示をされているのかという点をお聞きしたいというふうに思います。

3点目は、小さな親切大きなお世話という点も多少はあるかと思うんですけれども、給食でもってパン食、米食の配食割合が学校によってそれぞれ違うというふうに思われますが、現在の割合は能登町はどうなんだろうということですが、それが適切か適切でないかというのは個々の判断なんです。現在の若い奥様方は朝はパン食が多い、当然、子供たちもパン食ですね。それで、昼もパン。パン、パンということになるんですが、それで望ましいのかという点は、そういった子供たちや保護者の皆さんの意見を参考にさせていただいて改善する必要があるれば改善するような検討、対応をしていただければいいかなものかという点なんです。それで、地産地消の観点から、奥能登の米は県下でも一番おいしいというふうにされております。米食をいま一度見直すためにも、いま一度子供たちや保護者のアンケート等により意見を聞いていただきまして対応していただけないかというふうに思います。教育長に総合的な意見をお聞きしたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 石田議員のご質問にお答えいたします。

学校給食についてのご質問ですが、現在、小学校9校、中学校6校でそれぞれ給食を実

施しております。合併以降、その円滑な遂行に向けて調整に努めているところであります。

まず、食物アレルギーの対応でございますが、全国的に見ても、また当町においても反応を示す児童生徒はおります。そこで、対応策といたしまして、特定の食材の除去や代替を実施しているところでありますが、近年、こういった食物アレルギーを示す児童生徒が多くなっている傾向にあり、調理員の負担も多くなっているようであります。

次に、食材の地産地消についてでございますが、現在、米と牛乳は県内産、またパンほか生鮮食料品についてはできる限り地元のものを使うようにしております。ただ、例えば季節のものや特定の野菜類を使う場合は、量的な問題や単価及び流通システムの面での問題があるのも現状であり、今後、流通機関等や農林商工関係機関との協議連携が必要になるかと思っております。

次に、パン食、米食の実施割合の改善についてのご質問ですが、ほとんどの小学校では週にパン食が2回、米食が3回で、中学校では週にパン食が1回、米食が4回という現状であります。その割合が多いか少ないかについては視点によって違ってきますが、今のところは特に問題はないと考えております。ともあれ、地元振興、さらに食生活の正しい理解と習慣を養い、栄養の改善と健康増進を図ることが学校給食の目的でありますので、多方面からの真剣な給食のあり方について検討を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（大谷内義一） 7番 石田博之君。

7番（石田博之） それでは、教育長、先ほど食物アレルギーの児童生徒がおるということなんですが、そういった実態を調査をされたのか。どれぐらいの割合で今現在能登町の全児童生徒の中でおるのかということを今後実態調査をされるのかということを私が質問したものですから、その点についてお聞きします。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 担当課長の方から答弁させます。よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

議員ご質問の食物アレルギーの実態調査ですけれども、抜本的に16校全部の調査というのはまだ行っておりません。ただ、現在16校の栄養士が2名おりますので、栄養士という検討相談をいたしました。その結果、今のところはそんなに多くはないんですけれども、中にはやっぱり数名のアレルギー反応を示す子供がいるというのが実態でございます。

その対応なんですけれども、実際は給食に含まれるいろいろな食材等の特にアレルギーを示すような材料は、その反応を示す子供には使わない。別のメニューで代替をしていくというのが現状でございます。ただ、今後、議員ご指摘のように、確かにアレルギー反応を示す子供が全国的にも町内でも多くなっている傾向にありますので、抜本的な調査等を行っていききたいというふうに思っております。今後また栄養士を中心にいろいろ検討を重ねて児童生徒の安全な給食の提供に努めていききたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

7番（石田博之） わかりました。ありがとうございます。

議長（大谷内義一） 次に、10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 私の質問は、再度一般指名競争入札についてであります。

私が6月議会定例会において、新生能登町において行う施策は今後の能登町発展の礎となるよう決定しなければならないと前置きし、町長に公共下水道事業での共同企業体方式の指名入札について問うたところ、「今後は特殊な工事以外は町内土木業者も単独施工でも可能というふうに考えており、これからは地元業者を最優先で入札を執行していきたい」と町長は明快に答弁なされました。小木処理区では、地元業者のみの指名でありました。

しかしながら、先般、宇出津処理区での工事3件についてゼネコン17社、地元業者17社に特別企業体結成の依頼書が出されています。6月答弁内容と違います。議会無視の行為だが、いかがなことか説明願いたい。

また、次に、町長の議会答弁についてです。

私は、町長が議会で答弁される施策及び方針は行政において職員一丸となって最も優先されるべき守らなければならない事項だと考えております。町長は、答弁の重みをどのように考えておられるのかお聞きしたい。

まず、仮定として、説明員の設計担当課長に、企業体依頼工事の3件における特殊部分があるのか、俗に言う推進工法、または市街地密集地区なのか。

次に、指名審査委員会の長である助役さんにお聞きします。

委員会で依頼書を出すに当たり、町長の議会答弁の内容をどのように受けとめ協議なされたのかお聞きします。町長には総括の答弁をお願いしたいと思います。

なお、答弁によっては再質問をさせていただきます。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井議員、答弁者どうしますか。課長からしますか、町長からしますか。

10番（鳥井修） するがでしたら、できたら課長からやってもらえた方がいいかと思うんですけれども。

議長（大谷内義一） 下水道課長 浜中工君。

下水道課長（浜中工） 鳥井議員さんのご質問に対して答弁させていただきます。

まず、下水道管の埋設方法の特殊工法の定義については大変難しいということで考えてございます。議員さんご承知のように、宇出津処理区、これは平成9年度から事業に着工しております。また、小木処理区につきましては平成10年度から事業に着工しております。今この下水道管の埋設方法につきましては、まず地面を掘削しましてその底面に既製の管を配管し埋め戻す開削工法がこれがまず1点ございます。また、地表を開削することなく地中を掘削貫通する非開削工法、この2通りで現在能登町で進めてきた経緯がございます。

それで、ご質問の今回の3件の発注につきましては、市街地であるか、また密集地であるかというようなご質問だったかと思えますけれども、今回3件につきましては、先ほど申し上げましたように、設計の工法につきましては地面を掘削しましてその底面に既製の管を埋設すると。そういうことで、今回の工法につきましては、通常のオープン掘削しまして、そういう開削工法ということでとらえておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

議長（大谷内義一） 助役 山元淳二君。

助役（山元淳二） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この能登町の建設工事指名競争入札参加者等選定要項に、指名審査委員会の審議内容については何人にも漏らすことはできないという規定がございまして、私の判断で皆さん方に審議の詳しい内容は申し上げられませんが、考え方について少し申し上げたいと思います。

まず1点は、町長が14日の質疑の中でも申されたように、3町村が合併に当たって持ち寄りの予算でもあり、また歴史等いろんなものを持って合併をいたしました。そういう3町村が合併前にやっていたそういう行為について尊重しようというふうなことも考え方としてはありました。そのほかにも指名委員会ではいろいろ議論がありましたが、その結果、先ほどの今回のような指名の形態になりました。ご理解を賜りたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 議員のご質問に答えさせていただきますが、まず議会答弁の意義にしましては、これは非常に神聖かつ重要なものであり、そして厳粛なものというふうに考えております。これに基づきまして答弁もさせていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。また、6月議会以降の下水道の入札にしましては、管路工事が内浦町地内で2件、そして宇出津処理区で3件ということで、14日の質疑の折にも、今ほど助役からも話がありましたように従来どおりの方式をとらせていただいております。といいますのも、これも14日にお答えしたように、あくまでも能登町としての新しいルールはあるんですが、経過期間、移行期間ということで旧町の方式をとらせていただいたというふうに思っております。今回の入札に関しましても、本来のルールどおりいきますと、これまで内浦町にしろ能都町にしろ入札に参加していた業者が入れない状況が出てきます。ということは全くゼロということになっています。それが新町になったからすぐ参加できませんよというのでは余りにも非情ではないかということで、今回は業者に対する配慮という形で旧の町の方式をとらせていただきました。それによりまして、旧内浦町が、何社か忘れましたが地元ということですし、旧能都町地区がJVを組んでさせていただいたということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 先ほど担当課長から、開渠方式であり特殊工事ではないと。そして、助役さんからでは従来方式をできるだけ利用したいと。町長もそれに近いものが返答でした。

しかし、工事量の少ない今現在、事業者は仕事がなく弱っているわけです。大きいからということで工事を減らすんじゃなく、今後の設計に当たれば旧内浦方式ではたしか工区割りを行い、合算経費で仕事を行っていたわけです。下水道工事ならばマンホールがあるわけで、工区割りは十分可能であり、難しい作業ではないはずです。経費が少し下がろうと、4割以上の経費を取っていかれる、吸い上げられるというのは地元業者は十分納得できると思います。それから、移行期なので従来のものをそのまま利用したいという答弁もありましたが、能登町は一つという考えで旧能都町に合った町民に直結する幾つもの事業が廃止されています。例えば、介護認定者に配布されていた紙おむつの廃止、次回、来年4月の見直しでは、40歳以上が納められている保険料は旧能都町が一番上昇率が高くなるはずです。また、道路愛護週間に行っていた町民ボランティアでの草刈りでの集積の廃止。結果、ボランティアがほとんどなくなりました。町内道路の荒廃が目立ちます。また、羽根海水浴場の駐車場スペースが少ないという理由で指定の廃止、能都町時代より駐車場面積はほとんど変わらないんじゃないんですか、全く変わってないはずです。

数えればまだまだいろいろあります。町民に直結する事業は、簡単に従来どおりじゃなく廃止できるのに、なぜ企業体指名だけ廃止できないのです。町長は、町内業者の工事施工能力は十分工事でき得る能力があると認めたはずです。企業体となれば4割以上の金額が町外へ持っていかれるわけです。地元業者は町の最低価格以下の金額で工事をされているわけです。3件での設計価格は1億以上と聞いております。4割、金額にして4,000万以上です。町の少ない貴重な財源が町外へ持ち出されることになります。もし、この4,000万が町内業者にあるならば、働く従業員にも還元され、一部は町内に消費され、ひいては町内の活性化になると考えられますが、いかがなものでしょうか。

能登町は一つ、そのところを考えて町長の答弁を再度お願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほど、議員は例えば紙おむつが支給がなくなっただとおっしゃいまし

たが、介護保険の補助制度として紙おむつも自由には買えるようにしてあります。また、40歳以上の保険料が上がるということですが、実際は65歳以上の1級保険者が上がるということでご理解いただきたいと思いますし、また羽根の海水浴場に関しましては駐車場が狭いから閉鎖すると申し述べたことはありません。ただ、能登町には五色ヶ浜あるいは恋路海岸というすばらしい海水浴場があるということで、3つも要らないんじゃないかというような話から羽根海岸をこじは閉鎖させていただいたということでご理解いただきたいと思いますし、今ほどの下水道に関しましては、やはり当然JVを組むことによって町外の業者が4割持っていくかもしれません。ただ、今、JVを組んだとも先ほど申し上げましたように、町内の業者、今まで入っていた業者が新しいルールでいくと入れなくなる、参加できなくなるということで、業者への配慮ということでJVを組まさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 町内の業者に配慮ということですけど、先ほど私が言った工区割りその他の方法でやれば金額は十分下げれると思います。ただ、小木工区にはたしか落札金額4,550万でも町内業者がやっています。工区割りその他を考えれば、内浦町方式使えば十分小さい業者でもできるはず、町内業者でも十分できるはずです。そのところを考えてください。

それから、最後にもう1点。先ごろ依頼された文書の中に、工事に係る特別企業体への要項4番で、構成員の留意事項として、「構成員は、2以上の特別企業体の構成員となることはできない」とはっきり明記されています。私の知る限り、この項目に違反しているように聞いておりますが、いかがなものでしょうか。9月13日の締め切りで結果が出ているはずです。指名違反があれば、能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要項4条2項の不誠実な行為、これを理由に依頼を中止し、地元業者への再発注も可能かと私は思うが、町はどのように考えておられるのか、明快なお答えをお聞きしたい。まず、違ってるのかどうか。その4項を違反してるのかしておらんのか、それから。結局、2つ以上の重複はできないと。4項の。私の持っておる文書で、下水道工事に係る共同企業体の要項です。

（議長、休憩） と言う者あり

議長（大谷内義一）　じゃ、暫時休憩します。

午後 1 時 30 分休憩

午後 1 時 38 分再開

議長（大谷内義一）　それでは、会議を再開いたします。　監理課長　赤田明君。

監理課長（赤田明）　大変貴重な時間を私のためにどうも済みませんでした。

今、実際13日締め切りで17社指名したわけなんですけれども、24組出ております。この組み合わせにつきまして不信だということなんですけれども、1件につき2以上ということでございます。3つ工事があって、それぞれ1件ごとに別々に出ておりますので、1件には2以上のダブリはないというふうな解釈をしておりますので、これは間違いではないということでございます。仮に、万が一にもしそういうことがありましたら、間違いだということがありましたらまた検討しますけれども、今のところ1件につき2以上ということでございますので、1件1件、3件出ておりますので間違いないということでございます。

議長（大谷内義一）　10番、よろしいですか。

10番（鳥井修）　いや、監理課長しか……。町長は、もしあった場合はどうするのか。

議長（大谷内義一）　町長　持木一茂君。

町長（持木一茂）　今の監理課長が述べましたように、この件に関しては間違いでないという報告ですので、万一間違いがあればやはりやり直しという方向はとらなきゃならないかなと思いますが、今回の場合は間違いないということで執行させていただきたいと思います。

議長（大谷内義一）　よろしいですか。

10番（鳥井修）　最後の一言だけお願いします。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 今、1件につき云々だ。文書は1つなんですよ。3件別々に書いてあって、文書は1つなんですよ。それで何で1件1件なんですか。

先ほど町長は、地元の業者の配慮を考えて、ということとはできるだけ1つずつ地元業者にとらせたいということなんでしょう。何で1件1件っていうことになるんですか。それはあくまでも見解じゃないんですか。言いわけじゃないんですか。当然、文書が1つである以上は、3件工事があろうと1つの文書はそこは一緒なはずですよ。そのところを考えて執行をお願いします。今後、町民と一緒に結果を一応楽しみにして見ております。

以上で終わります。

議長（大谷内義一） 次に、18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 私は、2点について質問をさせていただきたいと思います。

まずは、宇出津駅等の利用計画についてですが、のと鉄道能登線が廃止され既に半年が過ぎようとしております。鉄道廃止に伴って確かに不便を感じておられる方も多いことも事実であります。一方、駅周辺の活性化を図る駅利活用計画が発表されたことにより、住民は一縷の希望を持っております。一日も早い着工を期待する声が日々高まってきているのも現実なのでございます。

そこで質問ですが、まず能登線廃止に伴う利活用策について、その進捗状況についてご報告を願いたいと思います。そもそもこの計画は、鉄道廃止に伴って起きる町のゴースト化、つまり衰退を防ぐことを目的とするものであります。したがって、人の流れの余韻が残るうちに実施するのがベターではないかと思われませんが、建設実行がおくれている最大の要因は何か。また、おくれの原因は県にあるのか町にあるのかを明確に示していただきたいと思います。また、宇出津駅、松波駅など全部で6カ所が整備対象と聞いておりますか、その優先順位はどうなっているのか。何年度から着工できると考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、新世代地域ケーブルについてお尋ねをしたいと思います。能登町は、合併によって財政事情は一段と厳しくなっていると伺っております。しかしながら、こうした財政難の中にあっても、まちづくりに必要なことは早急に整備しなければならないことは当然で

あります。その一つが、内浦地区におけるケーブルテレビ網の設置事業であると思うのであります。新町としての統一感を醸成する上で、同じ情報を共有することは町民平等の原理からいっても欠かすことのできない事業であります。ところで、このケーブルテレビ整備事業は今年と来年の2カ年で整備する予定と聞いておりますが、現在、町にはご承知のとおり、400億円にも上る借金があると言われる状況下にあって、もし町が借金をしなくても同じサービスができる方法があるとすれば、それは選択肢の一つとして大いに検討すべきではないかと私は思うのであります。そこで、民間業者による整備方法と、町が行う公共的整備方法とでは具体的にどんな違いがあるのか明確に答えをいただきたいと思います。

次に、ケーブル設置事業の財源につきましてですが、さきに小路議員にお答えいただきましたので私の方は割愛させていただきますが、1つだけ確認しておきたいのは、松波地区のこれからの次年度の計画、6億3,000万に対して国の補助金は見込めるのかどうか。その可能性は高いのか低いのか、これをお答えいただきたい。

また、補助金が見込めなくても、起債を起こしてもやるということをお聞きしたようにも思いますが、そうすると民間参入はなしということなのかどうか。この点も明快に答えをいただきたいと思います。

次に、小木地区の整備事業につきましてですが、まずこのケーブルテレビ設置整備事業の設計監理委託から入札工事発注までの流れについてご説明を願いたいと思います。

以上で終わりますが、自席による再質問をお許しいただきたいと思います。以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、のと鉄道の駅舎跡地の再利用計画について答弁をさせていただきますと思いますが、能登線の廃止に伴います利活用計画につきましては、6月の議会にも説明を申し上げました基本構想が策定されております。その後、6月に開催されました第3回議会臨時会におきまして、のと鉄道能登線廃止に伴う跡地利用検討特別委員会も設置していただきました。そして、7月26日に第1回の特別委員会を開催し、この席上で経過の説明と現地視察を実施したところでもあります。また、8月10日には特別委員会の委員の皆さん全員で県の企画振興部長と面談しまして、活発な意見交換と県の支援策について具体的な説明を受けられたというふうにも聞いております。議員の皆さんの活動に対し

まして感謝申し上げたいというふうに思います。 また、早急に利活用計画の具体化に向けた取り組みを行わなければならないというふうには思っておりますが、この能登町にはトンネルが33カ所、橋梁が89カ所あり、危険な箇所も数多くあることから、住民からの要望や苦情等が町に寄せられているのも現実であります。町としましては、これらの利活用できない用地や施設の取り扱いにつきまして、石川県やのと鉄道に対して積極的に申し入れを行いながら、明確な方針や処分方法が固まり次第、着手したいというふうにも考えております。ただ、合併時において協議されました主要事業も数多く計画されていますので、現在の基本計画を参考にしながら特別委員会の皆様と協議調整を図って、そして財源の確保に努めながら利活用に着手したいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。また、6カ所の駅に関しましても、特別今順位を決めることはできないと思っておりますし、また何年度から着手できるかということも、そういった協議が終わらないことにはお答えしにくいと思っておりますので、数字的なことはご容赦いただきたいというふうにも考えております。

次に、新世代ケーブルテレビの整備計画なんですけど、実際、18年度、今年度と同じような補助金の要請というのは国にはしていきたいというふうに思いますし、申請も出しております。ただ、やはり国の方でも今年度も非常に厳しい状態ではあったんですけど、補助金の方がつくかどうかはわかりませんし、ただ、厳しい状況ではありますけど、さらに国の方には要請していきたいというふうに考えております。また、民間活力に関しましては先ほども答弁させていただきましたが、当面は町が事業主体となって光ケーブルの敷設を進めていきたいというふうに考えておりますが、完成した後の管理運営等は民間も含めて考えていかなければならないというふうに思っておりますし、やはり国が主要施策でもあります民間にできることは民間にということにものをもって町としても対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思っております。

また、新世代ケーブルの整備計画の工事発注の流れということなんですけど、去る8月8日付で新世代ケーブルテレビ施設整備事業の交付決定通知をいただきました。その後、8月19日に設計監理業務の指名競争入札を行いまして、社団法人日本農村情報システム協会と委託契約を行いました。そして、新世代ケーブル施設整備事業の本工事につきましては、去る9月16日、指名競争入札によりまして富士通株式会社が落札をいたしております。この業者との請負契約の締結を行うことにつきましては、追加議案という形でまた改めて提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 具体的な進捗状況ということでございます。

ことしの7月15日に第3回の能登町議会臨時議会におきまして、のと鉄道の能登線廃止に伴う跡地利用検討委員会が設置され、その後、8月26日に第1回のと鉄道能登線廃止に伴う跡地利用特別委員会を開催し、町から経過について説明とともに、駅舎等の現地視察を行っております。8月10日には、議会の特別委員会が企画振興部長と会談し、県の支援について説明を受けてまいりました。その中で、一部新聞紙上等で県が駅舎の利活用を実施するというふうな形で聞いておりましたので、そのこと等をただしてまいりました。その結果、県はあくまでも支援を、地元市町村に対して支援をするんだと、あくまでも事業主体は地元だという形でございました。それとまた、10月にレール等を撤去するという話もありましたが、それについてただした結果、1年間はレールを外さないという形も確認をとってまいりました。ただ、能登線は輪島の線の廃線と違って距離も長く、財源的にも大変かかるというふうなことも話をしてまいりました。それが1点。

それと、県と町がどちらが責任をとるのかという形なんですけれども、町といたしましては、大変厳しい財政な折、すぐに実施するという考えがないままに今現在来ております。これからは、特別委員会等を立ち上げていただきましたので、そこでこの間県の方へ言った結果を踏まえていろいろと反省点を出し合いながら前向きに検討していきたいと思っております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） それでは、再質問をさせていただきます。

宇出津駅の件につきまして、なぜおけているのかという理由の一番大きな要因は、どうもこの能登町における財政難、それから他の事業との兼ね合いということもあっておくれざるを得ないような旨の発言であったかなと、こういうふうに思うんですが、それでよろしいですか。

町長（持木一茂） はい。

18番（鶴野幸一郎） それでは、もう1点の6月議会で多田議員の質問に対しまして町長は、複数の民間業者からの提案もあると。ケーブルテレビの件ですね。来年、次年度からの参入もあり得るというふうにお答えになっていらっしゃると思うんですが、そのことについて私もそうかなと、部分的であっても民間業者の参入があってもいいのかなと、こう考えておったわけですが、どうもきょうのご答弁では、管理運営に関してはそういうこともあるというふうになんて後退しているような気はするんですが。

私、素人ですから本当にわからないんですが、例えばどこの商店街等でも、宇出津でもあるいは松波でも小木でもあると思うんですが、有線放送というのがあってBGMが流れておりますけれども、あれは民間の業者が勝手にケーブルを引いて、そして商店と個別に交渉をして契約を結んで、月々幾らという契約金でもってBGMを流しているわけですね。ああいう方法でやれば、BGM結構だと、町が今公共事業でケーブル引いてやるからみんな入れと、こういう必要はないわけで、自由にそれぞれの商店が嫌ならやめればよし、それから結構だと思えばそれぞれが契約して月々何千円かのお金を払って、そして業者と契約を結んで有線を流していると。こういうふうなことがこのケーブルテレビにおいても可能ならば、そちらなら町の負担金がないかと、非常に結構であるかと。そうすれば、今の宇出津駅の問題についても、そっちの方へ予算が回せるんじゃないかなと、こう私は単純に考えたわけですが、これは余りにも単純でしょうか。また、後でお答えをいただきたいと思います。

それから、もう1点です。基本的な問題でちょっとお伺いしておきたいんですが、まだ合併が途中の段階において、合併準備委員会も始まっているんですが、3町村持ち寄りの予算で情報に関する新しい町の情報、能登町情報に関する基本計画書というものを策定されていると思うんですが、これはどこの会社に委託されたものか。また、その計画書は議会に対して説明があったのかなのか。私、どうも記憶にないんですが、こういうことに対して情報に関する説明がなされたのかどうか。これをお聞きしたいと思います。

もう1点、今回、先ほど町長もお話しになりましたが、富士通が落札したこの入札の問題について、小木のいわゆるケーブルテレビの件ですが、プロポーザルを実施したと。プロポーザル、横文字だとちょっとわかりにくいんですが、提案公募型事業ということなんですが、業者からいろんな提案を受けて、その提案を審査して、その結果採用していくと、事業を採択していくと、こういうのがプロポーザルというらしいんですが、これが8月9日付の建設工業新聞に出ておりました。このプロポーザルの開催に当たって、

どんな方法で業者募集をしたのか。例えば、ホームページ等で広く公開をしたのか、あんとあんと出しなさいとこうって指名したのか。そして、その結果はどうだったのか。結果はどうだったかということは、どこが一番優秀だったのか、採用されたのか。これをお聞きしたいと思います。たくさん申し上げましたけれども、質問回数の関係で一気に言いました。よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、ケーブルテレビの整備方法に関してなんですが、やはり民間を入れたらどうかというご意見だというふうには思いますが、まず議員がおっしゃるBGMと有線放送とは規模が全く違いますので比較はできないというふうに思っております。

また、確かに民間ケーブル会社に整備をお願いすれば、一般財源の方は負担は少なくて済むと思いますが、今後、住民の負担というのは将来に向かって長く続くわけですから、それは当然住民負担がふえてくるというふうにも考えます。また、現在町として整備をしている部分は町の財産でありますし、今後、民間が整備すれば町の財産と民間のものが混在するような形になって、非常にその管理というのも難しくなってくるんじゃないかなというふうにも考えております。そういった意味で、単なるテレビを見るだけならばそういったことも可能なんだろうが、今後、町としてはやはり告知放送やIP電話はもちろん、携帯電話の不感地帯の解消、そして保健、福祉、教育とあらゆるものに利用していきたいというふうに考えておりますので、通信施設、通信整備としてはやはり自治体としてやっていかなければならないのかなという気がしております。ですから、そういった民間会社、当然、敷設する会社もありますし、あるいは光ケーブルは自治体がやってくださいと、あとは民間の方でやりますというようなお話もされているところもありますので、そういった申し入れの違いもありますが、やはり線に関しては自治体が町の財産として敷設した方が得策なのかなという気がしておりますので、今後はその方向でやっていきたいなというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 議員お尋ねの能登町情報化基本計画書についてであります、こ

の件につきましては平成15年度の旧能都町の仕事であったかと思います。

このときに、旧能都町では、光網を整備するために起債を受けたいと。要するに、合併前債。特にこのときは内浦町とのつなぎでありましたので、内浦町と合併するんだからこういう整備計画をもとに合併前債の適用を受けたいという旨の整備計画。いわゆる、合併前債を借りるための一つの手法であります。そういった計画に基づいて平成15年、16年度においては能都町と内浦町が共同のような形の中で仕事を行ってきました。そういう仕掛けのための計画書であります。 会社は、日本農村情報システム協会と委託契約をいたしております。

18番（鶴野幸一郎） 議会説明。議会の説明。

総務課長（田下一幸） どうも申しわけありませんでした。

これ、16年のたしか旧能都町の12月定例議会でかなり議論を呼びまして、皆さんと一緒に協議した記憶がありますが、そういう意味では特に議会に対してこの基本計画そのものについて説明するというふうなことはいたしておりません。

というのは、先ほど申し上げました合併前債を受けるための一つの手段でありましたので、そういった観点で特に議会説明は必要なかったと判断して行ったところではありますが、ただ12月議会においてこういう趣旨の説明が求められておりましたので、そのときにおいてそのときの担当課長が説明していたかと思います。

18番（鶴野幸一郎） プロポーザル。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 大変失礼しました。

プロポーザルに関しましては、指名業者といいますかお願いした業者なんです。旧の柳田村を整備した富士通さん、そして旧の能都町を整備したNECさん、そして全国的にも幅広く展開している業者をお願いしましてプロポーザル審査を実施しました。

それから、点数とかは覚えてないんですが、NECさんの提案が一番すぐれているんじゃないかというような結果になったというふうに思っております。これに関しましても、

当然、現在の能登町の整備をどうしていくかというのはもちろんなんですが、今後、能登町としての通信施設あるいは有線施設、テレビ施設をどういうふうな方向性でもって整備していくのがいいかというようなことも提案していただきましたし、また現在の保有しております財産となるそういった線をどのように利用して生かしていただけるかというような提案もいただきながらプロポーザルの説明を聞きました。そして、その中でNECさんの提案が一番能登町にとってはふさわしいんじゃないかということで提案を受け入れているのが実情であります。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 同じくこの建設工業新聞に、小木地区のケーブルテレビ事業の設計監理委託の入札が行われております。これは8月19日、お盆過ぎですけれども、私はちょっとこれも理解に苦しむんですが、これは小木地区のいわゆる線あるいは内浦地区の線か知りません。小木地区だと思うんですが、その地区の線を設計するための管理業務を委託する入札だったわけですが、このプロポーザルの提案を待たないでその1週間後にはもう提案して審査して結果が出ているんですが、それはまず1週間前に既に入札行為が行われて、設計入札ですね。行われていると。このことが、なぜそうなのかなと思うんです。

プロポーザルの結果を待って、非常にいい提案をされたと、NECが。それを今後の有線関係あるいは光ファイバー、すべての計画の中に盛り込んでいくんだという趣旨でプロポーザルをやったと理解するんですが、その結果が出てこないのに設計させるという、この行為がどうも理解しにくいんですが。例えば、これも違ってるとはかわかりませんが、わかちやすく表現しますと、自分の家を建てる、マイホームをつくる。和風がいいのか洋風がいいのか、キッチンはどうだとか、バス、ふろはユニットがいいのか檜ぶろがいいのかちょっと検討してくださいといって業者にお願いすると。その結果、金額も幾らになりますよと本来全部出てくるんですが、その前に設計を委託をする、お願いしたと。まだ全然洋風もわからない和風もわからないのに設計の委託をしたということがどうも理解が私しにくいんですが、こういうことについてひとつ何かお答えをいただきたいなと思うんです。何か違ってましたか。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸）　今、議員ご指摘のところはプロポーザル案が決まらないうちに設計監理業者に対して契約したことについての、手順についてどうかというふうな質疑であったかと思います。この件に関しましては、基本的に、議員さんの言葉をかりると、洋風、和風にしますかという話をして、これがプロポーザルですわね。ただ、それを実際その施主さんが、例えばどこそこの２級建築士さんに自宅の設計をひとつやってほしいと。そういう何社かを選んで、例えば一番安くやっていただけるという意味の趣旨の入札をして、そしてそこへ、和風か洋風かどうかにするという話が決まった段階で、基本的なコンセンサスに基づいて実施設計を組んでいただいたと、こういう流れになるかと思います。

議長（大谷内義一）　18番　鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎）　何かわかったようなわからんような話ですが、何社かの、設計もできる施工もできるそういう業者に、あなたどういう家をつくってくださいますか考えてくださいと、私にぴったりの家をひとつ教えてくださいとこう発注してる最中に、まだ回答も出てないのに別の設計監理業者におらの家つくってくれと、あんた幾らで設計してくれるとこう言うて委託したような気がするんです。この日付から見ますと。まだ回答も得てないのに、こちらから回答も提案も上がってこないのに設計してくれと。和風も洋風もわかんない。とにかく1,000万設計料出すからやってくれと、こういう話なんですね。大盤振る舞いな話ですけども。この辺が今の総務課長の説明ではちょっと私理解しにくいんで、いわゆる一般庶民感覚では理解のなされにくい業務、入札行為が行われたのではないかなと、こう言わざるを得ないわけですね。

それともう１点、プロポーザルの問題ですが、何回か旧の能都町でもやったと思うんですが、一番わかりやすい話、温泉掘ると。１億で、とにかく出るか出んかわからんけれども、頭１億で掘りますわと。こうやって1,000メートルでも1,500メートルでも掘り進んでいった。こういうことが過去にもありましたけれども。それで出てくれたと。業者は、1,500まで掘った、ああひどい損したと言うけど、町はあわや助かったという場合もある。その反対もあるかもしれない。そういうかけのようなところはあるかもしれないけれども、そういうふうな意味のプロポーザルもやったことあると。それから、いろんな形でプロポーザルやるんですが、このときの審議、審査。提案が出てくる。この審査に対して、何名、どういう人たちが審査に当たったか。これをひとつ聞きたいんですが。

私、3回目け。もうだめですか。

議長（大谷内義一） いいです。

18番（鶴野幸一郎） いいですか、立ったままで聞いておってもいいです。

その審査、何名の方お集まりですか。何名はいいんです、どういう方たちが集まられたんですか。

議長（大谷内義一） 監理課長 赤田明君。

監理課長（赤田明） プロポーザルの仕事を監理課がやれといういろいろな話し合いの中で決まって、監理課の方で段取りをやりました。プロポーザルの委員さんにつきましてはたしか、一応情報の課の方から推薦をいただきまして6名。これは発表してもいいですね。

助役さん、総務課長さん、情報課長さん、それぞれ旧町村といいますか、内浦の区長さんの代表、柳田の区長さんの代表、能都の区長さんの代表の6名で審査をいたしております。

18番（鶴野幸一郎） 区長さんの代表というのは、学識経験者の代表という意味ですか。単なる区長さんという意味ですか。

監理課長（赤田明） 旧町の区長さんです。

18番（鶴野幸一郎） 単なる区長さん、現在の区長さんですね。

監理課長（赤田明） 現在の区長さんです。

18番（鶴野幸一郎） はい、わかりました。

私、何を言いたいかといいますか、そういう重大な審査、相手は設計、施工、監理できる超大手が自信を持って提案してくる。それを審査するときには、何でもいい、こうして何か1、2、3とこうして見てぱっと当てるようなそんな審査したらまことに失礼きわま

りないんですが、やはりそれ相応のこちら側もしっかり勉強もしなきゃいけないだろうし、それからちゃんと学識の経験者もいるであろうし、それからいろんな厳選された中で審査に当たるのが私は当然だと、こう思うんですが、何かあてがいぶちな感じで、内輪でそつとプロポーザルの審査をやってるような、そんな感を受けざるを得ないんですね。

十数億あるいは十何億という事業、大事業ですね。100万や200万じゃない十数億にわたるこれから事業をしていくときの将来の設計、町の基本構想をつくっていく、どんなふうに情報網を張っていくかいろんなことをやらなきゃいけないのに、そんな簡単な審査で果たしていいのかと、こう私は言わざるを得ないんですよ。非常に疑問に思います。

それから、もっと公開する、オープンにするべきであるというふうに思うんですが、人の例挙げて失礼ですが、お隣の珠洲さんもこの有線テレビこれからやるらしいんですが、やはりプロポーザルでやると。インターネットで、ホームページで広く提案を募集する。あんたとあんたでやれというんじゃないんです。広く全世界から募集をすると。

そして、当然、審査員の中には一夜漬けの審査員じゃないんですよ。やっぱり、かなり長い間この情報に関して、委員会をつくって、そして研究をされてきた、そういうグループが、審査委員会というものがあるわけです。つくってある。その人たち。議会の代表もちろん、総務委員会委員長とか副委員長とか議会の代表も入っている。それから、そういう町民の代表、学識者も入っている。しかも、長期的にそれを勉強されている。こういう中で審査をやっている。全くオープン。こういうことが非常に大事ではないかなと、姿勢としてですね。本当に町長、公平、公正、それから情報の公開、こういうことを町長はモットーにしてやってこられたはずであります、その点をひとつうちのやり方はそれでいいのかと。どうも私が感ずるのでは密室性、そんなふうに思わざるを得ないんですが、ひとつ最後にその点をお答えいただいて終わりたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 決して密室でやったつもりもありませんし、またこれはあくまでも能登町の将来的な計画をご提案いただくということだけでありまして、そのとおり進むかどうかというのはまた財源の問題もありますので別の話です。ですから、全く将来の夢を聞いたということでもありますので、ご理解いただきたいと思いますし、また審査員の皆さんには非常なお忙しい中、民間の方にも加わっていただきました。それがあんまり能がない

ような言い方は決して失礼な言い方でないとは思いませんので。民間の方も一生懸命審査していただきました。この数社のプロポーザルの提案型というのはプレゼンテーションもありまして、30分ほどの時間をとっていただきましたが、そういったプレゼンテーションということで素人の方でも説得するだけの意気込み、あるいは情熱がなかったらできないと思います。だから、そういった面でもそういった区長さん方に加わっていただきましたし、また専門的な面では県の情報課の課長にオブザーバーという形で加わっていただきました。その課長からもアドバイス等もいただいておりますので、決して密室でやったわけでもありませんし、審査員の皆さんにはすばらしい方を選出したというふうに思っております。

18番（鶴野幸一郎）　ずっと継続して審議委員会開いておったんですか。1回ですか。

1回でしょう。　以上。どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一）　次に、1番　河田信彰君。

1番（河田信彰）　今回私は、公民館の果たす役割や利用状況、町が考えている公民館の立場について町長並びに教育長に数点にわたって質問させていただきますので、わかりやすい丁寧なお答えをお願いします。

近年、地域の連帯感、人間関係の希薄化がささやかれている中、青少年の健全育成を初め子育てに悩む親の支援、さらには少子・高齢化や情報化といったさまざまな課題に対して、公民館は町民とともに考え、事業を企画し、この厳しい財政状況の中でも地域の教育の機関として必要だと私は考えます。

また、学校週5日制が完全に実施されてからは、これまで以上に地域と子供たちを結びつける重要な拠点であることは明確です。このことは、同時に公民館事業のみならずサークル活動、各団体活動が地域に開かれ、さらに地域をよりよく変えていくことや個人の持つ力を引き出す絶好の機会であり、拠点であると考えられます。

全国的に見ると、公民館が市町村に普及してから約60年が経過し、現在では約1万9,000館が存在すると聞きます。この数は、中学校の約1万1,000校より多く、小学校の約2万4,000校より少なくなっておりますが、公民館が小中学校ぐらい普及しているということになり、重要な機関であることが改めてわかります。　当町においても、公民館及び分館は

20館を設置していると思われますが、町長並びに教育長は公民館の果たす役割や存在をどう認識し、どう考えておられるのかお聞かせください。また、保育所や小中学校の統廃合が進む中、今後、この20館ある公民館においても閉館等の計画があるのかお聞かせください。

次に、利用状況についてですが、よく公民館を例えるのに気づき、学び、結びという3要素があると言われていますが、私はこのほかにも人や情報を結ぶだけではなく、時間という概念を軸として伝統や技能、技術、思いを後世に伝えていくという「つなぐ」という機能も携えていると思います。それらの要素を身につけるため、小さな子供からお年寄りまで、学習内容や趣味、けいこ、習い事等に利用されている今の現状について、年間の利用者数や団体別利用者数をお聞かせください。さらには、公民館条例にも使用料等が明記されてありますが、年間どれほどの収益があるのかをお聞きして、質問は終わります。

答弁によっては再質問させていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、河田議員の質問に答えさせていただきますが、まず新町における公民館数というのは、河田議員ご指摘のとおり、15館、そして5分館あります。それぞれの公民館では、地域の特性を生かした活動が展開されているというふうに思っております。施設面では、15館中11館が決して十分とは言えませんが、公民館施設として整備がなされておりませんが、柳田地区公民館に関しましては廃校となった学校を公民館として位置づけており、今後、公民館としての施設整備が必要であるというふうにも考えております。また、これからの公民館は、学級講座の開設とともに、高齢者だけでなく子供たちの居場所づくり、あるいはお父さん、お母さんの子育て支援や地域文化の継承の場としてもますます大切になってくるというふうに考えております。こうした幅広い役割を担う公民館でありますので、館長を初め職員の人材育成に力を注ぎたいとも考えております。

また、少子・高齢化や地縁関係の希薄化が進んでおりますが、公民館というところは人づくりや地域づくりなど生涯学習の拠点としての新たな役割も果たす必要があると思っておりますので、今後とも議員の皆様にもさらに公民館に対するご理解、そしてご協力を賜りますことをお願い申し上げたいというふうに思っております。なお、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） ただいまの河田議員さんのご質問については、担当課長から答弁させていただきます。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志） ただいまの河田議員の質問にお答えをいたします。

まず、公民館の利用状況につきましてですが、団体等の利用状況ということでございますが、実は数、団体のをまず申し上げますと、例を挙げますと例えば文化協会、それから婦人団体協議会、あるいは町内会、子供会などが主な団体の利用でございますが、その団体の利用の人数等、詳細につきましては実は今ここへ資料を持ってきておりませんので、まことに申しわけございませんが、後で説明をしたいと思います。 なお、公民館の休館につきましての説明と一緒にしてよろしいでしょうか。

公民館の休館日の変更についての説明はよろしいでしょうか。

1 番（河田信彰） 後で聞きます。

生涯学習課長（西戸人志） ああ、そうですか。よろしいですか。 では、説明を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 1 番 河田信彰君。

1 番（河田信彰） 先ほど年間の利用の状況説明があったわけなんですけど、把握していないということでちょっとこちらにも困るんですけど。

あと、石井教育長にちょっと聞いたかったんですけど、教育長が課長にかわるということで、これもまた困った話やなと思ったんですけど。 この利用状況について把握しておかないと、やっぱり土日利用者が多いとか公民館によってばらつきあると思いますが、大体の割合はわかると思うんですけど、また今度わかる範囲でお聞かせください。

それで、先月 8 月 1 日から公民館の休館日は毎週日、月に変わっていると思うのですが、

なぜこの年度中といたしますか、急に変えられたのか、以前からの計画であったのか、その理由をお聞かせください。ちなみに、近隣の市町村では、珠洲市が1週間では日、月が休館となっているものの、穴水町は月曜日のみや金曜日ということですし、門前町や輪島市、金沢市については特に定められておらず、年末年始等を除いては開館しているとのこと。休館日の変更については町民にどう周知していったのか、以前よりの利用者は公民館の張り出し等で知っているのかもしれませんが、子供やたまに利用する人たちにとっては、また今後利用したいと思っている人にはなかなか知れ渡っていないのではないのでしょうか。

休館日については、町の公民館利用規則等に定められています。もちろん改正は行っていると思いますが、図書館については以前毎週月曜日と火曜日が休館日だと聞いています。しかしながら、現在、能登町には宇出津の中央図書館のみしかありません。そのような中、各公民館には図書室等が設けられており、地区の図書館的役割にもなっていると考えられるのですが、先ほどの日曜日の休館というのも本当にそれで機能を果たすのか、その辺どう考えておられるのかお聞かせください。また、細かいことですが、公民館の利用規則では年末年始の休館日にも違いがあるのですが、これはおのこの理由があるのですか。

収益の面も言ったんですが、答えてないんですが、それもまたひとつお願いします。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志） まず、公民館の休館につきましてご説明をいたします。

まず、合併以前では各3町村、休館日につきましてはそれぞれ異なった休館日で行っていました。合併後につきましては、旧町村においての開館状況を踏まえまして休館日を月曜日、火曜日としておりましたが、合併後、実は数カ月間にわたりまして、その数カ月間と前年度、16年度の利用形態、並びに利用者数を詳細に調査を実施をして、その結果最も利用度が低いのは日曜日、月曜日で行っていました。そういうことで、公民館主事あるいは社会教育委員、また教育委員さんとの意見の交換によりまして、検討するという事でまた数カ月間状況を見たわけでございます。その結果、その状況を踏まえまして8月1日より休館日を日曜日、月曜日と変更をいたしております。

なお、公民館の休館につきましては、日曜、月曜が休館とありますが、実は公民館を利用される場合は事前に申し込んでいただければ公民館の使用は可能となっております。というのは、たとえば公民館主事がいなくても、団体がその公民館を利用する場合には、開館

をしてまた後片づけをするというようなシステムになっておりまして、その辺はあけ方には旧町村のいろいろやり方があるんですが、以後、例えば借りる団体が責任を持って開館する、それから後片づけをする、そういうふうなシステムに持っていきたいなと、そういうふうにご考えております。なお、年末年始の休館につきましては、行政とのいろんな絡みで現在は休館となっております。これは29日から3日だと思っておりますが、休館となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしまして説明いたします。

1 番（河田信彰） 図書館と公民館の違いは何ですかと聞いたんです。

生涯学習課長（西戸人志） 済みません。

それから、先ほどの質問ですが、図書館につきましては1館ございます。中央図書館ということで設置ありますが、中央図書館につきましては月曜日、火曜日が休館日となっております。公民館の利用度が多いということで、土曜、日曜日は開館となっております。以上です。

1 番（河田信彰） 課長、それと、違う、年末年始の休みの違い。

生涯学習課長（西戸人志） 公民館と図書館ですか。まことに申しわけありません。その辺はちょっと私勉強不足でわからないんですが。

1 番（河田信彰） わかりました。また教えてください。

生涯学習課長（西戸人志） はい、済みません。

議長（大谷内義一） 1 番 河田信彰君。

1 番（河田信彰） それと、先ほど収益面ちょっと聞いたんですが、また答えてもらえなかったもので、今後、やはり閉館や縮小といったケースも考えているのか再度お聞きしたいのと、先ほど土日が少なかったと。利用人数をちょっと確認したらと言っていたんですが、僕一番最初に聞いた答えは「わかりません」と言ったのに、そういうときはわかるん

でしょうかね。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志） 先ほどの質問ですが、私は聞き間違えたんですかね。団体ごとの利用者数というように私が思ったものですから、団体のはわかるんですが、団体ごとの利用の人数という解釈をしたものですからわかりませんと答えたんです。 以上でございます。

1 番（河田信彰） わかりました。

生涯学習課長（西戸人志） よろしいですか。

1 番（河田信彰） はい。 最後に。 収益面、年間どれぐらいあるんですかと聞いたんですけど。

生涯学習課長（西戸人志） 申しわけございません。

公民館等の年間の使用料ですが、ほとんど社会教育団体が使用しておりまして、数万円だと思います。

1 番（河田信彰） 閉館や縮小を考えているんですか。

生涯学習課長（西戸人志） 閉館、縮小の件に関しましては、私は即答をちょっとできないんですが、責任者がおいでますけれども、今の段階では特に考えてはおいでないと思います。

1 番（河田信彰） はい、わかりました。 最後に。

議長（大谷内義一） 1 番 河田信彰君。

1 番（河田信彰） 大分利用者がいるということは、やはり公民館という施設の役割は大きく、町民にとっては地域に密接した重要な施設であることは間違いありません。今後は、これらの状況を踏まえて、町民の目線に立ち、休館日の設定や図書館との連携など、改善できるものは改善していきましょう。

他県では、公民館を親しみやすく、より愛着を持って利用していただくため、最近は何々公民館ではなく愛称がつけられているものも見受けられます。そういったことも経費の余りかからない一つとしての見直しではないですか、また検討していきましょう。

済みませんが、失礼いたします。ありがとうございました。

議長（大谷内義一） 2時50分まで暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時53分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁者は発言者の要旨を十分理解をした上で答弁をしてください。 12番 石岡安雄君

12番（石岡安雄） 私が通告いたしました1点を町長に尋ねたいと思います。

能登町には、土地区画整理事業などに伴い、いまだに売却されていない町保有地が100を超えております。すべてが宅地としてふさわしいものではないにしても、余りにも多い数が残っているのです。場所にもよりますが、1平方メートル当たり7,000円から1万2,000円と段階的に差はあるようですが、今では確かに安い価格設定となっています。今後、これらの保有地の売却をどのように考えておられるでしょうか。 また、この能登町には公営住宅、町単独住宅、特別公共賃貸住宅とがあります。私は、その違いについてすべてを知るものではありませんが、戸数に限って言えば、他の近隣の市や町と比べても劣る戸数ではないようです。しかし、この3種類の住宅の管理戸数は372を数え、そのうち47戸が入居募集停止となっております。その理由として、老朽化により生活を営むことが困難だそうであります。それ以外にも、耐用年数の過ぎた住宅で毎年修繕費のかさむものなど多く見受けられます。 現在、建てかえ予定や計画もあるでしょうが、早急な対策が必要と思われます。具体的な考えを聞きたいと思います。能登町の住宅に関して、入居率は98.2%となっていることはまだまだ入居希望者、需要があると思われます。核家族化がその中の

一因だとも考えられますし、通勤圏の広がりなどが定住を促していることも考えられると思います。社会生活が多様化して、住宅需要にこたえるため、一層、そして一刻も早い住宅整備を人口の流出防止の観点からも、そして都会からの移住促進にも、公営住宅の充実、そして宅地の提供が必要不可欠と考えます。過疎化の一番の原因は働き場所がないことは認識しておりますが、その次に住宅難も上げられると思います。若い男女が結婚し、生活する上でも、住宅の不足が上げられると思うのです。住宅難の解消は少子化対策にもつながるものであり、田舎暮らしを奨励するためにも急ぐべきであると考えます。

今、使っていない、売っていない町保有地の利活用を進めることにより、住宅の供給で将来町に還元されるものははかり知れないほどあると思われます。町長の見解を尋ねて質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員のご質問の町保留地につきましては、土地区画整理事業により造成しました小木地内、高瀬山及び姫地区の上野台などが残っております。

高瀬山地区につきましてはほぼ処分が完了しつつありますので、今後も引き続き処分を進めてまいりたいというふうに考えております。 姫地内の上野台につきましては、土地区画整理事業が完了後、保留地の売れ行きが好ましくないということもありまして、町としては有効利用を図るという観点から一括利用が可能なところに町有地を集約するための交換事業も進めていた経緯もあり、そしてまた一時処分を見合わせていた時期もありました。集約した土地につきましては、現在、特公賃住宅が建設されるなどの利用がされております。また、もともと宅地化のために造成された土地でありますので、今後は積極的に処分を進め、宅地化の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、その他の普通財産であります町有地につきましても、土地利用の検討を進めながら、処分できる土地についてもあわせて検討していきたいというふうに考えております。

次に、そういった町保留地の整備と公営住宅の整備についてであります。議員ご指摘のように、町が今現在管理しております公営住宅は28団地、372戸あります。これまた近隣市町と比較しても数は少なくありませんが、入居戸数が315戸で全体の85.8%になっております。空き家が出たときには随時募集を行っております。また、老朽化等により入居が困難な空き住宅というのが47戸で全体の14.2%になっております。老朽化の進んだ既存住宅

を建てかえることで、住居者の需要にこたえていきたいというふうに考えております。

町全体としての公営住宅の建てかえにつきましては、今後、地域のバランスも考慮しながら、能登町としての能登町営住宅ストック総合活用計画を策定していきたいというふうに考えております。また、交流人口の増を見越しまして、I、U、Jターン等の交流人口の活性化や、あるいは中堅所得者向けの住宅の需要もふえつつあるように思われますので、それらのことも考慮しながら今後も住宅建設を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 今ほどの町長の答弁ですが、確かに町としてプラン、計画も検討されていると思うんですが、今、私が言ったのは、もう本当にせっぱ詰まって急がなきゃならないんじゃないかなと私そう思うんですよ。きょうも何人かの議員の方々の質問にありましたが、団塊の世代が定年退職されて田舎暮らしをしたいとか、そういうのにも間に合わせなきゃならんんじゃないかなと私はそう思うんですけど、急ぐべきだと思うんですが、町長はどう思いますか。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） そういった先ほど来答弁しました団塊の世代の方々に来ていただくためにも、急がなければならない事業の一つだとは思っております。

しかしながら、やはり財政事情を考えまして、その他の事業との兼ね合いも考慮しながら今後進めていきたいというふうに思っております。

ただ、やはり今現在、老朽化した住宅に住んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった方の住環境の整備のためにもそういう老朽化の住宅の建てかえということもあわせてやっていかないことには、町民の方の住環境の整備にもならないと思います。ですから、そういった外から来られる方あるいは現在住んでいらっしゃる方の両方を見据えて今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 私の質問にありました47戸の住宅が入居できない、使えない、そういう対策はどのように考えておいでますか。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） やはり、今現在、老朽化で入居困難な家があるわけですから、その土地は存在するわけですので、早急にその部分を建てかえして行って、そしてそういった需要にこたえていきたいというふうには考えております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） それでは、町長の答弁では早急に対応していただけると解釈して、質問を終わります。

議長（大谷内義一） 次に、17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） 私は、合併により現在579名に膨らんだ職員の研修制度はどうなっているのか、これをお尋ねしたいと思います。

まず初めに、1つの例として興能信用金庫——名前を上げていいというふうに許可をもらいましたもので。興能信用金庫には「こうのう塾」という塾がございます。これは、職員の方がご自分で希望者が加入なさって塾に入塾されます。そして、地元の企業体に入って、例えば自分の有給休暇をとって4日なり5日なり、例えば山の中に入って山林事業を何とか、こういう事業をしております。その中から、事業主の苦勞であったり地元のことを学んでくる、そういうことを興能信用金庫さんはやっておられます。あわせて今度は、金沢大学と一緒に組んで地方経済塾というのも開講されるように聞いております。

さて、当町の職員の皆さんの研修というものがどういうふうになされているのか私にはよく見えません。そこで、今現在ある研修制度を具体的にお示し願いたい。そして、現在何名の方がいわゆる公益法人への派遣に行っておられるのか。その実態を知らせてほしいと思います。

次に、職員の資質向上のための講習会とか研修等の計画はあるのかないのか。

そしてもう1点、大変厳しいかもしれませんが、民間への派遣研修や海外への派遣研修について、その可能性とか意欲を尋ねたいと思います。私も、能登町の例規集の公益法人等への職員の派遣に関する条例及び規則、それから外国の地方公共団体等の機関等へ派遣される能登町職員の処遇等に関する条例というのも読んでみましたが、どうも私は頭がとんちんかんちんなのか規則ばかりでよくわかりませんでした。

これについて、まずはこの4点をお答え願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、鍛冶谷議員のご質問にお答えさせていただきますが、職員の研修につきましては、研修先として自治大学、市町村アカデミー、石川県市町村職員研修所及び奥能登広域圏事務組合の共同研修が主な研修先となっております。

研修内容といたしましては、初任者研修や吏員研修、係長、管理職研修等の役職に応じた研修もありますし、それと同時に財務事務研修、法令実務研修等のそれぞれの公務遂行上の法令に沿った研修があります。そして、以上のほかにも職員の長期派遣研修としての位置づけで、現在、県庁と奥能登広域圏事務組合へ各1名、そして奥能登クリーン組合に3名、石川県県民ふれあい公社に1名派遣し実務研修として取り扱っております。

そういった職員の資質向上についてであります。現在、公務員制度の改革が抜本的な改革が行われようとしております。職員にはこれまで以上に使命感と目的意識を持って仕事をするということが求められるというふうに思っておりますので、職員も一人一人が役場組織の一員であると同時に地域社会の一員であることを認識して今後の行動や取り組みをしていていただきたいというふうにも思っております。

次に、民間派遣であります。短期間の研修としての民間で受講することは可能かとは思いますが、民間派遣という公益法人以外の派遣となりますと、職員をいったん退職させないと派遣できないことから、現在のところ、ちょっと考えておりません。また、ほかにも海外研修等もありますが、やはり海外となると経費が高額なこともありますし、安全性のリスクが高いということで非常にこれも難しい状況ではないかなというふうには思いますが、ただやはり今後、能登町としてぜひとも必要な研修であれば、その時点で改めて検討させていただきたいというふうにも考えております。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 現在、町が行っております職員に対する研修について若干ご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、初任者研修というものがございます。これは、市町村職員研修所で行っておるわけですが、これまでに約半年間が過ぎようとしていますが、4名。

それで、新任課長研修に5名。新任課長補佐研修、2名。現任係長研修、1名。新任係長研修に2名。吏員2部研修に13名。吏員1部研修に4名。入札、契約、事務研修に3名。財務事務研修、これ基礎編ですけど1名。財務事務の実務研修に2名。住民サービス向上研修ということで奥能登広域圏事務組合で行っておりますけど、これに6名。タイムマネジメント研修に6名。地域の再生のチャンスということで1名。計51名が前期で受講しております。また、今後の予定といたしまして、人材育成担当者研修。セミナー、合併による経営革新とまちづくり。人前で話すための能力向上研修。率先的実践力向上研修。意思決定能力向上研修。パソコン研修等を計画しておるところであります。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） まずは、私が思っていた以上に大変研修には人数的にも、それからいわゆる範囲的にも随分出ておいでということがよくわかりました。ただ、いずれにしても579名の職員が今いるということは、かなり研修に行く余裕があるんだろうなというふうに、なきやいかんだろうし、今こそチャンスだなというふうに思います。

ただ、大変気にかかることが1つありました。それは、いわゆるハウツーの研修であります、お聞きしてるのは大半が。すべてではないでしょうが。もう少しソフトの面で、いわゆるサービスのプロとして学ぶための心の方の研修がどうしてないんだろうなというふうには思います。例えば、元松下政経塾の上甲晃先生、今、青年塾の塾長をされておりますが、そこなんかは本当に心の方からまず入らないと何にもできないというふうによく言います。だから、その言葉によくあるのが、知識を学ぶのではない知恵を絞るんだと。知恵を絞ることが塾なんだというような言い方をしております。そういう意味でも、各界には、私自身も何度かお尋ねして能登の方にも来てもらえませんかと尋ねたところ、来ましようというふうに言ってくださった先生方何人もおいでます。今の上甲晃先生、鍵山秀

三郎先生、それから大変遠いですが、北海道家庭学校の谷昌恒先生、いろんな方らがそういう意味での本当に職員としてハウツーよりももっと大事なものを学ぶ機会があるんじゃないかなと思っています。そして、先ほどの興能の塾の話もしましたが、その大半が、やる時には平日ではなくて土日に希望者に出てほしいというふうに必ず講師の方おっしゃいます。これに対して、以前に一度だけ話しましたときに、どうやら代休がないと出れないんじゃないかみたいな話がありましたけど、厳に慎んで参加してほしいと思います。

さて、ここからひとつ翻って塾の話で、先ほど来から穴釜議員、山本議員等が団塊の世代のパイの獲得についてお話ししていました。私はぜひ塾そのものを能登でつくったらどうだろうと。学校跡地もございます。先生方、今塾をつくるのに大変苦慮なさっています。

今ほど申しました上甲晃先生は、滋賀県か京都かで学校跡地で今から10年ほど前に開塾されました。人の交流の中できっと一番呼べるのは、今学校法人を呼ぶのは難しいですが、塾を呼ぶことは可能性があります。そういうことにチャレンジするお気持ちがあるかないかお尋ねしたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） やはり、議員のおっしゃるようにそういったハウツーものの研修だけではなく、心の研修というのも必要だと思います。接遇一つとっても、単に態度といいましか形から入ったり、あるいは単に丁寧な言葉を使うだけではだめだと思いますし、そこにやはり心というものがなかったら相手には伝わらないと思います。そのためにもそういった塾で講師の先生にいろんなことを教えていただくことは非常に重要なことでもないかなというふうに思います。ましてや、そういった方がこちらの方で塾を開いていただけるということであれば、当然、校舎の跡地を利用していただいたりというようなことも考えて検討させていただきたいなというふうに思います。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） それでは、その先生方のリストも一度お持ちしますから、ぜひ一度ご検討なさってください。現能登町も捨てたものではありません。今、石川県がやっております地域づくり塾には、こちらの役場からは企画からお1人、ふるさと創生公社から

1人、それから民間では春蘭の宿の方から1人、それで私と4名参加しております。それから、一昨年には福島大学の有名な飯田史彦先生という命のことを書いたらベストセラーをいっぱい出している先生がいます。この方を宇出津病院の看護師が呼んで塾を開いたこともあります。いろいろ可能性はあるし、そういう希望を持った職員もいっぱいおろうかと思います。どうかそういうことにチャレンジを続けてほしいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 次に、25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 私は、今回、町長に財政の再建と行政の改革についてたずねます。

現在、町長は、財政再建、町の財政は危機的状況、また崩壊寸前の財政事情であることを皆さんに報告。財政再建を主要課題として取り組む必要があると訴えてきております。職員の旅費、需用費を初めとする経常経費の見直し、人件費では管理職の手当を20%削減、財政再建を確実に進めると言っておるわけであります。能登町の経常収支比率も102.1%になった今日、私に言わせれば危機的状況の脱却にはまず町長を初めする助役、収入役が率先に範を示さなければならないのではないのでしょうか。三役の報酬、手当の減額、そして議会、管理職、職員、これが最も町民にわかりやすい行政、財政の改革への入り口、また決断ではないのでしょうか。みずから痛みを伴わないで何が行財政の改革かと私は言いたいのであります。三役や議会が知らん顔で、管理職が手当20%の削減。私に言わせれば、何をかいわんやであります。ちなみに、9月の17日の新聞には、宝達志水町の助役15%、収入役10%の期末手当の減額条例改正案が出され、町長はさきに条例改正で手当の返上、助役、収入役から率先をして範を示したいとの申し入れで、改めて町長と財政、行政の改革を意気込みてやるつもりでございませうというような新聞の記事が載っております。どうぞ、能登町も大いに意気込みを示していただければ幸いです。

また、財政の再建と行政の改革をなすためには、構造改革が避けては通れないわけであります。民間の意欲、自主性、主体性を生かすために、障害となる制度や規制を改革、改変をすることが構造改革、その行政改革の中で町長は、地域の総合発展につながる施策を積極的に展開をしていく必要があるとうたっているわけであります。

そこで私は、一つ改めて言わせていただきたいと思います。

第2多目的交流センターの建設は、地場振興、行政の改革の点からも一部2階建て平屋

づくりの建物がなぜ鉄骨、鉄筋でなければならぬのか、1次産業である農林水産振興の点から見ても全くおかしい限りと言わざるを得ません。地元産材の木造建築にすることが産業の振興、能登町の目指す自立をする町、新町のまちづくりになると思われませんが、いかがなものでございましょうか。また、松波小学校大規模工事、第2期工事の入札額につきましても、はっきり決断をすることが行政の改革だと思われれます。能登町の業者でできる工事がなぜ町外の業者の入札参加、そして落札なのか。内浦の今までの慣習だとか、移行的期間だとか、全くおかしい限りであります。また、小さなBクラスの金額をAクラスが入札参加で落札をしたりとの現状が今続いているわけであります。ちまたの風評では、「また始まり出した、旧能都町の悪いくせ」というような云々の風評でございます。

ここで私は一つ好きな言葉を述べさせていただきますが、経験と勇気を欠けば悪に利用せられて公共を毒し、法は運用する人によって生き、また生煮えは腐敗を呼び、あいまいさは破綻を負う。まじめな行いは無言の説教ということでつけ加えまして、私の一般質問にさせていただきます。なお、答弁によりましては自席より再質問をさせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご指摘のように平成16年度の決算におきまして、経常収支比率が102.1%になりました。また、起債制限比率の方も17.3%ということで、これは予想を超える非常に厳しい財政事情でありました。そういった結果を受けまして、今後は公債費の負担適正化計画を策定して、そして取り組んでいきたいと思いますが、その計画に関しましては現在、総務省と協議中であります。この計画では、本年度予定している繰上償還を実施したほかに、来年度以降も24億円前後の繰上償還を追加していかなければならないということになっております。また、全く地方債を借り入れなければ起債制限比率は下がっていきますが、当町の財政の大きな部分を占める地方交付税が削減され、補助制度が抜本的に見直されるという状況下では、地方債を発行しないということは事業のほとんどを実施しないということでありますので、町民の生活や地域経済のことを考えますと、そのような選択肢は私にとっては考えられないと思っております。

そのためにも、財政再建というのをやっていかなければならないと思っておりますし、この能登町が赤字団体に転落しないように、財政的な分岐点を慎重に見きわめながら今後の事業を行って、そして地域住民の生活の安定を図りつつ運営していきたいというふうに

考えております。そういった中で、やはり特別職あるいは議員の皆さんのご協力もいただきながら、そういったことも必要かとも思いますので、検討させていただきたいなというふうにも思います。また、第2多目的に関しましては、これは組合の方で議員の皆様とも議論を尽くしてああいいう建物になったわけですので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思っております。構造上の問題があるのか、その辺の詳しいことは私はわかりませんが、議員の皆さんあるいは職員、いろんな方との議論をした結果、ああいいう形になったということでご理解いただきたいと思っておりますし、松波小の入札に関しましても、これも14日の質疑のときにも答弁させていただきましたが、旧来の内浦町の方式、能都町の方式ということでさせていただきましたし、第1期工事が珠洲の業者がやったということも踏まえて、第2期工事に関しての参加をしていただきました。当然、どこが落札するかは私どもにはわかりませんので、たまたま珠洲市の業者が落札したというふうに考えております。また、いろんな事業でAクラスの方がBクラスの入札へ参加することは可能です、ルール上は。だから、その場合でもどの業者がとるかということは私どもにはわかりませんので、たまたまA業者が取ったというふうに私は理解しておりますので、議員の皆様にも理解いただきたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 私は、さきに行財政改革の中からということで三役の報酬、手当の減額について述べさせていただきました。今、町長の返事では、検討中ということで理解してよろしいわけですね。

町長（持木一茂） これからです。

25番（多田喜一郎） これからね。 ぜひ、これは町長やっていただきたい。やはり、危機的状況の財政ということが一番先に町長の所信表明の中でうたっておりますので、6月から9月、3カ月たってもいまだに町長の決断が出ておりません。そのようなペースで危機的状況の財政、行政の改革ができるのか。やはり、町長は町民に早く決断を目に見える形で示さなければならないと思うわけでございます。ぜひ次の議会までには、条例で三役、もしくは四役、それから議会と話しして議会、管理職、職員というような、一丸となって

能登町の今後はこのような厳しい行財政の改革に邁進するんだよ、その改革の入り口として早急に町長はリーダーシップを発揮して示していただきたいと思います。これについて改めて、検討中ということじゃなくて、いつまでぐらいにやるのか、こういう気構えで進むということを改めて答弁を願いたいと思います。

また、工事のことにつきましては、やはり私はこのような厳しいときだからこそ、地産地消というような言い方をしても構いませんと思いますが、地元の産業を育てることこそが地域の活性化につながってくると思います。あえいでいる林業、これを救うのもやはり公的な建築物は率先して地元産材を使うというのが一番効果が出てくるのではないのでしょうか。県の方に至っても75平米以上、やはり1戸当たり75%以上の地元産材を使えば30万ずつの補助金が出る。また、輪島に至っては、県の選別に漏れた方々を漏れなく拾い上げて、そして地元産材の活躍、また地域の発展に寄与している。こんなようなことも、ぜひ能登町としても取り上げていただきたいわけであります。そのような地元の産業を発展させる、発達させることによって、私は何も地元がネクタイ族だけでない、いろいろ自分の得意な分野で自分の能力を発揮できる、そのような職場が育っていければ能登町には私のような、このような人材を求めているんだというような人材がふえると思いますので、これをもひとつよろしくお願いをいたします。

また、建設工事の指名の件であります、確かに町長が言われたそのとおりであると思います。しかしながら、その制度の運用は、Bクラスの仕事の内容にAクラスを入れるならば、やはり基準に準じて1社だけでなく制度ぎりぎりのA社を入れるとか、またAの仕事にBを入れるならばそれもその基準ぎりぎりのそういう選び方をしていただきたい。何も明らかに目に見えるような選び方ではなく、だれが見てもこれが公平な能登町の指名の仕方かな、競争入札の指名の仕方かなということをしていただきたいと思います。

改めて、この3点の質問の答弁をお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、第1点目の財政再建のための特別職あるいは議員の皆様というお話がありました。これは、12月までに条例化できるかどうかは今のところお答えすることはできませんが、これは特別職、そして議員の皆様もご協力をいただいて、どうせやるんなら一気にやりたいという思いでありますので、またその節はご協力いただきたいとい

うふうに思っております。

次に、第2点目の第1次産業の活性化ということなのですが、これは私の選挙当時の公約からも産業の活性化を入れておりました。その中でも特に第1次産業の活性化を目指していきたいということでもあります。また、林業に関しましてもやはり地場産材を使うのは非常に大切なことだというふうに私も思っておりますし、旧の能都町時代には鵜川小学校あるいははなごみということで木造建築にも取り組んでいました。そういった意味でも、そういった林業のみならず農業、漁業含めて第1次産業の活性化に努力していきたいというふうに考えております。また、入札に関しましてもルールに沿ってやっているつもりですので、その辺はご理解いただきたいと思いますし、たまさか地域性とかも考慮に入れながら参加している業者もあろうかというふうには思います。ただ、どこが落札するかもわかりませんので、できるだけ公平な状況で入札に参加するようにしていきたいというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） ぜひ町長お願いいたしますね。やはり、今の気持ちが変わることなく、行政、財政の再建に取り組んでいただきたいと思います。それからやはり、町長、今、地場振興という点も説明をしていただきました。全くそのとおりでございます。ぜひ頑張ってください。それから、指名競争入札の点もぜひ制度の運用ということを重視してやっていただきたい。ただ、やはり町長も若いですから、非常に人に疑われやすい性格があるのかな。疑われやすいがゆえにいろいろな批評も、評判も出てくると思いますので、やはり町長のブレーンにはベテラン方の課長さんがついておられますので、十二分後ろについているそのベテランの課長さん方の意見を聞いていただきまして、能登町の町長は立派なもんだなと、初めはいろいろあるけれどもいいじゃないかというような名町長に育っていただきたいということを添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 以上で一般質問を終わります。

次 会 日 程

議長（大谷内義一） 本日の日程は以上で全部終了いたしました。

次の会議は、9月22日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（大谷内義一） 本日はこれにて散会いたします。 ご苦勞さんでした。

午後3時36分散会

議長（大谷内義一）

ただいまから、平成 17 年第 3 回能登町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 40 人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

委 員 長 報 告

日程第 1 報告第 47 号「専決処分の承認を求めることについて」及び

日程第 2 議案第 37 号「平成 17 年度能登町一般会計補正予算」から、

日程第 14 議案第 49 号「平成 17 年度能登町立松波小学校大規模改造第 2 期工事請負契約について」までの 13 件、

日程第 15 請願第 3 号「上水道の設置・町道 17 号線道路改修（継続）・農道舗装に関する請願書」から

日程第 24 陳情第 12 号「町道 2 級笹川十郎原 1 号線の改良について」までの 10 件、併せて 24 件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山崎元英君。

総務常任委員長（山崎元英）

総務常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。報告第 47 号、専決処分の承認を求めることについて「平成 17 年度能登町一般会計補正予算（第 1 号）」については、承認すべきものと決定しました。議案第 37 号「平成 17 年度能登町一般会計補正予算（第 2 号）」議案第 45 号「職員定数条例の一部を改正する条例について」議案第 46 号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」以上 3 件は原案のとおり可決するものと決定致しました。

つぎに、陳情第 6 号「路線バスの路線変更及び停留所の設置について」と、陳情第 7 号「野田区コミュニティセンターの建設について」の 2 件は採択すべきものと決定しました。また、陳情第 4 号継続審査分「被爆 60 年・2005 年原水爆禁止国民平和行進、原水爆禁止世界大会成功、被爆者援護・連帯のための協力要請について」陳情第 5 号「治安維持法国家賠償法制定（仮称）に関する陳情書」陳情第 8 号「永住外国人住民の住民投票権付与を求める要望書」陳情第 10 号「地方公務員採用に関する要望書」以上 4 件については、不採択とすることと決定致しました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

次に保健福祉常任委員長 田上賢一君。

保健福祉常任委員長（田上賢一）

保健福祉常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。議案第37号「平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第2号）」議案第38号「平成17年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号）」議案第39号「平成17年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」議案第47号「第2多目的交流センター建設工事請負契約について」以上4件は原案のとおり可決するものと決定致しました。つぎに、陳情第9号「無年金定住外国人の救済措置に関する要望書」については、不採択であります。と決定しました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

次に産業建設常任委員長 上野耕平君。

産業建設常任委員長（上野耕平）

産業建設常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。議案第37号「平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第2号）」議案第40号「平成17年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」議案第41号「平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」議案第42号「平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」議案第43号「平成17年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」議案第44号「平成17年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」議案第48号「平成17年度漁業集落環境整備事業小浦地区処理施設機械・電気設備工事請負契約について」以上7件は原案のとおり可決するものと決定致しました。次に、請願第3号「上水道の設置・町道17号線道路改修（継続）・農道舗装に関する請願書」と、陳情第12号「町道2級笹川十郎原1号線の改良について」の2件は、採択すべきものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

次に文教常任委員長 石岡安雄君。

文教常任委員長（石岡安雄）

文教常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。議案第37号「平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第2号）」議案第49号「平成17年度能登町立松波小学校大規模改造第2期工事請負契約について」以上2件は原案のとおり可決するものと決定致しました。陳情第11号「能登町立中学校における歴史教科書の採択に関する要望書」については不採択とすることに決定致しました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

以上をもって各常任委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行ないます。お諮りします。報告第47号「専決処分の承認を求めることについて」に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、報告第47号は委員長報告のとおり承認することに決定しました。お諮りします。議案第37号「平成17年度能登町一般会計補正予算」議案第38号「平成17年度能登町老人保健特別会計補正予算」議案第39号「平成17年度能登町介護保険特別会計補正予算」議案第40号「平成17年度能登町観光施設特別会計補正予算」議案第41号「平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」議案第42号「平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」議案第43号「平成17年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算」議案第44号「平成17年度能登町水道事業会計補正予算」議案第45号「職員定数条例の一部を改正する条例について」議案第46号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」議案第47号「第2多目的交流センター建設工事請負契約について」議案第48号「平成17年度漁業集落環境整備事業小浦地区処理施設機械・電気設備工事請負契約について」議案第49号「平成17年度能登町立松波小学校大規模改造第2期工事請負契約について」までの以上13件に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号までの以上13件は委員長報告のとおり可決されました。次に請願第3号「上水道の設置・町道17号線道路改修(継続)・農道舗装に関する請願書」陳情第6号「路線バスの路線変更及び停留所の設置について」陳情第7号「野田区コミュニティセンターの建設について」陳情第12号「町道2級笹川十郎原1号線の改良について」以上請願1件、陳情3件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって請願第3号、陳情第6号、陳情第7号、陳情第12号までの以

上4件については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。次に陳情第4号「被爆60年・2005年原水爆禁止国民平和大行進、原水爆禁止世界大会成功、被爆者援護・連帯のための協力要請について」陳情第5号「治安維持法国家賠償法制定（仮称）に関する陳情書」陳情第8号「永住外国人住民の住民投票権付与を求める要望書」陳情第9号「無年金定住外国人の救済措置に関する要望書」陳情第10号「地方公務員採用に関する要望書」陳情第11号「能登町立中学校における歴史教科書の採択に関する要望書」以上陳情6件に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって陳情第4号、陳情第5号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号までの以上6件については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

発議第9号～発議第10号

日程第25 発議第9号「分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者は36番、青木豊治議会運営委員長ですが、体調不良のため28番、小路礼一郎議会運営副委員長が代読いたします。

28番 小路礼一郎君。

28番（小路礼一郎）

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書（案）についてご説明申し上げます。お手元に配布してある資料のとおりであります。全文を読み上げてご説明にかえさせていただきます。

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、「議会の招集する暇がない」を理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限などの制約的規定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要望する。

重点事項として

1. 議員定数の自主選択

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、「上限値」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

2. 議会の機能強化

・立法的功能の強化

①町村の基本計画は、住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性からみて地方自治法第2条第4項又は同法第96条第1項に議決事件として追加すること。

②自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

・財政的功能の強化

①予算うち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。

②100条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。

③予算の議決対象は、政策議論が行なえるよう、款・項に加えて目まで拡大すること。

・行政監督機能の強化

①地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。

②監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命ではなく議会で選任するようにすること。

3. 議会と長の関係

・不信任と解散制度の見直し

①議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に、対抗措置として議会の解散まで行なうところはないため、見直しを行なうこと。

②地方自治法第178条の長の不信任議決の要件を過半数あるいは3分の2まで引き下げること。

・議会招集権の議長への付与

二代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

・長の付再議権の見直し

①付再議権の行使は、長の一方的認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。

②一般的付再議権は、特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。

・専決処分の要件の見直し

地方自治法第179条第1項に規定する法定委任的専決処分の場合、「招集する暇なし」の理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。

4. 議会の組織と運営の弾力化

・常任委員会の就任制限の撤廃

委員会の審査・調査がより弾力的に行なえるよう、常任委員会の1人1委員会の制約を外すこと。

・全員協議会の位置づけ

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。なお提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、以上でございます。以上議員各位におかれましては、ご審議の上よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長（大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行ないます。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、発議第9号「分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について」を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。次に

日程第26 発議第10号「道路整備促進に関する意見書の提出について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。38番 上野耕平君。

38番（上野耕平）

道路整備促進に関する意見書を朗読いたします。

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える基本的な社会資本である。本県の南北に細長い地理的制約を克服し、広域交流の推進により交流人口の増加を図るとともに、県内どこに住んでも快適な生活を可能にするダブルラダー構想を実現するためには、道路整備をより一層推進しなければならない。よって政府におかれては、18年度予算編成にあたり、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりを一層推進するため、高規格幹線道路や地域高規格道路及び国道・県道から市町道に至る、体系的な道路網の整備並びに快適な道路環境づくりを推進すること。
2. 道路特定財源については、受益者負担の原則に則り、一般財源化することなく、全ての県民が期待する道路整備を強力に推進するために充てること。
3. 安全・安心な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、高速道路の整備を推進し、また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の

耐震補強等の対策を推進すること。

4. 地方の道路財源を確保するとともに地方財源を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行ないます。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、発議第10号「道路整備促進に関する意見書の提出について」を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。ただいま可決されました、発議第9号及び発議第10号の2件の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

追加議案（議案第50号～51号）

本日、町長から議案第50号「平成17年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業伝送路工事請負契約について」と議案第51号「平成17年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約について」の2件が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思っております。異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号「平成17年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業伝送路工事請負契約について」を日程に追加し追加日程第1、議案第51号「平成17年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約について」を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第50号から、追加日程第2、議案第51号までの2件を一括議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

提 案 理 由 の 説 明

町長（持木一茂）

それでは、今回追加提案させていただきました議案２件につきまして、提案理由をご説明致します。議案第５０号「平成１７年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業伝送路工事請負契約について」でございますが、能都地域・柳田地域に整備済みであるケーブルテレビ事業を、総務省の補助事業の認証を受けまして、内浦地域の一部小木・市之瀬・越坂まで延伸するもので、対象世帯は１０７６世帯でございます。本工事につきまして、去る９月１６日に指名競争入札を行ないましたところ、１億５千９百９２万５千５００円で富士通株式会社北陸営業本部が落札いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。次に議案第５１号「平成１７年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約について」でございますが、今回の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業で敷設したケーブルを用いまして、能登町全域で共通した行政告知を行なうための事業で、今年度を初年度とし、今後この方式による行政告知施設を全町内に整備するものです。現在、能都地域・柳田地域においてもシステムの違う音声告知施設が設置してありますが、これら２つの方式を最新の仕様に統一し、緊急時の通報利用や役場からのお知らせ等に利活用し、住民の周知や連携の徹底を図るものです。また、全町に整備が完了したあかつきには、この設備を利用して能登町全域でテレビケーブルを利用した地域内電話網が完成するものでございます。本工事につきましては、去る９月１６日に指名競争入札を行ないましたところ、８千８百２０万円で、日本電気株式会社北陸支社が落札いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第５号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由のご説明を終わります。よろしくお願い申し致します。

議長（大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。ただいま議題となりました議案２件の審議方法について、お諮り致します。議案２件は全体審議と致したいと思ひます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第５０号及び議案第５１号の２件は全体審議とすることに決定致しました。これから質疑を行ないます。質疑はありませんか。２５番多田喜一郎君。

質 疑

２５番（多田喜一郎）

大きな金額の予算でございます。ひとつは約１億６千万、もうひとつは９千万近くであり

ますので、担当課よりもっと詳しい説明をお願いします。

議長（大谷内義一）

広報情報推進課長 小西和夫君。

広報情報推進課長（小西和夫）

では、議案第50号、議案第51号の議案に対する説明を行ないたいと思います。お手元に配布の追加議案の説明資料に基づいてご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第50号につきましては新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業伝送路工事ということで、今回総務省の補助決定を受けまして、今年度実施地区につきましては、小木地区、市之瀬、越坂地区を対照にしまして、実施世帯につきましては、1076世帯、伝送路で光ケーブルが

630m、同軸ケーブル28020m、そのうち幹線同軸が10960m、分配線同軸が17060m、というふうな整備内容でございます。続きまして議案第51号、防災行政告知整備事業機器設置工事につきましては、このケーブルテレビ施設の伝送路の設置にともないまして、それを併せまして整備するものでございまして、これは一応町単独事業という形で行ないたいと思っております。実施する地区につきましては同じで、実施する世帯につきましても同じ世帯数、告知機の端末機械の設置個数につきましては、1076個、それと告知放送センター設備、これは内浦庁舎にこの告知放送センターを設置する予定にしております。域内電話センター設備、これにつきましても内浦庁舎に整備する予定にしております。それで資料2頁でございますけれども、今後整備致します内浦地区のCATVの整備のシステムでございますけれども、まず内浦のセンターからケーブルを張りまして、各家庭には保安器というところまでケーブルで補助事業で行ないます。保安器から行政個器につきましては別工事というかたちで、2本の線が各宅内に入ります。それで行政告知の方は、保安器から露出配線で約10mまで町の負担で行なう予定としております。それと有線テレビの再送信は今現在行なってます能都地区のテレビのチャンネル数を予定しております。料金的には今後ですけれども、案としまして基本使用料来年の4月から千円くらいの予定をしております。引き込み工事につきましては、一応無料ということで、これは行政個器機、それと宅内工事につきましては保安器から宅内の工事は各自で実費負担という形になります。それとまあ加入負担金につきましては、ここに書いてありますとうり一応来年の3月31日までは3万円を免除という形で加入申し込みを行なっております。続きまして資料3番の防災行政告知設備の概要でございますけれども、1番としまして音声告知機能ということで、ここに書いてあるとおり内浦庁舎から非常時に災害情報、防災情報などの緊急放送を行なうことが出来ます。それから通常時は町内会長宅から端末に接続された電話機を用いて、町内会へ放送を行なうことが出来、地域での情報交流が円滑に行なえることと思っております。2番目としまして域内電話の機能につきまして、地域内の電話をケーブルテレビ線経由でかけることができ、通信費の節約になり、電話機は加入者宅にすでに設置されておりますNTT電話機を共有致します。それで小木地区に関しましては、電話機のシャープを押して後72局とか一般の電話番号であれば、小木地区だけは無料というふうなことになります。ただ、柳田の方式

とは違います。柳田の方へはこの電話は無料でかけることは出来ません。今後先ほど町長が言いましたとおりこの方式を全町に約後5年間かけまして整備を行ないたいというふうな計画にあります。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一）

25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎）

はい、お願いいたします。あのですね、確か去年だと思うんですが、能都町の追加工事が出たときに、業者と業者のいろいろな関連から、随意契約、この業者でなくてはならないのかなという話が確か出たと思うんですが、今この入札になりました。業者間が違ってもうまくいけると今は思うんですが、前の能都町の時の話と違うように思うんですが。その時の話をひとつ詳しくしていただきたいと思います。

議長（大谷内義一）

総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸）

議員お尋ねの件につきましては、旧能都町の時では企画情報課が担当しておりました。その部分が合併によりまして総務課に流れるようなことになりますので、それをもって若干の説明をさせていただきたいと思います。まず15年度に先般も質問もありましたけれども3町で情報の基本計画を作ったということは先般の一般質問等々の中にお話しました。その基本計画は合併する前にそれぞれの3町が仲間でやるんだというなかで、そういう基本計画、まあ簡単に言えば新町の基本構想的なものを作ったと。このケーブルテレビ等々について。そして15年度にまず1回の入札がなされて、その時に日本電気さんですか、そこで落札しております。引き続き16年度の事業として、これはまさに財源等々の問題もありましてその時に民間とかいろいろなお話がでまして、事業事態は少し年度末等々に行なっておる訳ですけど、当然15年度の継続性、15年度は能都町の中、宇出津をやったわけです。そのやった時においては、もともとの能都町の整備はNECさんでやられていたと、そこに機械の相関性、そういうものがあってそういうことになってきたと、いうふうに了解していますし、16年度においてもその継続性等々から随意契約に至ったと。その事業の内容につきましては、能都町と内浦町を幹線、いわゆる大動脈ですね。それを内浦さんにもご負担願いながら仕事をしてきたと。まあこういうことで一連の能都町の中から機械を引っ張っていったという関係で随意契約に至ったということで、理解しております。今回の競争につきましては、新町になりまして旧柳田、内浦、能都町を含めて全体の色んなご意見を聞く中で、競争入札に至ったというふうに理解しております。

議長（大谷内義一）

25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎）

総務課長、今の話は私の記憶とちょっと違うみたいんですが。あの時はやはり随意契約にするのは、このほうが一番継続性に安く上がるから、接続の機器を替えなくてもいいから随意契約ですよという話で私は記憶してるんですが。そういうことになると、今の入札と相反することが出てきますので、その辺だけ簡単に説明してくださいよ。くわしいことはごちゃごちゃといわれても記憶できないですから。確かあの時はこういう感じだと思うんですが。他の能都町の議員もこう理解しておると思うんですが。

議長（大谷内義一）

総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸）

議員ご指摘の16年12月議会だったと思います。この件について議論があったということで、随意契約に至った経緯につきましてはその当時の説明は確かに機械の相関性ということで、随意契約にしたほうが安くあがるという中で、確か契約したように記憶しております。そのことは、当時の議会で承認されて仕事を進めさせていただいております。また今回につきましては、新たに新町となって全体の経過も再度煮詰め直しと申しますか、そういう中で競争入札に至ったという訳であります。

議長（大谷内義一）

もう1回にさせていただきたいと思います。25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎）

だけどこの線がどこからつながっていくんですか。今のそのNECの所からつながっていくんじゃないの。そこからつながっていくとなれば、私に言わせれば随意契約の方が効果的なのかな。あらためて入札、これもけっこうなんですけど、やることが相反してる。問題はそこだけなんです。そこをはっきり言っていただければ。新町になったから入札ですよ。得ならばいいんですよ。でもあの時の説明は随意契約の方が得、みたいな話ではなかったんですか。そこだけです。

議長（大谷内義一）

ここで暫時休憩いたします。

議長（大谷内義一）

25番 多田喜一郎君の質問に対する答弁を、企画財政課財政担当課長、亀原実栄君にお願いします。

財政担当課長（亀原実栄）

多田議員のご質問にお答えいたします。うまく説明できるかどうか自信はございませんけ

れど。まずセンター設備というところから説明させていただきます。旧能都町ではNEC製のセンター設備がございます。旧能都町の管内はその配下で信号を送り、家庭ではその信号をとってテレビが写っています。旧柳田村さんでは、柳田庁舎にセンター設備がございます。これは富士通制でございます。その配下の家庭は全戸富士通さんの設備から信号を受けてテレビが写っています。ご質問の旧能都町時代に光ケーブルを内浦町さんの方へ張らせて頂いた時の契約が、NECとの随意契約であったと。この理由につきましては、旧内浦庁舎にセンター設備がございませんでした。現在内浦庁舎には能登町のテレビが見れるようになっております。柳田庁舎からも10チャンネルが写るようになっております。これは能都庁舎を経由して信号を配信しているわけです。これは現在内浦庁舎の方では能登町のヘッドイントといいますがセンターを利用して信号を送っているわけです。ですからNEC製の機械を使って信号を送っているわけです。そういうことなので信号を前回契約する時には送るのであればNECさんの機械を使って送るのだからNECさんと随契したほうが有利だろうと判断をなされたのだろうと理解をしております。今回はなぜ入札なのかという話になりますと、センター設備、サブセンターというんですが、能都庁舎、柳田庁舎にあるセンター設備と同じようなものを内浦庁舎に置きまして、内浦庁舎から小木地区、将来は松波地区、他の旧内浦管内に線を引くと。当然そのセンターの配下に旧内浦町のご家庭の皆さんが入るという形の整備を行なうわけです。ですから今回は、センター設備とセットで入札をするということが可能だということを判断されて、入札をなされたんだ、ということで理解をしていただければと思います。簡単ですけどこういうことで説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一）

他にありませんか。質疑。16番 山本一朗君。

16番（山本一朗）

今の説明で、随契と我々の当時のした時の随契との違いが理解はできたんですが、じゃ今回なぜ入札なのかということに、私は全回の一般質問での鶴野議員の質問にもあったプロポーザルでNECが最も良かったという点数がありながら当然プロポーザルでNECが良かったということであれば、私は今回もまた随契なのかなと思っていたんです。当初予算にもおそらく2億6千万ですか5千万、この契約の予算を持ってあったと思うんです。そのあたりから予算かなと思って、今日見てみますと1億5千9百万、かなりの開きがあって、入札にするとこれだけの利幅というか、町としては得な訳なんです、そういったもんがねらいだったのか。その辺担当課長お聞かせ願いたいと思います。

議長（大谷内義一）

広報情報推進課長 小西和夫君。

広報情報推進課長（小西和夫）

山本議員さんの質問にお答えいたします。この事業につきましては、総務省の補助事業でございまして、指名競争入札の方が有利じゃないかという判断で指名競争入札を取らせて

いただきました。

議長（大谷内義一）

16番 山本一朗君。

16番（山本一朗）

指名入札の方が有利だと。そのほうが町の財源にもプラスになると、いうことだと思うんですが、じゃその前のプロポーザルは一体なんだったのかと。その辺の説明をもう一度してほしいのと、先ほど課長の方の説明で線が2本で一つは51号の線、もう一つは50号と、そういう理解の仕方の良いんですね、担当課長。そうしないと我々の旧能都町をおいてですね、随契の問題でいろいろ騒いだ時に、ようするに柳田村が富士通の機器で51号の件ですけど、アネックスのBだと、それで能都町のほうは51号の方でアネックスのJと。アネックスJの方が今後IP電話の全国無料化にもつながるし、アネックスJの方がよろしいんだという説明だったんですよ。

だから線が2本あって50号と51号と各々わかれた議案なんですよ。課長、そう理解しても良いんですね。はいわかりました。後プロポーザルの意義だけを。

議長（大谷内義一）

誰、答弁しますか。

16番（山本一朗）

私の質問が悪かったと思うんです。まあ総務省の方の指導で入札にすると財源的にもっと有利だと。単価も低くなって。当初予算2億6千万見てたものが入札で1億6千万近くに落ちたと、そういうことで有利になるという指導で入札したと言われましたよね。さっき。さっき言ったがね。入札にしたほうが単価が落ちるという理解をされたんですよ。そうするとプロポーザルの意味というものが、いったいどこへいったのかなという思いだけで質問したんです。大意はございませんので。

議長（大谷内義一）

総務課長、答弁するか。総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸）

プロポーザルをなぜ取ったかという質問なんですけど、旧町村の間は色んな考え方、様々な町々の考え方があったかのように私は理解しております。そうした時に新町になったゆえに、皆さんの提案者の、色んな業者さんから提案を考え方を聞きたいと、その考え方を実施設計に反映させたいということでプロポーザルを行なったと。その考え方が今議員ご指摘の、業者の考え方が一番結果的には良かったということで、その考え方に基づいて今後実施計画がそういうふうになっていくということで、プロポーザルはそういう意味で良かったと思っていますし、議員先ご指摘の当初予算では2億7千万ほどの総事業費をみておりましたが、結果的にこのプロポーザルをやり、また再度それに基づいた、設計に基づいた入札を行なっ

た結果１億５千万程度になったということは、お金の面からみてもこのことは良かったのではないかなと、私はそんなふうに理解しております。

議長（大谷内義一）

１６番それで良いですね。１６番 山本一朗君。

１６番（山本一朗）

質問じゃございません。これは町長にお願いするんですが、先ほど町長の議案説明の中で、ＮＴＴの電話機という言葉が、課長やったかどなたかにあったと思うんです。ＮＴＴの電話機の端末器に云々という言葉があったんですが、この言葉、よく議会に出るんです。その度に町民の方意外と無知なんです。我々も含めて。要するに電話機というのはサンヨーであろうと、東芝であろうと高千穂通信であろうと一杯電話機あるんです。その電話機使っている人も、けっこういらっしゃいます。そしてまたＮＴＴの電話機も別にあると思うんですが、これはおそらくＮＴＴ認定の電話機という言葉に直したほうが理解しやすいんじゃないかと思うんです。そうしないと、けっこうな方が私は東芝の電話機使っているから、電話機も替えなければいかんのですかと聞かれるんですが、その辺の認識度合いをどう文字で今後訂正していただけるのか、担当課長誰かお願いします。

議長（大谷内義一）

広報情報推進課長 小西和夫君。

広報情報推進課長（小西和夫）

山本議員さんのご質問にお答えいたします。確かにＮＴＴの電話機というのは明記されておりますけども、電話機につきましても色々な電話機とか回線等がございます。できるだけそういう方向で小木地区、今後の能登町全体につきましてもできるだけ、どの回線でも使えるような方向で検討していきたいなと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

議長（大谷内義一）

他に質疑ありませんか。１８番 鶴野幸一郎君。

１８番（鶴野幸一郎）

最初に総務課長に確認したい点がございます。私の先日の一般質問の折りですね、新能登町情報化基本計画書なるもの、これについて説明を求めたところ、課長は起債をうけるという手段或いは補助金をうけるという手段を目的に作成したもので、議会に説明するようなものではないと、こういうお答えだったように思うんですが、間違いございませんでしょうか。

議長（大谷内義一）

総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸）

少し言葉が足りなかった面もあるかと思いますが、改めて説明させていただきます。議員ご指摘の基本計画につきましては、3町が合併するというお話が出ている時であります。当然それが熟してきている時であります。そういう時期に合併前債、ようするに普通我々合併後に特例をうける起債合併債といいます、皆さんご存知でしょうけど。これは百何十億円という枠がありますが、合併前債につきましては、この事業が適才だということになれば枠はございません。従って合併後の合併債の枠を少なくせず、事前でそういう仕事ができる。そういう時には当然3町がお互いに計画を共有している物を作らなければなりません。それか、90万ほどだったと思いますが、内浦町さんに主役になっていただきまして各々が負担金を出した形、内浦町さんがそれを取りまとめたかんで、これはあくまで予算上は当然町のそれぞれの持分を予定して、当時において説明しておるわけですが、出来た基本計画の詳細なところについては、議会に対してあらためてこういう計画です、ということは説明していないということを申し上げたつもりですので、議会に説明する必要がないと言った、過激な言葉を使ったことに対しては訂正させていただきます。

議長（大谷内義一）

18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎）

ともあれ議会の説明云々は後でおいといてですね、そういう100万足らずの、100万近くの予算をかけて今後の新町の情報化計画基本構想、こういう物を作成したと。それがどんな計画であったのか、単なる間に合わせの起債目的で、あるいは特例債目的でにわか作りで作ったというふうに私はちょっと考えにくいんですが、やはり、それはそれなりの内浦町の整備もあるし、能都町のリニューアルの問題もあるし、柳田とのネットワークの問題もあるし、全部総合した形で相当の時間と労力と金をかけて作成したと、こう判断するのが私普通じゃないかと。こう思うわけで、まあ、それが間に合わない、あまり役に立たないだったかというような、そういう私のとり方が間違っているのか、私はそういうふうにちょっと聞こえたんですが。そういう大きな金を使ってですね、後のきかないような仕事をするとなればですよ、これは税金のたいへんな無駄使いであると。こういうことが全国津々浦々で行なわれているとすればですね、大変な規模の、額の無駄使いになるんじゃないかと、こう思ったもんで課長いいことを言ってくれたかと、これは提言して、ひとつ全国提言して数億か数十億か知りませんが、この税金の節約を云々されてる時期ですので、こんなもんはやめてもらいたいと、こう提案するつもりでおったんですが、課長、どうでしょう。まあいいです。そういうものではないと、いうことですね。やはりそれなりの町の今後の新しい町の情報に関する基本的な計画がそこに網羅されていると、こう判断したほうが妥当ではないかと、やはりそれは、きちっと議会の皆さんにも少なくとも総務常任委員会等にですね説明があってしかるべきではなかったかなと、こう判断するわけで、ひとつまた、そういうことをやっていただきたいと思います。それでですね、先ほど山本議員からも若干ございましたプロポーザル、本来常識的にはこういうような基本計画があって、それから実施計画を組んで設計屋さんに頼んで、それから競争入札を行なっていくと。これでいいわけですね。普通ならば。

ところがそこにプロポーザルを挟んで、挟んだことに対して、先ほどもあったようにどんな意味があったのかなと。こう素朴なこれ、疑問が湧いてくるわけで、私のみならず素朴な疑問としてそれが湧いてくると。そういう町に１００万のお金をかけた、１００万近くのお金をかけた基本構想があって尚且つ不足で不備があって、あったかどうか知りませんけども業者さんから今度は無料でいい案をよこしてくださいと言って、集めて、審査して、はいNECさんあなたはりっぱな名案でございましたと。今後それを整備していく場合に反映させていただきますと。こういうことなんです、私個人的に推測してる訳でなくて、ここの８月９日の新聞ですね、建設新聞にそういうことが出ておりますね。能都町は情報ネットワーク地区についてプロポーザルを開催しており、２２日から４社、２２日に４社から提案を徴集すると、内容はCATVの分析、問題点の洗い出し、ネットワークを活用したアプリケーションの提供、伝送路の維持管理、未整備地区の建設の提案などとなっております。で未整備地区である旧内浦町へのCATV整備や旧能都町、柳田村の既存設備の維持管理業務の基本設計を依頼したと。こういう案内が載ってるわけで。そうするとこの常識的に採択して、決定した。NECさんあなた、たいへんにりっぱな案でしたよと、今後旧内浦地区の整備にも貴方の案を、提案を採用していきますよという意味なんですね。公のもんなんですね。そうするとですね、ここで疑問が湧くんですが、なぜ今度、公正競争入札にこの提案者の、あなたの案をやっていきますよという提案者が、今度入札に参加するのかという。これ非常に有利ですね。自分の作った計画、自分の作った提案、自分達の使う機種、こういうものを全部いれて、そして価格もいれて、こういう知る立場にあるわけですね。その人が、その会社が入札に参加するということは、誰が考えても圧倒的に有利、それは採用されるかどうか別問題にして、有利、有利であるということは、誰でもわかることですね。こういうことについてだから、なぜ有利にことが運ぶような段取りをしてやったのかと私思うのですが。町長ちょっとこの点について答えて下さい。

議長（大谷内義一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まあ確かにプロポーザルに関しましては、今後の能登町としての通信網の整備をどうするかというようなご提案を頂きました。単にテレビを見るときインターネットをするときというだけではなくって、幅広く告知放送あるいはIP電話も含めて、そしてまた携帯の不感地帯の解消に向けて、そしてそのものが出来上がることによって、福祉、教育あるいは産業にも利用できるというような大きな構想の中での提案を頂きました。ですが、その競争入札にした時に、そういった業者、提案した業者を入れて有利になるんじゃないかというお話ですが、確かにそういう面もあろうかと思いますが、それぞれの考えで提案していただきましたので、また競争入札とプロポーザルとは別個のものと、私は思っております。将来の能登町を見据えた良い提案を皆さんにさせていただいたというふうに思っておりますが、やはり一番良かったのがNECということで、工事の発注とはまた別個のものだというふうに考えております。

議長（大谷内義一）

18番 鶴野幸一郎君。もう一問にして下さい。

18番（鶴野幸一郎）

町長はですねそういうふうにお考えになる訳で、当然そうでないかと思えますけれども、自然の流れとして、そういうふう不思議だなというふうに思われる節がやっぱりあるわけで、そういうことについて私はNECさんの採択したNECさんの提案というものに沿って、そして日本農村システム協会というんですか、設計屋さんが設計をすると、この二人のコンビというのは旧能都町でずっとやってきたコンビなんですね。そうするとやはりNECさんの意向に提案にそったかたちで設計が行なわれると。そのことについて、もとづいて入札が行なわれていくということは、非常に更正な、あるいは公平さを欠いた入札にならないかなと、なるんではないかなと。逆にもっと悪く考えれば、あんまり考えたくないんですが、そういう更正、公平な入札業務を妨害するような形を町がとっていたんじゃないかなと、こんなふうにまで考えてしまう。そういう複雑怪奇なもっとシンプルないつものごとくですね、シンプラーな形で入札をやれば良かったのに、その入札業務の途中に、まさに途中でそういう形でプロポーザルをやっていくという不迷路きわまりない私にとってはまさに不迷路きわまりないと、こう私は感じるわけですが、そういうことについてひとつ、もう一度町長、町民によくわかるようにご説明を願いたいと思います。私は理解しておりますよ。町民がよくわかるようにひとつご説明をして頂いて。

議長（大谷内義一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども申しましたように、プロポーザルはあくまでも能登町全体の将来像を見据えた提案を頂いたと言うことで、競争入札に関しては、そういった業者の競争間で誰が落札するかわからない状態で入札を行なうわけですから、結果は結果としてあるわけなんです。そういった公平、更正でいい私は思っておりますし、今後もそういったプロポーザルといった手法はすばらしい手法だというふうに私は思います。色んな方からの提案をうけてそして、自ら自身もそれを学ぶことによって、能登町としての一番より良い方向性を見出せるんじゃないかなというふうに思っておりますのでプロポーザルと入札とは、今回の場合は全く関係ないと、こういうふうにご認識いただきたいと思います。

議長（大谷内義一）

これで質疑を終わります。これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号から議案第51号までの2件を一括して採決します。お諮りします。議案第50号「平成17年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備伝送路工事請負契約につい

て」から議案第51号「平成17年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約について」までの2件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第50号、議案第51号は原案の通り可決されました。

奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙

先日、田高宗男君から、奥能登広域圏事務組合議会議員の辞職願いが提出されました。お諮りします。奥能登広域圏事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、奥能登広域圏事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3「奥能登広域圏事務組合議会議員辞任の件」を議題とします。局長に辞職願いを朗読させます。

局長（仕明哲）

朗読させていただきます。

平成17年9月13日 能登町議会議員 大谷内義一殿 能登町議会議員 田高宗男
辞職願い このたび長期入院加療により奥能登広域圏事務組合議会議員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。 以上でございます。

議長（大谷内義一）

お諮り致します。田高宗男君の奥能登広域圏事務組合議会議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、田高宗男君の奥能登広域圏事務組合議会議員の辞任を許可することに決定しました。お諮りします。ただいま、田高宗男君の奥能登広域圏事務組合議会議員の辞任が許可されましたので、一人の欠員が生じたため組合同規約第5条第3項の規定により、組合議員を選挙する必要があります。したがって、奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行ないたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行なうことに決定しました。

追加日程第4 選挙第8号「奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙」を議題と致します。お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦に致したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行なうことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することにしました。奥能登広域圏事務組合議会議員に32番 竹中初男君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました竹中初男君を、奥能登広域圏事務組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、竹中初男君が奥能登広域圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、奥能登広域圏事務組合議会議員に当選されました竹中初男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

お諮り致します。本日、穴釜光雄君と市浜等君から「常任委員会の所属変更の件」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「常任委員会の所属変更の件」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

常任委員の所属変更

追加日程第5「常任委員の所属変更の件」を議題とします。保健福祉常任委員の穴釜光雄君から産業建設常任委員に、産業建設常任委員の市浜等君から保健福祉常任委員に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申し出があります。穴釜光雄君及び市浜等君から申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(保健福祉常任副委員長を互選するため、保健福祉常任委員会が開催されますので、委員各位は議員控え室にお集まりください)

再 開

議長（大谷内義一）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、委員会条例第9条第2項により休憩中に保健福祉常任委員会で互選されました副委員長をご報告いたします。

保健福祉常任副委員長に37番 岩坂喜通君でございます。これで、保健福祉常任委員会副委員長の互選報告を終わります。お諮りします。

総務常任委員会をはじめとする4常任委員長及び2特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について、また、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第6として議題と致します。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第6「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とするこ

とに決定致しました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了致しました。ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りありがとうございました。また報告1件、議案15件、諮問1件についても可決いただき誠にありがとうございました。追加可決いただいた2件はこれからの情報社会において、また防災面において町民に利便と安全安心を与えることができるのであり一日も早い完成を望むものであります。可決、承認いただきました案件につきましては、誠心誠意執行に努めて参りたいと存じますので、今後ともよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

閉 会

議長（大谷内義一）

これをもちまして、平成17年第3回能登町議会定例会を閉会いたします。
9日間にわたる長い帳場、皆さん大変ご苦労様でした。

（午前11時57分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年9月22日

能登町議会議長

大谷内義一

署 名 議 員

岩住 福二

署 名 議 員

石岡 安雄